平成27年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示····································
○平成27年第2回那珂市議会定例会会期日程2
○応招·不応招議員····································
第 1 号 (6月2日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
〇地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者6
○議会事務局職員
〇開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○会議録署名議員の指名
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
○報告第2号~議案第52号の一括上程、説明8
○散会の宣告····································
第 2 号 (6月4日)
○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
〇地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者1 3
〇議会事務局職員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○開議の宣告····································
○諸般の報告····································
○一般質問
14番 武 藤 博 光 君
ふるさと納税について
空家対策
額田地区の活性化について
11番中崎政長君

那珂市	すの地方債の(昔入について		3 3
市職員	員の労働時間	こついて		3 7
市の観	見光事業につい	ヽて		3 9
20番 オ	マログロ 村 静 ラ	支 君		
雇用の	問題につい			4 3
住宅り	「フォーム助」			46
平和問	問題について・			5 0
6番 オ	野 広 ′	置 君		
まち・	ひと・しご	: 創生総合戦略について…		5 3
障がい	者支援につい	١٦		5 8
コミニ	ユニティセン	マーについて		6 2
1番 筒	前 井 かよ	2 君		
曲がり	屋の屋根の	葦替え保存について		6 3
ニセ電	電話詐欺の防	上対策について		6 6
7番 さ	ゴ 川 洋	- 君		
自治会	(等の区割り)	ひ住居表示について		7 0
一般質	質問に対する	検討事項の回答について…		7 5
○散会の宣告…				7 9
第 3 号	号 (6月5	1)		
○議事日程				8 1
○本日の会議は	に付した事件・			8 1
○出席議員				8 1
○欠席議員				8 2
○地方自治法第	第121条第	「項の規定に基づき説明 <i>の</i>)ため出席した者	8 2
○議会事務局職	战員			8 2
○一般質問				8 3
15番 遠	遠 藤 :	ミ 君		
空き家	え対策につい`	Ç		8 3
選挙事	事務について.			9 3
	書 嶋 寿			
静峰る	るさと公園	こついて		9 8

歴史民俗資料館について1	0 4
住宅関連助成制度について	0 6
2番 寺 門 厚 君	
地域資源の有効活用について	0 7
学校施設の維持管理について	1 5
10番 勝 村 晃 夫 君	
瓜連小学校プールについて	2 2
らぽーる入口交差点の改修について	2 4
19番 石 川 利 秋 君	
寄居工業地域「用途地域」の見直しについて	2 7
12番 笹 島 猛 君	
自治会制度について	3 1
四中学区コミュニティセンターの設置について1	4 3
マイナンバー制度について	5 0
○議案等の質疑	5 0
○議案等の委員会付託	5 2
○請願・陳情の委員会付託	5 2
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5 3
第 4 号 (6月19日)	
○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出席議員	5 5
○欠席議員	5 6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者1	5 6
○議会事務局職員	5 6
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5 7
○表彰状伝達式	5 7
○諸般の報告	5 9
○報告第2号~請願第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決1	5 9
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決1	6 7
○委員会の閉会中の継続調査申出について	6 8
○委員会の閉会中の継続審査申出について	6 9
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6 9

○署名議員····································

那珂市告示第74号

平成27年第2回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年5月26日

那珂市長 海 野 徹

記

- 1. 期 日 平成27年6月2日(火)
- 2. 場 所 那珂市議会議場

平成27年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

				T	T	(会朔18日間)
日	次	月 日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第	1 日	6月 2日	火	午前10時	本会議	1. 開 会
						2. 諸般の報告
						3. 会議録署名議員の指名
						4. 会期の決定
						5. 議案の上程・説明
第	2 日	6月 3日	水		休 会	(議案調査)
						(議案質疑通告締切、正午まで)
第	3 日	6月 4日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
				午前10時	本会議	1. 一般質問
第	4 日	6月 5日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問
						2. 議案質疑
						3. 議案の委員会付託
						4. 請願・陳情の委員会付託
第	5 日	6月 6日	土		休 会	
第	6 目	6月 7日	日		休 会	
第	7 日	6月 8日	月		休 会	(議事整理)
第	8 日	6月 9日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第	9 日	6月10日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第 1	0 日	6月11日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第 1	1 日	6月12日	金		休 会	(議事整理)
第 1	2 日	6月13日	土		休 会	
第 1	3 日	6月14日	日		休 会	
第 1	4 日	6月15日	月		休 会	(議事整理)
第 1	5 日	6月16日	火		休 会	(議事整理)
第 1	6 日	6月17日	水		休 会	(議事整理)
第 1	7 日	6月18日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
						(次期定例会会期日程案)
				午前10時	全 員	1. 全員協議会
					協議会	(質疑・討論通告締切、午後5時まで)
第 1	8 目	6月19日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決
						2. 閉 会

○応招·不応招議員

応招議員(22名)

1番	筒	井	かり	と子	君	2番	寺	門		厚	君
3番	小	宅	清	史	君	4番	助	Ш	則	夫	君
5番	綿	引	孝	光	君	6番	木	野	広	宣	君
7番	古	Ш	洋	_	君	8番	中	庭	正	_	君
9番	萩	谷	俊	行	君	10番	勝	村	晃	夫	君
11番	中	﨑	政	長	君	12番	笹	島		猛	君
13番	君	嶋	寿	男	君	14番	武	藤	博	光	君
15番	遠	藤		実	君	16番	福	田	耕[回郎	君
17番	須	藤		博	君	18番	加	藤	直	行	君
19番	石	Ш	利	秋	君	20番	木	村	静	枝	君
21番	海	野		進	君	22番	木	内	良	平	君

不応招議員(なし)

平成27年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号(6月2日)

平成27年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第1号)

平成27年6月2日(火曜日)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案説明

報告第 2号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)

報告第 3号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第 4号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)

報告第 5号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第 6号 平成26年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 7号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 8号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰 越明許費繰越計算書について

報告第 9号 平成26年度那珂市水道事業会計予算繰越計算書について

議案第48号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第51号 那珂市地域審議会設置条例を廃止する条例

議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 筒 井 かよ子 君 2番 寺 門 厚 君

3番 小宅清史君 4番 助川則夫君

光 6番 宣 5番 綿 引 孝 君 木 野 広 君 7番 古 Ш 洋 君 8番 中 庭 正 君 9番 谷 君 村 晃 夫 君 萩 俊 行 10番 勝 﨑 政 猛 君 11番 中 長 君 12番 島 笹 13番 嶋 寿 男 君 14番 藤 博 光 君 君 武 15番 君 16番 耕四郎 君 遠 藤 実 福 田 17番 須 藤 博 君 18番 加 藤 直 行 君 19番 Ш 利 秋 君 20番 村 枝 君 石 木 静 21番 海 野 進 君 22番 木 内 良 平 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長 野 徹 長 崎 達 海 君 副 市 松 人 君 教 育 長 秋 Щ 和 衛 君 企 画 部 長 関 根 芳 則 君 総務部長 宮 俊 美 市民生活部長 豊 君 本 君 車 田 保健福祉部長 大 部 公 男 君 産業部長 佐々木 恒 行 君 建設部長 冨 田 慶 治 君 上下水道部長 Ш 裕 君 石 消防本部次長 門 教育部長 君 寺 忠 君 会 沢 直 (消防長代理) 行財政改革推進室長 会計管理者 野 男 君 引 智 君 上 隆 綿 農業委員会事務局長 危機管理監 樫 武 君 引 田 克 治 君 村 総務部次長 Ш 崎 君 薫

議会事務局職員

 事務局長深谷
 忍君
 書記
 小田部信人君

 書記
 萩谷将司君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(助川則夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しております ので、ただいまより平成27年第2回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(助川則夫君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防本部次長、会計管理者、行財政改革推進室長、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めております。

職務のため、議会事務局より事務局長、書記が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおりお手元に配付しております。市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成27年3月、4月、5月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙 写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、市長から那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類がお手元に配付してありま すとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(助川則夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、筒井かよ子議員、2番、寺門 厚議員、3番、小宅清史議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(助川則夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から6月19日までの18日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会決 定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

◎報告第2号~議案第52号の一括上程、説明

〇議長(助川則夫君) 日程第3、報告第2号から議案第52号まで、以上13件を一括議題と します。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 海野 徹君 登壇]

〇市長(海野 徹君) おはようございます。

平成27年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご 挨拶を申し上げます。

日ごろ議員の皆様方には、市政の進展と円滑なる運営のため格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、平成27年度がスタートして2カ月が過ぎました。この間、私が公約として市民の皆様にお約束した各種の取り組みにつきましては、その実現に向け、議員各位のご理解、ご協力のもと、全力で邁進しているところでございます。

今後とも、市民の安心・安全の確保を第一としながら、私の市政運営のモットーであります「一人ひとりが輝くまち」「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現を目指し、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げる次第であります。

それでは、今定例会に提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

提出しました事案につきましては、報告が8件、議案として条例の一部改正が3件、条例の廃止が1件、平成27年度一般会計補正予算が1件の計13件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明をいたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市 税条例等の一部を改正し、平成27年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、個人市民税関係では、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに控除が受けられる仕組みを導入するものでございます。固定資産税関係では、土地に係る負担調整措置を3年間延長するものでございます。軽自動車税では、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率の引き上げを1年間延期し、平成27年度から平成28年度にするものでございます。また、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入するものでございます。

また、個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等に係る減免申請期間を納期限前7日から納期限に変更するものでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

報告第3号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行するものでございます。

主な改正内容は、課税標準の特例の対象者の拡大及び土地に係る負担調整措置を3年間延 長するものでございます。

続きまして、43ページをお開きください。

報告第4号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正し、平成27年4月1日から施行するものでございま す。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る賦課限度額を引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の減額において、控除額を拡大するものでございます。

続きまして、50ページをごらんください。

報告第5号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)。

平成26年12月1日に菅谷地内で発生した市道側溝の集水桝蓋はね上げによる車両損傷事故及び平成27年4月11日に南酒出地内で発生した倒木による車両損傷事故について、いずれも賠償額が決定し和解したので、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続きまして、53ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号 平成26年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

デマンド交通運行事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、空き家調査事業、地域介護・福祉空間整備補助事業、予防接種事業、不妊治療費助成事業、農地流動化促進事業、特産品ブランド化推進事業、プレミアム付商品券発行事業、安心安全対策両宮排水路整備事業、両宮排水路整備事業、下菅谷地区まちづくり事業、上菅谷駅前地区まちづくり事業、菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、小中一貫教育推進事業、小学校施設管理事業、小学校施設整備事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、54ページをお開きください。

報告第7号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

那珂久慈流域下水道事業に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、55ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

区画整理事業費に係る繰越明許費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続きまして、56ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号 平成26年度那珂市水道事業会計予算繰越計算書について。

大宮土木事務所施工の国道118号線道路改良工事の進捗に合せ、配水管布設工事予算を平成27年度に繰り越して執行するものでございます。

続いて、議案のうち、条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

58ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う 措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正(適用期間の延長)に伴い、那珂市原子 力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を「平成27年 3月31日」から「平成29年3月31日」に2年間延長するものでございます。

続きまして、62ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を図るため、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を「平成27年3月31日」から「平成29年3月31日」に2年間延長するものでございます。

続きまして、66ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

介護保険法及び介護保険法施行令が改正されたことにより、那珂市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、第1号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者については、基準額に乗じる割合を現行の0.5から0.05を減じて得た割合で軽減を行うこととする保険料率を規定するものでございます。

続いて、条例の廃止についてご説明いたします。

70ページをお開きいただきたいと思います。

議案第51号 那珂市地域審議会設置条例を廃止する条例。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の 那珂郡那珂町及び同郡瓜連町のそれぞれの区域ごとに当該区域を対象とする地域審議会を設 置していましたが、平成27年3月31日をもって那珂市地域審議会設置条例第3条に定める 設置期間が満了となったため、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、平成27年度一般会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,327万9,000円を追加し、188億6,327万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としては、総務費については、情報系及び業務系システム並びに行政不服審査法の関連法改正による例規ベースシステムの改修費を追加し、コミュニティ助成事業において、一自治会に助成金を、ふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業において、謝礼品に係る経費をそれぞれ計上するものでございます。

民生費については、生活扶助基準の見直しによるシステムの改修費を追加し、ひとり親家 庭等学習応援事業において、図書カードを配布するための経費を計上するものでございます。

衛生費については、保健福祉業務電算化事業において、システム移行に係る経費を追加し、 総合保健福祉センター管理事業において、空調設備の修繕費を計上するものでございます。

商工費については、なかひまわりフェスティバル事業において、バス借り上げ費を増額するものでございます。

消防費については、自主防災組織育成事業において、一自主防災組織に対して助成金を計上するものでございます。

教育費については、中学生を対象とした学力向上サポート授業の実施経費を計上するもの でございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入を計上するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

◎散会の宣告

○議長(助川則夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時20分

平成27年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号(6月4日)

平成27年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成27年6月4日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒	井	かよ子		君		2	番	寺	門		厚	君
3番	小	宅	清	史	君		4	番	助	Ш	則	夫	君
5番	綿	引	孝	光	君		6	番	木	野	広	宣	君
7番	古	Ш	洋	_	君		8	番	中	庭	正	_	君
9番	萩	谷	俊	行	君	:	1 0	番	勝	村	晃	夫	君
11番	中	﨑	政	長	君		1 2	番	笹	島		猛	君
13番	君	嶋	寿	男	君		1 4	番	武	藤	博	光	君
15番	遠	藤		実	君		1 6	番	福	田	耕四	即郎	君
17番	須	藤		博	君		1 8	番	加	藤	直	行	君
19番	石	Ш	利	秋	君	:	2 0	番	木	村	静	枝	君
21番	海	野		進	君	:	2 2	番	木	内	良	平	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市	長	海	野		徹	君	副市長	松	崎	達	人	君
教 育	長	秋	山	和	衛	君	企 画 部 長	関	根	芳	則	君
総務部	長	宮	本	俊	美	君	市民生活部長	車	田		豊	君
保健福祉部	『長	大	部	公	男	君	産業 部長	佐人	木	恒	行	君
建設部	長	富	田	慶	治	君	上下水道部長	石	JII		裕	君
教 育 部	長	会	沢		直	君	消防本部次長 (消防長代理)	寺	門		忠	君
会計管理	! 者	野	上	隆	男	君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	綿	引		智	君
危機管理	監	引	田	克	治	君	農業委員会事務局長	樫	村		武	君

総務部次長 川崎 薫君

議会事務局職員

 事務局長深谷
 混君
 書記
 小田部信人君

書 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(助川則夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は17番、須藤 博議員の1名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(助川則夫君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に 出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。 本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長(助川則夫君) 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。 これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがいまして、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。また、明日6月5日は通告7番から12番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

◇ 武 藤 博 光 君

〇議長(助川則夫君) 通告1番、武藤博光議員。

質問事項 1. ふるさと納税について。2. 空き家対策。3. 額田地区の活性化について。 武藤博光議員、登壇願います。 武藤議員。

〔14番 武藤博光君 登壇〕

○14番(武藤博光君) 議席番号14番、通告順1番の武藤博光でございます。

議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

また、同じく議長のお許しを得ましてお手元に資料を配付させていただきますので、ご案 内申し上げたいと思います。

それでは、会派新政会としましても、今度の一般質問は取り組んでいきたいなと思っている内容でございますので、その旨よろしくご答弁のほうをお願いしたいと思っております。

昨今になりまして各新聞やホームページをにぎわせていますのが、このふるさと納税というものでございます。ふるさと納税に関しましては、以前も同僚の議員が何人か質問をした 経緯があるわけでございますけれども、このふるさと納税の開始から今年で6年を迎えるわけでございます。ふるさと納税とは、自分のふるさとを大切に思って寄附という形でふるさとに貢献する制度で開始されるというふうに思っております。

本来ですと、生まれ育った地域から離れ、遠い地域に行ってしまったり、昔お世話になった人が住んでいた地域というものに、税金という形で寄附できるシステムなわけでございまして、最近の傾向としまして、自分のふるさとの寄附というよりも、これ魅力ある自治体への寄附というのが非常に多くなっているわけでございまして、これは一般財源を確保するという観点からも、非常に大いに取り組まなくてはならないものなのかなというふうに強く思っております。おのずから積極的に取り組んでいる自治体、そしてまたこれから取り組もうという自治体とでは、かなりこの寄附金額に大きな格差というものがあるわけでございます。ちなみに、どれだけ多くやっているかというのをちょっと調べてみたんですけれども、例えば長崎県の平戸市、このあたりでは12億7,800万円、そしてまた佐賀県の玄海町では9億3,200万円と、このように非常に多くなっているわけでございます。

那珂市としましては、今までどのような形でもってこのふるさと納税に取り組んできたのか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

平成20年の地方税法の改正によりまして、ふるさと納税の制度が始まったわけでございます。これは厳密な納税ではなくて寄附金税制であるため、ふるさと寄附金とも呼ばれており、市として那珂市ふるさとづくり寄附要綱に基づき寄附の受け入れを行っているところでございます。

なお、寄附に対してのお礼につきましては、ふるさとに対し貢献、また応援したいという 自主的な納税者の思いを実現する観点から創設されたことを踏まえまして、感謝の気持ちを あらわすものとして礼状と広報紙のみとしておりました。

また、これまでのふるさとづくりの寄附金の受け入れ実績でございますが、平成20年度が

9件で1,422万円、平成21年度が5件で25万円、平成22年度が3件で13万円、平成23年度が6件で46万円、平成24年度が7件で32万円、平成25年度が14件で328万3,000円、平成26年度が17件で276万4,000円となっております。これまでの寄附金の受け入れ総額は61件で2,142万7,000円となっております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) ありがとうございます。

那珂市としましては、私もホームページ等をちょっとチェックしてみたんですけれども、まだこれからというところみたいでございます。このふるさとのいろいろな受け入れに対して、感謝の気持ちとしていろんな物品等を贈ると、そのようなこともあると聞いておりますし、現実にホームページ上とかでも結構出ているわけです。やはりこの際、那珂市の特産物、観光行政にも大きく絡んでくるわけですけれども、その特産物をどんどんPRして、那珂市の受け入れた方々に対して感謝の気持ちとして贈ると、このようなこともこれから十分考えられるのかなというふうに思っているわけです。やはり一番人気であるのは米、そしてまた肉、またお酒、このようなかなりの地域の物産を多くの方々が希望していると、そのように聞いているわけでございます。

それにつきまして、その納税制度を活用して、今後那珂市としてどのような特産物をPR していくのかということについてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

以前の一般質問において、今年度中に特産品等のPR手法としまして、ふるさと納税を利用していくことをお答えいたしましたが、今年の9月からの実施に向け今現在準備を行っているところでございます。

謝礼品として贈る特産品等につきましては、市内で生産、製造、加工、販売されているものを原則としていまして、まず商工会の会員の協力をいただくことを予定しております。協力頂ける事業者の方との直接的な交渉や説明のほか、謝礼品のカタログの作成、ホームページの作成等の業務につきましては、今回新たに選定いたしました共同事業者が当る予定となっております。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 今ホームページ、そしてまたクレジットカードというお話もありますけれども、やはり最近の納税者の方というのは、ふるさと納税に関してホームページを見まして、どういう地域に寄附するのか、そしてまたそこではどのような特産物があるのか、そのようなことをすごく選別するような方がふえていると、このような話でございます。メールとかでも自然といろんなご案内が入ってきまして、私のほうのアドレスにもいろんなと

ころからふるさと納税してみませんかというようなお誘いのご案内が、自治体ではなく、そのようなクレジット会社、もしくはそれを運営しているサイトから入ってくる。例えばヤフーとかグーグルとか楽天とか、そういうところは非常にリンクされて入ってきているのが現状でございます。そうするというと、その人たちが寄附をするに当って、何をその地域でPRしているのかという、非常にPR、そしてまた特産物というのが大切になってくるのではなかろうかというふうに思っているわけでございます。

このふるさと納税に関しては、どのようなものに税金を使うのかという指定された納税のシステムというようなこともあるわけでございます。那珂市の場合、調べてみたんですけれども、私のほうから5点ほど申し上げますと、今の段階で那珂市としてやっている事業は5つありまして、自然環境の保全、福祉施設の充実、教育または文化の振興、快適な生活環境の形成、協働のまちづくりに関する事業と、このような5つの目的が課せられているのが今の現状でございます。

あと、ちょっとホームページで調べてみたんですけれども、ほかではどのようなものがあるのかなと思って見てみましたら、先ほど述べたふるさと納税が9億3,200万円あります北海道の上士幌町の例を挙げますと、上士幌町では非常に納税の使い方というのが10項目くらいありまして、一例を申しますと、小中高一貫モデル事業、吹奏楽部における部活動、そしてまた風船のアドバルーンで子育てを支援する、そしてまた認定こども園の異文化交流、このような非常に多種多彩なプロジェクトがありまして、それらに応じて各個人が納税するようなシステムになっている。そしてまた、そのおかげで子育ての少子化の対策では学童保育所でもってその送迎車両が買えたと、そのようなところまでいっている。9億3,200万円もあればそのぐらいできるのかなというように私も思うわけでありますけれども、やはり早い自治体ではこのようにいろんな面で目的に応じてさまざまな観点から受け入れの態勢をつくっているのが実情であります。

これから那珂市においてどのようなことでもって寄附金を集め、寄附者にとって手軽にできることを目安にやっていくのか、その方法論についてお伺いしたいと思います。

〇議長(助川則夫君) 総務部長。

○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

現在、ふるさと納税をしている方は、インターネットで納税先の自治体を選んでクレジットで支払いをするという手続が簡単で、非常に手軽な方法をとる流れが非常に多くなってございます。より多くの寄附を集めながら、市や市の特産品のPRをするためには、その方法が不可欠というのが現状であります。市といたしましても、気軽に寄附していただく環境を整えるため、インターネットでふるさと納税の代表的なポータルサイトとなっております「ふるさとチョイス」への掲載、それとインターネットからのクレジット払い対応などを予定しているところでございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) ありがとうございます。

そうしますと、今後那珂市としても「ふるさとチョイス」、このようなポータルサイトでもって多くの人から寄附金を募る、そのようなことでございます。それに関連しまして、さまざまな特典がこれから出てくると思います。平成27年4月1日より税制の改正が行われたということなんですけれども、このふるさと納税が大きく変ったこの税制は何なのか、その変更点についてお伺いしたく思います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

今年度は地方税法の改正が2つございました。まず1つ目は、控除の拡大でございます。これまでふるさと納税に対して控除対象外となる2,000円を除いた控除限度額のうち、個人住民税の所得割に対する控除額の上限1割と定められておりましたが、これが2割に拡大されます。具体的に試算をいたしますと、配偶者がいる給与所得者で年収が300万円の場合の控除限度額は、1万2,000円から2万3,000円に拡大します。年収500万円の場合は、控除限度額が3万円から5万9,000円に拡大されます。控除限度額が拡大したことで、希望者はより多くの金額をふるさと納税に寄附することができるようになるというもので、平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となっております。

2つ目でございますが、手続の簡素化でございます。これはふるさと納税ワンストップ特例制度の導入でございます。ふるさと納税をした寄附者は、原則としてその翌年に必ず確定申告をして寄附金額を申告しなければ税の控除は適用されません。しかし、このワンストップ制度では、確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、寄附先の自治体が5団体以内の場合に限り、確定申告を行わなくても税の控除が受けられるようになります。この制度を利用するためには、ふるさと納税先の自治体に対して寄附を行ったときに所定の申請書を提出する必要があります。また、税の控除は、寄附を行った翌年に課税される個人住民税が対象となります。事後の手続が不要になることで、より手軽にふるさと納税をできるようになるものでございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 本市もこのふるさと納税に力を入れることによりまして、自主財源を確保するとともに、地域のいろんな特産物、この特産物のPRというのが非常に大事かなと思っています。那珂でしたらさまざまな農産物もあります。そしてまた加工品。あとやっぱり米が一番人気というような話をしていますので、お米、お酒、このようなものを中心に、またお菓子等の加工品、このあたりも積極的にPRできるよう、この9月からのポータルサイトへの登録を非常に私も楽しみにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。続きまして、空き家対策のほうに移りたいと思います。

この空き家対策も、過去に何名かの議員が質問した経緯があるわけでございますけれども、今のところ非常に空き家が県内、そしてまた全国でふえていると。各自治体でもさまざまな条例制定や相談口設置などの動きが広がっており、総務省の調査によると、2013年現在で県内の空き家は18万4,700戸、空き家率は全国を上回る14.6ポイントに上がっていると、このようなことになっているのが県内の情勢でありますけれども、果たして今那珂市の空き家の状態、これについてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

昨年度、消防本部がパトロールにより調査した空き家件数は185件でございました。その 実態をしっかりと把握するため、今年度自治会にお願いして空き家調査を行うこととしてご ざいます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 空き家調査事業というのが今年の初年度の平成27年度の予算書に出ていたわけでありまして、予算総額としては、一般財源から379万3,000円が計上されておるわけでございます。平成25年のデータでは、先ほど空き家率は14.6%もあると、そのようなことを言ったわけでございますけれども、今後も空き家の件数というのはふえていくのではなかろうかというふうに思っております。

これは私の常会としている柄目町というところがあるんですけれども、ここではこの数年間で4件くらいの空き家が出てしまった。ほかの地域に転居したり、そしてまたお亡くなりになったり、そしてまたほかの地域に転勤等で引っ越していったと、このような形でもって空き家がふえているのが現状でありまして、これは何も都市部にとどまっておらず、本当にこの周辺の各旧農村地帯においても深刻な事態となっているわけでございます。それにつきまして、この空き家調査が今後実施されるという予定でございますが、それについてはどのようなことを行うのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

今年度の空き家調査につきましては、自治会との協議により実施する計画でございます。 自治会の役員改選がほぼ終りましたので、新役員体制のもとに今後中旬ごろに説明会を開催 いたしまして、7月から調査に入る予定でございます。調査期間は約2カ月と考えてござい ますが、調査票の記入及び所在地を地図に示すことや、外観の写真撮影などを行う予定でご ざいます。

なお、台帳の整備等がございますので、本年度いっぱい台帳の整備にはかかるのかなとい うふうに考えてございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) いよいよ市としても空き家対策に乗り出すと。これ非常によいことなのかと思いますけれども、それとともに、一応国のほうも今年の平成27年5月26日に空き家対策の特別措置法というものが全面的に施行されたわけです。自治体でも困っている。そしてまた国でも困っている。そのようなことでもって、市区町村は治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に対してさまざまな勧告や命令ができると、そのようなことがあるのかなと思っているわけでございます。

今までですと、固定資産税とかも、更地よりは古くても建物が建っているというと、税金が普通の民地と同じような6分の1の軽減ができたわけですけれども、今後はできなくなると。そのような課題が出てきます。そしてまた、自治体の権限というものが法律的に位置づけられ、対策が本格化していくと、このような傾向にあります。そしてまた、急激な人口減少で今後も大幅な空き家の増加が見込まれる。

このような法律ができている中で、特定空き家というものが話題となっておりますけれど も、この特定空き家というものが具体的にどのようなものになっているのか、それについて、 特定空き家に関してお伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険な状態となるおそれのあるもの、 衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことによる著しく景観を 損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るため、放置することが不適切である と認められるものを特定空き家というふうに規定してございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 特定空き家というのが存在すると。テレビとかを見ていますと、本当に各地域にいろんな空き家がある。そしてまた、その空き家に動物や犯罪等の温床となるような懸念があると、そのようなことがあるわけでございまして、そのような特定空き家がもしこの市内にあったときには、どのような手順で処理を行うのか、その方針等があればお伺いしたいと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** お答え申し上げます。

まず、特定空き家の処理に至るまでの経緯を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1段階として、市は特定空き家等の所有者に対しまして、その建物の除却、修繕、 立木等の伐採の措置をとるよう助言または指導を行います。そして、それに応じない場合は、 次に勧告を行います。さらに、勧告にも応じない場合、その勧告に係る措置をとるよう命令 を出すことになります。それでも応じない場合、行政代執行法に基づいて、本来特定空き家 等の所有者が果たすべき義務を所有者に代って執行するという手順になります。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) ありがとうございます。

この空き家なんですけれども、昨今の那珂市の人口の増減、そしてまた世帯数の増減というのを見てみますと、平成27年の6月1日現在では人口は5万5,635名、そしてまた世帯数は2万1,961世帯であったわけでございます。それが平成18年、約10年ぐらい前ですと、人口が5万6,631名、世帯数が1万9,711世帯というふうにありまして、人口はこの10年間で約1,000名減っているわけです。1,000名減っているのに対して、世帯数がこの10年間で2,250世帯ふえているということは、人口が減っているにもかかわらずおうちが建っているという状況になります。

これはアパートの部屋とかマンションの部屋とかの世帯も含まれるわけで、決して一戸建てというわけではないはずなんですけれども、その中の人口比率、1世帯あたり何名住んでいるのかというふうなデータを見ますると、10年前で1世帯2.87名、今年度6月1日で2.53名というように、核家族化というものが非常に進んでいるわけで、このようなものを考慮しますと、これから先ますます空き家というものがふえていく、そのような傾向にあるのかなというふうに思っているわけでございまして、今後、空き家というものをどれだけ有効に使っていくかというのが今後の課題ではなかろうかなというふうに思っているわけでございまして、この空き家の利活用ですね、これをやはり今後は積極的に進めなくてはならないなというふうに思っております。

うちの地元の柄目町内の話なんですけれども、空き家というのが例えば1カ所ありまして、 その空き家が非常に有効活用されているというようなこともあります。例えば、自宅の修理 のためにそこにちょこっと滞在したり、もしくはさまざまな事情で滞在しなければならなく なった方をそこへ滞在させたりというようなものが、決して公ではないんですけれども、民 間的、個人的レベルで利活用がされていると、このようなのは非常によろしい傾向なのでは なかろうかなというふうに思っているわけでございます。

この空き家の利活用を自治体がなんらかの形で活用すると、そのような方向も考えられる とは思いますけれども、空き家の利活用というのはどのように考えているのか、お伺いした いと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

空き家の利活用につきましては、空き家調査の結果を踏まえた上で空き家バンク等の制度 を創設し、空き家利用の1つの手段として検討してまいりたいと考えてございます。

また、まち・ひと・しごと創生本部会議でも空き家バンクの施策については定住化促進の 1つの選択肢として考えられてございますので、これらと整合を図りながら検討してまいり たいということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) この前、テレビを見ていたんですけれども、空き家に関して非常にさまざまな自治体が協力をしている、そのようなものを数多く見受けたわけでありまして、ちょっと自分でも調べてみたんですけれども、新潟県の村上市ですね、この新潟県の村上市は日本海側の本当に雪国なんですけれども、ここでは空き家に対して、売りたい人編、そしてまた空き家を買いたい人編というふうに分けて、市が仲介となって交流を行っていると。それによりますと、結構な数で空き家というものに対して市が介入して仲介役を果たしている、そんな実態も多くあります。

そしてまた、昨今は大手の住宅メーカーというのも、この空き家に乗り出しているのが確認できているわけでありまして、大手の住宅メーカーが介在しまして、そこでリフォーム等を行って、そしてまたそれを第三の方に貸したり、売ったりすると。もはやこの空き家というのが単なる使い物にならないものから、すごく資源的有効な活用方法になってきていると、このような傾向が出ているわけでございます。

この村上市も、移住者に対してさまざまな制度的な面で、税制的な面でも優遇しているというような話を聞きます。このような助成金について、同じく県内、この近隣の市町村もあるかと思いますけれども、どのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

全国で空き家は820万戸、7戸に1戸は空き家だと言われてございます。茨城県内の市町村では、大子町、笠間市、美浦村、利根町の4市町村が空き家バンクの登録制度を行ってございます。空き家バンクの仕組みは、空き家の所有者が物件の登録を、空き家利用希望者に対して利用登録をしてもらい、茨城県宅地建物取引業界等に仲介をしてもらい、契約をする仕組みでございます。

助成金でございますが、大子町では空き家の入居者に支度金として20万円助成してございます。

笠間市は修繕費用の2分の1以内、50万円が限度なんですが、これを空き家バンクの登録物件を購入する場合実施してございます。あと、土地の購入等につきましては3%、30万円を補助し、賃借する方へ補助として家賃2カ月、10万円限度を補助してございます。

美浦村では、空き家バンク制度には助成制度はございませんが、美浦村に住宅を取得した場合、納付した当該住宅及び敷地に係る固定資産税相当額が奨励金として交付されます。ただし、取得した住宅によって限度額が次のとおり設定されています。新築住宅は20万円、中古住宅は10万円ということでございます。申請時におきまして、世帯住居によって交付期間は異なりますが、この交付期間は当該物件に固定資産税が課税された初年度から計算いたし

ます。申請時に同世帯に義務教育前の子がいる場合、最長5年、申請時に同世帯に義務教育 前の子供がいない場合3年。

利根町では、空き家バンクの登録されている者に引っ越しの費用、仲介手数料の一部として20万円、リフォーム工事の2分の1、30万円を限度として助成してございます。また、空き家バンクの提携ローンとして、空き家バンク登録物件を取得する場合、常陽銀行と連携し、店頭金利からマイナス1.6%金利を適用し、融資金額最大1億円の融資を行っているという状況でございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 武藤議員。

○14番(武藤博光君) ありがとうございます。

やはり近隣もさまざまな形でこの空き家というものに関して行政がバックアップしている と。ぜひとも当那珂市においてもこのような形で、空き家調査がこの夏から始まるわけでご ざいますけれども、その結果次第においては十分なるバックアップ体制、そしてまた空き家 の利活用ができることを望んでおきます。

続きまして、額田の活性化について質問を行いたいと思います。

まず、JR額田駅のほうなんですけれども、JRという会社は、基本的には駅の運営、そしてまたほかの付随物というものに関しては、余りいろんな面で積極的な形では物をつくらないというような形になっているのが通常かなというふうに思っております。そんな中で、このJRの自転車駐車場の設置というのに関しまして、国レベルで協議会があると。全国自転車問題自治体連絡協議会というのがあるわけでございまして、これは年に一度国土交通大臣宛てに鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐車場を付置義務化というような自転車改正法の要望を行っているということがございます。

これは、県内の自治体では、今把握できるのでは2つの自治体、水戸と土浦のこの2つの 自治体がこの全国自転車問題自治体連絡協議会の加盟している市なわけでございますけれど も、今後那珂市においても、このようなものに参加してもよろしいのかなというふうに思っ ております。

このJR水郡線、これは市内に9駅ございます。このような9駅がある自治体というのは 県内でも余り多くないのではなかろうかなというふうに思っておりまして、JRというのは、 今となっては那珂市は旧太田街道では茨城交通のバスがあった。そしてまた東海と菅谷を結 ぶ路線とか、また常陸太田と東海を結ぶ路線とか、非常にさまざまな民間のバス会社の交通 網があったわけでございますけれども、今はこのようなものがなくなっておりまして、多く の住民が太田とか大宮とか水戸に行くときにはJRを使う、もしくは乗用車ということなん ですけれども、私たち最近特に極力JRを使うというふうに努力しております。

そして、うちから間近の駅まで自転車で約10分かからないですけれども、そういうふうな 形で使っているわけでございますけれども、何せこの額田の駅には駐輪場がない。風が吹い たり、大雨になったりするというと、自転車がビショビショになってしまって非常に困る。 私以外にも高校生とかが使っているわけですけれども、そのような方が非常に不便を感じて いるのが実態でありまして、この額田駅の駐輪場をぜひ設置していただきたいと思うわけで ございますけれども、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **○企画部長(関根芳則君)** お答え申し上げます。

ただいま議員からご提案がありました額田駅の駐輪場の整備につきましては、市といたしましても、地元のご要望や利用者の利便性向上の観点から、必要性があるというふうに感じているところでございます。敷地の大部分がJRの用地であるため、JRに確認をさせていただいたところ、額田駅の駐輪場については整備する考えはないようでございます。

敷地奥の一部に市の土地がございますが、市の土地に駐輪場を整備した場合に利用者の利便性が損なわれるということも考えられますので、昨年度JRに対して用地の借用について要望をさせていただいたところでございます。今後、JRと協議を進めまして、できるだけ早期に整備を行いまして、利用者の利便性の向上を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) JRにつきましては、最近、後台駅に駐輪場とトイレが完備されたと。このように各市内の駅でも市としてさまざまな附帯物の整備、自転車置き場の整備を行っておりますので、ぜひとも額田に関しましても早急に自転車置き場をつくっていただきたいと、このようなことをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、道路及び下水道の整備状況についてお伺いしたいと思います。

額田地区における道路整備の状態、これが町当局に言わせますと、全体の中で計画して予算をとっているのだからなかなか1カ所ばかりできないと、このような答弁をいただいておるわけでございますけれども、まずこの額田の整備状況について概略の説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- ○建設部長(冨田慶治君) お答えいたします。

額田東郷地内の常陸那珂港山方線の樫村石油から米崎四堰地内を結ぶ市道6の01号線、道路整備名、額田東郷新地後坂下線につきましては、本年度本米崎四堰境から第1期分として昨年延長580メートルを測量委託を発注いたしました。本年度につきましては、有ケ池土地改良区域内の道路用地取得を行う予定でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) ありがとうございます。

この路線は数年前から陳情しておりまして、ようやく測量ができたと、そういうわけでございます。現実的に今の状況はどうかといいますと、交通量は非常に多い、そしてまた水たまりが大雨時に発生すると、そのような状況でございまして、問題となるのは、通学路として使っておりますので、子供たちが冠水した道路で通れなくなってしまうと、このような大雨が発生しますけれども、その対策などはいかがなものでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

本路線の整備において、排水構造物、いわゆるU字溝、管等を設置することによって解消を図りたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) その新地額田線なんですけれども、これは何区間に分けて工事するのか、そしてまた平成何年ころこの道路が完成をするのか、そのときの排水、流末などは可能なのか、また幅員はどのくらいなのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

本路線は全体で約1,200メートルあるため、3期に分けて整備する計画となっております。 第1期分の工事につきまして、道路用地取得状況にもよりますが、既水田の盛り土部分について用地取得の次年度に土盛り工事を行い、地盤の安定を図る計画で進めます。第1期分の完成につきましては約4年程度かかると考えております。

雨水排水につきましては、流末を確保しながら道路整備を行う計画でございます。道路幅 員につきましては、歩道つきで9メートルを計画しております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 続きまして、南郷地区、これは額田で言いますと第3自治会、第2 自治会、第4の一部が入りますけれども、そこにおいて特にサンパギタから旧道の路線、そ してまた額田城裏の路線というものが計画に挙がっておりますけれども、このあたりの進捗 状況、これについてはいかがでしょうか。
- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- ○建設部長(冨田慶治君) お答え申し上げます。

本年度、長堀地内の市道8の1883号線、整備路線名でございますが、額田南郷長堀線、額田城跡北西の市道8の1852号線、整備路線名、本宿三の丸線の2路線の測量委託を発注する予定でございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 武藤議員。

○14番(武藤博光君) この額田城線につきましては、地権者の方々も快く広げてほしいと、 そのようなことで了解があるみたいですので、できる限り早く南郷地区の二路線を測量から 整備とかにお願いしたいと思います。

これについては幅員どのくらいで、水路は附属するのか、そしてまた完成はいつごろなのかについて、わかればお伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

道路幅員は4メートルで、片側U字溝を敷設を計画しております。本年度測量委託、次年 度実施設計、用地買収を行い、順調に進めば平成29年度に工事に入りたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 平成29年度工事ですので、完成まであと二、三年かかるかと思いますけれども、早急なる整備をお願いしたいと思います。

続きまして、額田北郷地区、これは第5自治会、第6自治会、第2自治会が関連するところなんでございますけれども、これは後宿の地域、そしてまたチルドレンズ周辺、そしてまた額田神社周辺も狭隘道路が非常に多く、陳情とかはされておりますけれども、これの見通しというものはいかがなものでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- ○建設部長(冨田慶治君) お答え申し上げます。

ご質問の北郷地区の道路整備要望は何路線かございます。その整備につきましても公共下 水道整備事業区域と重なるところもありますので、下水道課と協議をしながら道路整備を進 める計画となっております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 同じく、第6自治会の天神小屋線というのは10年前から計画されており、まだ一部の部分しか拡幅とはなっていない。これ非常に懸案されている路線なんですけれども、これらの一部排水路もあります。排水路があるということで、流末については問題ないのかとは思いますけれども、これについての予定と排水路の整備についてお伺いしたいと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- ○建設部長(冨田慶治君) お答え申し上げます。

ご質問の市道7の16号線、整備路線名、新道天神小屋線につきましては、道路整備に対してまだ同意を頂けていない方がおりますので、自治会等のご協力を得ながら事業を進めたいと考えております。

また、排水整備につきましては、道路整備にあわせて行う計画となっております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 一部同意を得られていないというふうにありますけれども、やはりこれからの道路づくりというのは、100%の同意がなかなか困難な場合は一部その地区を除外して、多少変則的にはなるけれども、整備を進めていっていただきたいと、このように思っておるわけでございます。同じように、下水道の埋設が今第1期工区で始まっておりますけれども、この下水道の整備状況についてお伺いしたいと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 上下水道部長。
- 〇上下水道部長(石川 裕君) お答えいたします。

額田地区の下水道の整備状況でございますけれども、額田地区につきましては、平成23年度に旧国道349号線を中心とします額田北郷地区の54.2~クタールの事業認可を取得いたしまして、平成25年度より整備に着手しております。平成27年の4月1日には整備完了しました11.57~クタールの供用開始の告示をしたところでございます。

また、東郷地区の60.7~クタールにつきましても、平成25年度に事業認可を取得しておりまして、平成26年度12月2日に地区説明会を実施したところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) そうしますと、大体北郷地区、東郷地区というのは下水道が網羅されるような話でございますけれども、未整備の地区があるわけですね。額田ですと額田駅周辺、そしてまたバイパスから南側の地域というのが残ってしまうわけでありますけれども、やはり皆さん那珂市民でありますので、応分の納税者なわけでありますので、当然ながら下水道の恩恵も得たいと思っているわけですけれども、その未整備地区の今後の予定、これはどのようになっているのかお伺いします。
- 〇議長(助川則夫君) 上下水道部長。
- 〇上下水道部長(石川 裕君) お答えいたします。

額田地区の、先ほど議員のおっしゃられた未整備地区の今後の整備予定でございますけれども、こちらにつきましては、まだ平成28年度の全体計画の見直し後に、平成30年度に整備地区の選定を行うこととなっておりまして、那珂市公共下水道事業審議会の中で決定されることになると考えております。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) これらの未整備地区ですね、平成30年に行われるということでございますけれども、北郷、そして東郷、またこの未整備となる地域、できる限り早く整備されていただきたいと、このように思うわけでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、幼稚園の利活用なんですけれども、今度額田幼稚園が来年で廃園になるということを伺っております。額田幼稚園がなくなりますと、学校群が1つ減っちゃいまして、その跡地の問題とかも出てくるわけでございますけれども、この跡地利用については何かお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- **〇教育部長(会沢 直君)** お答え申し上げます。

平成27年3月に策定いたしました那珂市公立幼稚園教育振興計画の一部を見直しました再編計画に基づきまして、額田幼稚園は平成28年度に横堀幼稚園と先行統合することといたしました。統合後の額田幼稚園の跡地等の利活用につきましては、立地場所や周辺環境等を考慮して考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) そうしますと、額田幼稚園の跡地、これが非常に有効活用されるのではなかろうかなというふうに思っているわけでございますけれども、その利活用の1つとして、私も前から言っておりますけれども、観光客に対する駐車場、そしてまた観光ボランティアの活動拠点として活用してはどうかというふうに思っておりますが、その点についていかがなものでしょうか。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

観光客の増加を図るためにも、額田城跡を訪れる観光客の駐車場の整備は重要であると思っております。また、訪れる観光客をご案内し、おもてなしをすることは、那珂市のイメージアップを図る上で大変有効であると考えております。

観光ボランティアの拠点施設として園舎を利活用ということでございますけれども、園舎 につきましては耐震性に問題があるということで、利活用することはできないのではないか という判断をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 耐震性の問題というのが非常にかなめになっているわけで、その結果、額田も廃園、そしてまた横堀幼稚園も、これ今やはり耐震性の問題で変ってくる。そうなってくるということですね、幼稚園が将来的に一本化という方向にはなるのかなと思っておりますけれども、幼稚園の跡地、これはこれで観光ボランティアとしてなんらかの形で利用したい。例えば、あそこをプレハブとか何かしら置いて、そしてまた面的な整備もするということも十分可能性があるのかなというふうに思っておるわけでございますけれども、ぜひともこの点については地元で有効に利用がされることを期待しております。

この幼稚園ですね、今幼稚園が出ましたけれども、将来的には平成31年度に一本化される

というものですけれども、大体道筋とかは立っておるのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- 〇教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

ただいま議員からお話がありましたように、平成31年4月の開園に向けまして準備を進めているところでございます。今年度につきましては場所等の選定を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 続きまして、コミュニティ広場ですね。これも一昨年来、地元のまちづくり委員会といたしまして要望して、海野市長にも快くつくって頂ける方向性はお伺いしておるんですけれども、この場所等についてまだちょっといろんな面から整合性がとれていないというようなことを聞いておりますけれども、これについて今後どのような方向で臨んでいくのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

額田地区のコミュニティ広場の整備につきましては、先日も額田地区まちづくり委員会から要望書をいただいているところでございます。内容的には、今後これに基づきまして地元とも十分にお話し合いを持ちながら、実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) これは、まちづくりを含め、額田城跡を含めたさまざまな拠点となるわけでございます。防災の面から言っても十分な価値もある、そしてまたコミュニティ広場として地域の方々がさまざまな娯楽等を行うのにも価値があると、そのような意味合いも非常にありますので、早急なるご検討をお願いしたいと、このように思うわけでございます。最後に、額田城跡を含めた観光行政の推進ということですけれども、先日観光協会の総会等がありまして、那珂市における観光ボランティアの方は8名というふうに聞いております。しかも、現在は瓜連地区にはいないということで、ちょっと偏っているのかなというふうに思っているわけでございますけれども、やはり今観光地ということで、瓜連ですと桜、そしてまた額田ですと阿弥陀寺にわずか10日の間に4,000名も訪れたと。非常に観光地として、NHKで1回放映されるというと多くのお客さんが来るというのが実態となっておりまして、額田を観光地化すべきと、このように思っておりまして、同じ額田の方が市民提案型事業として、宣伝活動の一環として、ホームページを立ち上げるという方向で計画しているわけでございます。

このような形で、観光を推進していくという中で、額田城跡の今年度の整備計画はどのよ

うになっておりますのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

那珂市の観光としましては、今お話がありましたような春の八重桜まつりとか、夏のひまわりフェスティバル等、また冬としては那珂のひなまつり等がございます。また観光施設そのほかには静峰公園、瓜連、お話があったところとか、曲がり屋、一ノ関親水公園、清水洞の上、茨城県植物園などがあります。

また、額田の阿弥陀寺のしだれ桜というお話がありましたけれども、額田地区としてはそのほかに、夏に今年度3年に一度ということで開催が予定される額田祭りなどがございます。また、神社仏閣、光圀ゆかりの地など多く、歴史散策に適した地区となっております。そして鈴木家住宅、阿弥陀寺、鹿嶋神社、額田神社になりますが、それから山車会館、引接寺などがあります。

また、最近伊達正宗が佐竹支配下の小野崎氏に宛てた書簡が発見されるなど、話題となりました額田城跡がございます。観光ボランティア会の中の方々が案内する機会がふえているということの実情となっております。また、額田城跡の整備につきましては、これからという計画でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 観光行政ということで、少なくとも観光ボランティアの方々が一生 懸命になっている。海野市長もいっとき観光ボランティアに入っていたということで、非常 に理解があると思いますので、ぜひともこの観光ボランティアの拠点というものを額田城の 跡地利用とひっくるめて、よろしくお願いしたいと思います。

あと、生涯学習課のほうで今年度、額田城跡の整備計画を立てているかと思いますけれど も、どのようなものになっているのか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

今年度の額田城跡整備計画につきましては、阿弥陀寺方面から進入する本丸下西側の堀の整備と、二の丸から本丸に上がっていく遊歩道の手すりの部分を整備したいと考えてございます。具体的に申しますと、本丸下の堀の排水が悪いというところで、こちらのほうの瓦れき等の撤去をしてまいります。また、本丸北東側の場所につきましては、遊歩道に手すりがないため、そちらの整備を行う予定でございます。

- O議長(助川則夫君) 武藤議員、質問時間3分切りますので。 武藤議員。
- ○14番(武藤博光君) 額田というのは、徳川家とも非常にゆかりが多い地区でありまして、

もともと徳川家康の流れからいきますと、徳川家康のご子息の頼房が、徳川頼房、松平頼房ですね。この方が水戸に入っております。その頼房の息子さんとなりますのが水戸光圀、そしてまた同じ兄弟の4男となるのが頼元といいまして、頼元が松平家として額田藩を制していたわけでございます。この文永元年、1661年に光圀が弟の松平頼元に那珂郡2万石、これを通称額田藩というわけでございますけれども、この額田藩というのは水戸藩の支藩として与えており、松平頼元が額田藩の第1代となったと、このような形でもって非常に徳川ともゆかりの深い地域でありまして、その中で光圀の婚外のお嬢さんを額田の庄屋であった鈴木家に嫁に出して、これが万姫ということになって、今も鈴木家住宅として続いているわけでございます。

このように、非常に水戸漫遊記の中でも水戸、そしてまた額田、常陸太田ひっくるめて非常にゆかりのある地域でございまして、額田を訪れる観光客が非常に多いということで、額田城散策マップというのを配布したんですけれども、非常に好評で、多くの方がこれを見ながら散策をしている。散歩コースにしているというのが現実でございます。これが1つ大きな観光スポットとなりまして、多くの方々がこの本を見ながら、そしてこれからホームページ、これを立ち上げるやさきでございますので、ホームページ等を通じまして多くの方々が額田に来ていただいて、那珂市が観光面でも潤い、そしてまた行政の力を得ながら観光行政というのを今後推進して頂ければよろしいのかなというふうに思いまして、私の一般質問を閉じたいと思います。

いろいろと資料のほうの提供をしていただきまして、まことにありがとうございました。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告1番、武藤博光議員の質問を終ります。

暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長(助川則夫君) 再開をいたします。

◇中崎政長君

〇議長(助川則夫君) 通告2番、中﨑政長議員。

質問事項 1. 那珂市の地方債の借り入れについて。2. 市職員の労働時間について。3. 市の観光事業について。

中﨑政長議員、登壇願います。

中﨑議員。

〔11番 中﨑政長君 登壇〕

〇11番(中崎政長君) 議員番号11番、中崎政長でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本年、平成27年度当市の一般会計予算は188億4,000万円、それから特別会計、国民健康保険が68億2,400万円、下水道会計25億2,000万円、農業集落排水会計10億1,500万円、介護保険特会計44億円、後期高齢者医療会計5億2,000万円等々合せますと342億2,600万円でございます。そのうち、市債で当市が借り入れる金額は約17億円。もちろん、内容として耐用年数が長期にわたる公共施設の建設事業を実施するための財源などとして国や民間の金融機関から借り入れるもので、これは市の借金であります。

ちょっとデータを出してもらいましたらば、常陽さんが約11億円、筑波さん約10億円、 東日本銀行3億9,000万円、JAひたちなか10億5,000万円、こういうものを借り入れているわけです。借り入れるに当って地方債の借り入れ条件はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

借り入れ条件につきましては、事業ごとに償還期限、それと据え置き期限などの条件を提示してございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- **〇11番(中崎政長君)** 那珂市には那珂市金融団というものが結成されておりまして、いろんなお祭りとかなにかにもご協力をいただいているというところでありますけれども、それから指定の金融機関もありますし、また各金融機関には税金等収納代理金融機関は何社、またどことどこでありますか。わかる範囲で言って頂ければありがたい。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) 指定金融機関は常陽銀行さんでございます。そのほか収納代理金融機関といいまして、市の収入を取り扱う銀行でございますが、これは市内にある各金融機関でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) それで、その収納機関、金融機関に対しては、那珂市指定金融機関 検査実施要綱、こういうのが規定されていまして、第1条からいろいろあるわけですけれど も、第1条、那珂市財務規則の規定に基づき会計管理者が実施する。検査ですね、金融機関 の。それから、指定金融機関は毎年10月、過去1年分についての検査を行う。また、収納代 理金融機関の場合は、会計管理者が必要と認める場合、その都度定める時期について調査を

すると。その中には現金出納帳、収納金明細書、収納金払込書など、そういうものが含まれると思います。それから収入支出明細書、現金預金現在高調、基金預金現在高調、小切手支払未済現在高調等々あります。

借り入れ条件につきましては、事業ごとに今部長が答弁なったように据え置き期限及び償還期限を提示して、これを受けて各金融機関が利率の見積りを出して市に提示するわけです。 最低利率を提示した金融機関へ借り入れ先等決定し借り受けると、そういうふうな流れになっていると思いますけれども、部長にお伺いします。借り入れ先の金融機関の決定は以上のようなことでよろしいでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。 そのとおりでございます。
- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) 借り入れるときに、やっぱり今銀行もバブル時期は倒産もしましたし、不良債権問題で非常に大変な思いをして、ようやく利益が出るようになってきた。市としても安全性、有利で効率的な運用、あるいは各金融機関の経営状況を把握して、万が一破綻した場合はなるべく市に損害が出ないような金融機関を選定して借り入れているというところでございます。ただ、今これは先ほど申したように、不良債権の処理が進んで、あるいは小さな銀行というか、小さな銀行ではないですけれども、メガバンクといわれるような大きな銀行が出ております。自己資本率もすごく改善されて、今銀行が潰れるなんていうのはここ10年ぐらい聞いたことはありません。

そこで、借り入れをするのに那珂市の税金を使ってというか、借金をするわけですから、 これをどういう形で、審査委員会みたいなものはあるのかどうかお尋ねをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

審査委員会はございません。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) 私も商工会の自治金融の審査委員をやっているんですけれども、商工会で金を借りるとなると、自治金融の金、国の制度資金ですね。それを借りる。例えば500万円借りたいといった場合には、10人ぐらいの審査委員がいて、各銀行がこの業者さんは非常に経営も安定しているし、後継者もできましたと。今借金あるけれども将来必ず大きくなって、返済状況もいいし、納税状況も異常ないので、ぜひともお力になりたいというような銀行さんの口添えがありまして、審査委員が、ああ、そうですかと。それではこの企業に500万円なら500万円の融資をして、一生懸命企業活動をしていただいて、那珂市の税金、もうかって税金を納めてもらうようにこのお金をお貸ししましょうというふうな審査がある

んですよ。

ただ、これ、那珂市の大変な金額、17億円借りるのにそういった審査委員会がないというのは、これいかがなものかと思いますよ。もし私が銀行の支店長だったらですよ、じゃ貸すかと。大変な金額だから、よしうちで貸そう。じゃ利率はこのぐらいまで下げろと、本部にかけ合ってぎりぎりの、もうからない金を貸したって。そのぐらいの利率を提示するわけです。ただ、今度は預け入れもあるわけですよ、市が。さっきも言ったように、340億円もあるんだから。それをいつも市役所は現金で持っているわけじゃない。これ各金融機関へ預けなくちゃならない。3カ月なり6カ月なり、あるいは長期になる基金なんていうのは取り崩しするまで預けっぱなし。そのときにだよ、俺が支店長だったら、ちょっとこの利率では高いから、この間貸した金、利率安いんだから、ちょっと下げてもらうべとやらないか。やらないかもしれない。

でも、企業だから株式会社だよ、銀行さんも。やはり株主に配当しなくちゃならないし、 利益を出すことが信用につながるの、銀行というのは。今期はこれだけの利益が出ましたといって新聞とか何かでばーんと、株主にこれだけ配当した、どんと。それが銀行の信用になる。だから、これ金を借りるときも預けるときもやっぱりきちっとした審査委員会をつくらなくちゃだめだと思うよ。

それから、こういう不満が出ていた。利率が安いところ、先ほど言った安全性もいろいろ鑑みてつくるんでしょうけれども、各金融機関が出した利率、借り入れるときにね。こっちが0.15、こっち0.18、こっち0.2%、そのあれが出たらばその場で開封して、あんたのところがこういうわけで一番安いよ、だからあんたのところから借りるよと、このぐらいの透明性を持たないと、何だ、出来レースかと、こういうふうなことになるかもしれない。だから、やっぱり最低限の利率を出したところを選定するんだから、各金融機関の代表者に集まってもらって持ち寄ってもらって、その場で開封。そうすれば、いや、今回は負けちゃったよと、これで納得すると思うんだよね。

だから、税金でありますし、借り入れ、これ10年も15年も大きいものはなるわけですから、何億円ですよ。銀行の営業マンが一生懸命駆け歩いたって、1日にとってくる預金なんていうのはたかが知れている。そういうところへ行けば、これだけの大金が動くわけですから、しかも税金だ。これはしっかりと管理をしていただきたい。

部長、答弁もう一回お願いします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) 借り入れにつきましては、先ほども答弁申し上げましたように、期限を決めまして、それぞれの金融機関から見積書を提出していただいております。その中で、期限が来ましたらばそれと同時に一斉に封を切りまして、そこから一番安い利率のところと借り入れをするわけですので、別に出来レースでも何でもございませんで、公正の中でやっているということで、借りる側とすれば、やはり一番安いところから借りるのが当然だ

という認識でやっておりますので、あえて、これ預けるほうは審査委員会は場合によっては 必要かもしれませんが、借り入れる側からすれば、一番安いところで借り入れるというのが 基本でありますので、あえて審査委員会は設ける必要はないというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) じゃその入札というのは、やっぱり各支店長なら支店長をずらっと並べて、きょう持ってきたよと。そこで全部出そろった。じゃ、はい、安いからあんたのところと、そういうふうに決めていくわけですね。それでよろしいですね。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

各支店長さんにそこに同席はしてもらってはおりません。これは一般の工事の入札でもそうですが、そのときには今電子入札になりましたから、当然そこへは工事の事業者は立ち合っておりませんので、この起債の借り入れの入札に際しましても、各支店長さんに同席をいただいて開封をするということはしてございません。これは財政課が締め切りの時間が参りましたら我々も立ち会って、そこで開封をするということで、健全なやり方でやっているという認識でおります。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) 各金融機関に正直に誠実に応えていると、そういうふうに思いますので、これからも安いところをぜひ利用していただいて、那珂市の財政を少しでも不安を与えないような借り入れを起こしていただきたいと思います。

それから、預け入れに関して、これはどのように決めているのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 会計管理者。
- 〇会計管理者(野上隆男君) お答えいたします。

各種基金の預け入れ先条件につきましては、まず安全性を最優先すると同時に、有利で効率的な運用を心がけ、各金融機関に預け入れしているところです。さらに、先ほど議員もおっしゃいましたように、金融機関の経営状況を適切に把握するとともに、金融機関が万が一破綻した場合を考慮し、預入額と借入金額を相殺できるよう預け入れしているところです。以上のことを預け入れ先の判断条件として、市内の金融機関に預け入れをしております。以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) そうすると、今答弁にあったように、いっぱい貸しているところはいっぱい借りられると、そういうふうな考えになっちゃうかな。例えば、那珂市へ10億円貸しておくよといったときには、やっぱりそこへ10億円ぐらい預け入れしておかないと相殺できなくなっちゃうので、借金をするたびにそこにやっぱり預金をしないとツーペイできなく

なっちゃうと、そういうふうな考えになっちゃう。

そうすると、データをもらいましたけれども、2つ、3つが突出している。これ、それだけの信用もあるし、実績もあるから仕方ないんだろうけれども、そういう点もいろいろ考えて、これから預け入れ、借り入れをしていただきたいと思います。

今、部長答弁で審査委員会はないんだと言ったけれども、誰が最高責任者で誰がその判断をするのかというのはなかなか不透明なの。これやっぱり、例えば副市長がトップで、審査委員会何人か各部長とか、そういうふうなのをこれから考えていただきたい、そういうふうに思う。そうすると、いやこういうわけでこうですよという審査委員会としての答弁ができる。金を扱うところが答弁しちゃったんでは、会計監査じゃなくてもいろんな総会があるときに会計監査が別に監査表を読み上げるんだから、やっぱりこれだけの金が動くのに審査委員会がないというのはおかしなものだなと、そういうふうに思う。よろしくお願いをいたしまして、次の質問に入ります。

私もいろいろ忙しくて夜この道路を通ります。8時半、9時になっても電気がついている、市役所は。いや、働く。びっくりしちゃうね。普通の企業なら怒られちゃうよ、そんなに従業員働かせるんじゃないと。退庁何時、5時何分かだと思うんだけれども。現在市役所の職員の労働時間はどういうふうになっているのか、お伺いします。また、土曜日、日曜日、結構いろんな大会だ、あるいは会議だで日曜出勤する、部長さんらもそうだけれども、若い職員さんいっぱいいますけれども、このような出勤状況はどういうふうになっているか、お伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- 〇総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

地方分権によりまして、これによる権限移譲などによりまして業務はふえる一方でございまして、また行財政改革の取り組みによりまして職員数を削減しておりまして、職員1人に対する事務量というのはふえているという認識をしてございます。また、部署によりましてはお祭りとか、税金の申告などの定期的業務、さらには災害、あとは選挙、あとは会計検査院等の対応などで一時的に業務量がふえるという部署もございます。

昨年、平成26年度の状況でございますが、管理職以外の一般事務職の残業時間が月12時間というふうになってございます。また、残業代につきましては全額支給をしているということでございます。さらに、土日に勤務した職員につきましては、職員の健康面を考慮しまして、代休を取得するよう指導をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) 今、残業代の支給もあるということなので少しは安心しましたけれども、この残業代がなかなかくせ者で、本給とはやはり違うんですよね。残業とか日曜。日曜出勤、土曜出勤した場合は、代休をとってもらえばそれでツーペイになるかもしれないけ

れども、残業代というのはそのときの時間じゃなくてプラスアルファ払わなくちゃならない。 それから、これ代体をとるように指導していると言うけれども、これみんな出勤しているのに、例えば火曜日あたり私代休で休みますなんて言えるか、若い職員が。これ、指導じゃなくて、これ職務命令でとらせなくちゃだめだよ、やっぱり。おまえ土曜日も日曜も出たんだから今度は休めよという、これ上司の職務命令だよと。それから、長年勤めれば有給もある。みんなが有給使っているか。年末になるとすごく来年まで持ち越しできなくて消えちゃう有給があるんじゃないの。たまにはゆっくり家庭サービスもして英気を養って、それから市のためにまた頑張ってというような気力を養ってもらいたい。特に若い人は土日出勤したらやっぱり休ませなくちゃだめだよ。それは管理職としての能力を問われると思うよ。

ちょっと聞いたところによると、これ那珂市の職員は残業が月60時間を超えている、土日 出勤もあるかもしれないけれどもね、こういうところに対してはどういうふうな指導を行っ ているのか、答弁を願います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

総務課では残業時間、これが月に60時間を超える状況が続く場合、あとはグループ内で1人だけ例えば突出して時間外が多いという場合には、当然所属長へ注意喚起をしております。 それとか、グループ内での事務の分担についての見直しをお願いしているところでございます。

そのほか、先ほど議員さんおっしゃいましたように、なかなか代休がとれないという部署も、特に年度末、特に忙しいときには、土曜、日曜出勤してもなかなか休めないという場合がありますけれども、そこは所属長の権限でもって、できるだけ休みをとらせるような配慮をしているところでございます。

それと、毎週水曜日、これはノー残業デーというふうに称しまして、職員の健康管理のためにできるだけ定時に退庁するような指導をしているところでございます。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) 毎週水曜日、ノー残業デー、非常にいいですね。ただ、これも会社によっては5時15分なら15分、5時半なら5時半に庁舎内の電気が全部消えるように。1人、2人だめだよ、残業やっていたんでは。もう強制的にパソコンの電源切ってと、電気を落としますから、そのぐらいの感じでやらないとなし崩しになっちゃう。ノー残業デーがなし崩しになっちゃうんで、そのぐらい強制力を持ってノー残業デーを進めてもらいたい。

労働基準監督署のあれに、労働者に時間外、休日労働をさせる場合は、労組、市役所には 労組ないよね。あるのか。あるの。そうか。よかった。労組がある。労組の代表者と三六協 定を締結する必要があって、この三六協定を労働基準監督署に届けなければならない。これ やっているのかな。残業時間はこの定めにより、1カ月45時間、1年間360時間など限度が 示されているんだよ。これ1カ月で60時間も残業をやったら、これ法律違反だよ。市役所たるもの法律違反しちゃだめだよ。大体1カ月いくら残業やっても45時間だよという基準が出ているんだから、せめてこの限度内でおさまるような労働をさせないと、若い人が嫌になっちゃうよ、これ。

いいよ、みんなみたいにエリートで部長さんになった人は。それは仕事一生懸命で、うちへ行ったってかあちゃん、いやあんた帰ってきたの、早いねなんて言われるよりは仕事していたほうがいいかもしれない。若い人はそうじゃあるまい。これから家庭を持って子育てをしている時代にだよ、少しでも子供の面倒見てよ、お父さん、パパと言われる時代に、毎日9時半、10時では。この辺のことも少し考えてやって。大体これ法律で決まっているんだから、1カ月の残業時間は45時間以内、1年間で360時間を超えないようにということなんだから。

海野市長は、市役所は地域最大のサービス産業ということをおっしゃっています。もちろん私らもそのとおりだと。市民に奉仕する、これが一番の市役所職員の目的かもしれない。 ただ、こういったことがあるので、健康管理、職場の労働環境を整えるという意味で、行政のトップとしての職員の労働環境に関する考えをお聞かせ頂ければありがたい。

〇議長(助川則夫君) 市長。

〇市長(海野 徹君) お答えいたします。

現在、那珂市では行財政改革に取り組む中で職員数を削減しておりまして、少数精鋭で業務に臨んでいるところでございます。業務に専念できるよう職員の労働環境を改善し、健康管理などについても十分に配慮するよう指示をしているところであります。

私も朝早く来て夜遅くまでいるものですから、本当は私が率先垂範して早く帰ればよろしいのかなというふうに思います。残業時間の多い部署については、これも大体どこの、夜遅くまでいるものですから庁内を回りますと、1つの課に集中するという部分があります。現状の把握に努めて、人員の配置や業務分担などに配慮した人事異動や臨時職員、アルバイトの配置なども行っております。

また、職員の心の健康に対しても、相談窓口の委託契約やメンタルヘルスの研修を行うな ど、取り組みを進めているところでございます。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。

〇11番(中崎政長君) 職員の健康管理と心の健康が保たれるように一層努力をしていただきたいと思います。

次の質問にまいります。

52万人、この数字がおわかりですか。今年のゴールデンウイークに茨城県、特にひたち海 浜公園を訪れた人数だそうです。それから、行ってみたい県、観光に訪れたい県ナンバー1 に茨城県がなったそうです。今までいつも46番目とか47番目、最低ランクにいたんだけれ ども、今年いきなりトップだよね。これは大したもんだ。やっぱり県のPRと常磐線がいろいる乗り入れたといういろんな原因があったかもしれないけれども、やっぱりコマーシャルがうまくいったのかな、そういうふうに思いますね。なかなか大変だったと言ったよね、海浜公園入るのにも駐車場がいっぱいで。茨城県の知名度が一躍上がりました。そういうのにあやかって、那珂市も人口減少、税金がなかなか不足している、そういうことを言わないように、一生懸命観光事業に力を入れて、これから那珂市の知名度アップを図っていきたいと思うんですけれども、そこで産業部長にお尋ねをいたします。簡潔でよろしいのでお答え頂ければ。

那珂市の知名度アップを図るために、今、那珂市はどういった観光事業をやっていますか。 何点か挙げて、その集客人数までお知らせ頂ければありがたいかなと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

観光イベント等でございますけれども、4月には日本の桜名所100選の静峰公園での八重 桜まつり、それから7月にはNHKにも取り上げられました「みんなで!いばらナイト」等 で放映されました清水洞内のホタル観賞会などがございます。また、夏祭りは今年行われる 3年に一度ですが、額田まつりとか、来年予定されています菅谷の大助まつり、ひまわりフ ェスティバル等がございます。秋には月見の会とか、「黄門さま漫遊ウオーク」とか菊花展 等を開催、支援しているところです。冬にはつるしびなの展示、市内数カ所でやっておりま すけれども、那珂のひなまつり等があります。

また、イベント以外につきましては、市の直設の静峰公園、一ノ関、清水洞以外にも熱帯 植物館のある茨城県植物園、きのこ博士館などもありますし、古徳沼、ハクチョウが来るよ うな、飛来のところ等での連携等を行っているところです。

それと、集客人数の件なんですが、那珂市の観光客の入れ込み数としましては、平成27年度が17万1,000人、24年度28万8,000人、25年度28万7,000人、昨年が27万9,000人と、主な施設での入れ込み数となっております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) やはり結構ひまわりフェスティバルだの桜まつり、それから先ほど 武藤議員が言ったように額田城、それから鈴木家住宅といろいろ観光の目玉はありますよ。 そこで提案なんですけれども、私の地元の木崎地区に小泉家という、昔村長さんをやったの かな。そこに鹿鳴館時代というか、大正ロマンあふれる立派な住宅が今空き家になっている んですよ。これをもしできるんならば市が借り上げて、地域の自治会あたりに運営を任せて、 朝、門を開けて掃除して、100円なり200円なり取って中を見ていただく。これは一見の価 値があると思うんですけれども、この辺については私より市長のほうが明るいと思うので、 市長、そこの小泉家住宅をどういうふうに活用したらいいか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- 〇市長(海野 徹君) お答えします。

今お話のありました小泉邸につきましては、木崎地区はもちろんのこと、那珂市内においても大変立派で希有な建造物であると思っております。この住宅は、明治期に活躍をされました実業家で酒造家、金融業を営んでいた小泉重蔵さんが明治末期に横浜から建築士を呼び寄せて、多額の資金を投じて建築されたというふうに聞いております。

小泉重蔵さんというお方は酒造技術を極められたお人で、大変難しいとされた温度調整技術を駆使しまして、仕込んだお酒を100%商品化し、巨万の富を得られたようであります。 100~クタール以上の農地や広大な山林を所有しておりました。小泉さんは県議会議員も務められておりますが、当時は多額納税者の中から選ばれた硬派と呼ばれる議員がおりました。 現在の那珂市内で当時トップ納税者である小泉さんが議員に選ばれたというふうに聞いております。

小泉邸は10年ほど前になりますけれども、邸宅内を見学させていただいたことがあります。 議員の皆様にもお時間があれば、贅を尽くしてつくられたところをぜひごらんいただきたい と思っております。ただし、所有者の許可をいただくことが前提となります。拝観したとき に、修復作業をしたようでありますが、約1億円費用を費やしたというふうに聞いておりま す。

したがいまして、この邸宅が那珂市にとっては大変重要なものであるということは強く認識をしております。個人の所有物であることや、所有者の方がしっかりとした管理を今されておりますことから、これからも所有者の方と連携しながら邸宅の情報発信ができればというふうに考えております。

つけ加えますと、木崎地区交流センターの臨時駐車場を無料で提供していただいている方が所有者でございます。南酒出城につきましても、額田城に比べますと大変コンパクトではありますけれども、当時の遺構を比較的良好な状態で残しており、佐竹氏ゆかりの歴史的資源というふうに捉えております。

これからも歴史的価値のあるものや地域の振興に結びつく資源を探査しながら、その魅力を発信していきたいというふうに思っておりますので、お力添え頂ければというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- ○11番(中崎政長君) 今、市長の答弁にあったように、額田城址はボランティアもしっかりしていて、整備も着々と進んでいる。ところが、南酒出城、やっぱりすごい壕があるんですよ。ただ、行ってみると入り口に小さな、これ2つ合せたような看板かな。あとは蒼龍寺というお寺のところに高さ1メートル、横3メートルぐらいの看板、いわれが入った。それからそこへ入っていくというと、小さな看板が、ここが本丸と、そのぐらいしかない。やっ

ぱり、杉木立に囲まれた、ああ、こんなところがあるのかなというような非常に歴史を感じ させる城の跡、砦かな。その跡なので、ぜひとも、額田城ももちろんでございますけれども、 南酒出城の跡の手入れに関して何とかご協力を頂ければと、そういうふうに思っています。

小泉邸は、市長、何としてでも市が開放できるような方向で一生懸命トップセールスでと にかくやってくださいよ。よろしくお願いします。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- ○市長(海野 徹君) 所有者の方が利活用方法を今考えているみたいでございますので、そちらと連携しながらやっていきたいと思います。管理のほうを所有者の方がこれから何かある事業を展開したいというふうに聞いておりますので、その意向を尊重して連携をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 中﨑議員。
- **〇11番(中崎政長君)** 大体私の質問時間はこのぐらいかなと思います。ご清聴ありがとう ございました。

以上で終ります。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告2番、中﨑政長議員の質問を終ります。 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長(助川則夫君) 再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

ただいま須藤議員が出席になりました。

◇ 木 村 静 枝 君

〇議長(助川則夫君) 通告3番、木村静枝議員。

質問事項 1. 雇用の問題について。2. 住宅リフォーム助成制度について。3. 平和問題について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

[20番 木村静枝君 登壇]

○20番(木村静枝君) 20番、日本共産党の木村静枝です。

通告に従いまして質問をいたします。

まず最初に、雇用の問題についてお願いいたします。

那珂西部工業団地についてでございますけれども、この那珂西部工業団地はできてからも うしばらくたちます。那珂市議会でも雇用の拡大を目指して特別委員会を結成し、組織して 誘致運動に励んだことを思い出します。しかし、まだ5へクタールが残っていて、それが埋 まらない状態でございます。

茨城県は工業団地をつくり過ぎてしまいました。その借金というか、それの支払いも大変だという話を聞いております。工業団地を誘致するのは税収と雇用を見込んでのことでございますが、今その実態はどのようになっているか、お伺いしたいわけです。

那珂西部工業団地全体で、那珂市民の雇用者は今何人ぐらいいるのか。その中で正規は何 人か、非正規、臨時の社員の割合はどのぐらいか、お伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **○企画部長(関根芳則君)** お答え申し上げます。

那珂西部工業団地におきましては、進出企業で連絡協議会を組織しておりまして、その企業数は現在6社でございます。平成27年4月1日現在で、その企業6社に調査をいたしましたところ、雇用総数は1,117人でございます。うち、那珂市民の雇用者数は192人でございまして、割合で申しますと約17%になってございます。

また、那珂市民の雇用者における正規、非正規の割合についてでございますが、まず雇用期間の定めのない正規社員が約34%、65人でございます。それから契約期間の定めのある社員、いわゆる契約社員と派遣社員の総数でございますが、こちらについては56人で29%、それから賃金が時間により計算されるいわゆるパート社員でございますが、こちらについては71人で約37%の割合になっております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- ○20番(木村静枝君) 1,117人の従業員のうち、那珂市民の職員は192人ということで、本当に少ないな。これ逆じゃないかと思うような数字でございます。しかも、正規は65人、たったの。全体で言うと五、六%ですね、正規職員。あとは非正規やパートで働いていると、こういうことですから、これでは大きな雇用を見込んで一生懸命税金もまけてやって誘致したかいがないのではないかというふうに思います。

この労働の実態や賃金はどうなっているかということですけれども、先日、那珂西部工業団地の中の一企業で働いている地元の社員、那珂市の社員から相談を受けました。その相談内容はといいますと、次のようなことです。

まず、契約社員として8年間まじめに働いてきた。正社員登用制度もありという契約社員 募集の内容であったので、正社員を目指して一生懸命働いた。勤務成績もA評価を受けてい る。会社に非常に貢献している。しかし、就職して8年間ずっと1年契約での更新が続き、成果を上げても賃金や正規雇用に反映されない。月に30時間ほどの残業で手取り15万円程度、小学生2人と妻の4人家族で生活しているが、生活は非常に苦しいと。3交代勤務というのがあって、そちらに勤務をしたけれども、手取りは月18万円ほど。それで体調を崩してしまったと。病休でも産休でも休むと評価が下がる。家族手当も出ない。交通手当も2分の1ということです。先ほど中﨑議員からも残業時間は45時間までと法律で決まっているということで、この会社も45時間には決まっているんですが、とてもその時間では与えられた仕事が間に合わない。そして残業するけれども、それはサービス残業である。1円にもならないということです。これが派遣労働者の実態だということです。

中﨑議員、労働者の生活実態をきちんと捉えて、那珂市の職員から模範を示せと、いいことを言ってくれたなというふうに思いますが、私もそう思います。ところが、那珂市は非正規率が五十何%で、茨城県で4番目に非正規率が高いんですね。これではやっぱり模範を示せませんよね。足元から変えて民間にもちゃんと模範を示すということでなければならないわけです。

こういうふうに、労働者の賃金が低いということは、やはりこれは那珂市にとっても非常 に問題なわけです。企業誘致に当っては、県も市も税の優遇制度をつくって優遇しております。県は法人事業税や不動産取得税などの免除ですが、那珂市はどのような優遇制度をして いるかお伺いいたします。また、今まで優遇した金額ですね、税金をまけてやった金額について質問いたします。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **〇企画部長(関根芳則君)** お答え申し上げます。

本市におきます優遇制度でございますけれども、まず1つ目といたしましては、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例に基づく不均一課税、それから2つ目といたしまして、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例による課税免除、さらに平成15年10月からは那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例が那珂西部工業団地に適用されてございますので、こちらによる固定資産税の優遇措置をとっているところでございます。

また、過去5年間におきます固定資産税の免除税額でございますが、那珂西部工業団地全体で1,557万円となってございます。

なお、これらにつきましては一部交付税等による補塡がされるものでございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** 今の答弁にもありましたように、かなり誘致企業には那珂市でも税制の優遇をしているということです。そのほかに、市にとってメリットということはありま

すか。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- 〇企画部長(関根芳則君) お答え申し上げます。

やはりメリットといたしましては、税収の安定確保と雇用の創出があるというふうに考えてございます。税収の面では、法人市民税や課税免除期間の終了後には継続的な固定資産税の収入がございます。那珂西部工業団地全体におきましては、法人市民税と固定資産税を合せますと毎年約2億円以上の税収がございます。また、立地企業の新たな設備投資の促進につながることや、不幸にして撤退した工場等への企業の誘致にも効果があったものと考えてございます。

また、雇用の面におきましては、先ほどご答弁申し上げましたけれども、現在192人ほどの市民が働いていらっしゃるということを考えますと、一定の雇用が生まれたということ等考えられますので、メリットがあったのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** 2億円の税収が毎年あるということで、それはやはり那珂市にとってはプラスかなと思います。しかし、先ほども質問で明らかになったように、雇用の面では192人と。それも非正規が非常に多いということで、決して良好なものではございません。この労働条件の改善を求める必要があると思いますが、答弁を求めます。
- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **○企画部長(関根芳則君)** お答え申し上げます。

ただいま議員のほうから雇用条件の改善についてというお尋ねでございますが、最近の状況を見ますと、雇用状況が改善されつつあると。いわゆる有効求人倍率等を見ますとそういった傾向も見られますが、企業においては、正職員としての雇用が難しい状況にあるということも聞いているところでございます。雇用条件等につきましては民間の企業経営にかかわることでありますので、市が直接的に関与することは難しいというふうに考えておりますが、那珂西部工業団地には先ほど申し上げましたように、連絡協議会等が組織されてございます。そういった場等を通しまして、できる限り市民の雇用にご協力頂けるよう働きかけをしてまいりたいというふうに、かように考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** ぜひ労働者の声、実態、そういうことを企業の側にお伝えしていただきたいと思います。いかがでしょうか、その点では。
- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **〇企画部長(関根芳則君)** ただいま木村議員のほうからるる雇用状況等についてのご説明が

ありましたことを踏まえまして、いろいろな場があろうかと思います。市にとりましても、 安定した雇用をつくるということは、非常に重要なことだというふうな認識は持ってござい ますので、ご協力頂けるものについてはお願いをしていきたいというふうに、かように考え てございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 木村議員。

○20番(木村静枝君) ぜひお願いいたします。

市町村の貴重な税源である住民税が各自治体に住む労働者によって納税され、労働者による納税割合も85%を占めている実態から、市町村における労働行政の強化並びに充実は極めて重要な行政課題です。積極的な取り組みを進めることが求められています。地域住民の賃金底上げは、消費購買力増加や自治体の税収増などにも直結し、地域経済の振興と自治体財政強化に大きく貢献することは明らかです。内需の柱である労働者の雇用の安定と労働者の賃金引き上げへの転換が今強く求められています。那珂市もその観点から、しっかりと企業にも物を申していってほしいと思います。その項を終ります。

次、2番目に、住宅リフォーム助成制度についてでございます。

住宅リフォーム助成制度の創設を求める質問は、以前にも2回ほどしておりますが、いまだに実現はしておりません。今回は君嶋議員も取り上げておりますので、何かと心強い気がいたしますが、よい回答が得られるのではないかと期待をいたします。

今、市内の工務店を歩きまして仕事の状況を伺いますと、本当に仕事がなくて困っているという返事です。一時は消費税が上がらないうちにと駆け込み工事があったが、その後ぱったりとなくなってしまったということです。若者を抱えている工務店は、遊ばせておくわけにもいかず、大変困っているということです。

市町村が実施している住宅リフォーム助成制度は、市町村の商工業の振興及び市町村民の消費の促進を図ることを目的としています。茨城県で実施している自治体の資料をお配りいたしましたので、ごらんになっていただきたいと思いますが、市町村が実施している住宅リフォーム助成制度、茨城県では44市町村のうち現在まで行ったところ、過去5年間ですけれども、15自治体あります。黒丸は社会資本整備総合交付金、平成21年、22年は地域住宅交付金を活用して助成制度を実施する市町村です。白丸は市町村単独費用で実施する市町村です。坂東市、結城市など、あと城里町、境町などはずっと続けてやっております。効果がなければこんなに続けてはやらないと思うんですが、効果があるということです。

秋田県などは県でも取り組んでおりまして、平成22年度から25年度の4年間の住宅リフォーム推進事業の事業効果として、約1,625億円の県内経済波及効果があったと推計されるとしております。大変な経済効果があったということです。

それから、群馬県の高崎市、まちなか商店リニューアル助成事業についてですけれども、 助成事業の概要について、魅力ある商店づくりを支援するため、店舗の改装や備品の購入に 要する費用の2分の1を助成しますと。助成事業導入の経緯については、商店が抱えている問題を知るため、平成24年に商店経営者を対象に聞き取り調査を行った結果、回答した店舗の約20%が経営上最も問題となっている事項として、店舗の老朽化やリニューアルの必要性と答えながら、資金不足等を理由に踏み切れない現状を把握したため、制度を策定した。経済波及効果ですけれども、店舗のリニューアルを実施した方からは、客層が広がり売り上げが伸びたなどの声が多数寄せられております。また、施工業者を市内業者に限定することにより、多様な中小企業者への効果的な経済波及効果が得られていますと、こういうことが書いてあります。

先ほども武藤議員やなんかから、やはり空き家で空き家のリフォームをしたらどうだという質問もありましたけれども、私もすぐ近くの方から相談でしたけれども、この前の地震で今まで住んでいた家が壊れたので出ていってほしいと言われて、年寄り夫婦でお金も余りない。せいぜい家賃として最高でも3万5,000円ぐらいしかお払いできない。そのぐらいの貸し家はないか探してほしいというわけで、探したんですね。

ちょうどおばあちゃんがなくなってあいているから、そこを3万円ぐらいでいいですから どうぞというわけで、よかったということで早速大家さんと見たんですが、どうも雨漏りが していたらしくて、雨のしみとか、屋根にちょっと穴があいているということで、そこを修 理しなくちゃというわけで相談したところ、かなりお金がかかるということで、それまでし てはちょっとお貸しできないということで、残念ながら断られてしまった。やっとその方は 鴻巣の市営住宅ですか、そこがあくまで1年近く待ってやっと入ることができましたから、 ほっとしましたけれども、こういうちょっと修繕すれば住むことができるという空き家もた くさんあるのではないかと。公営住宅をつくらない現在の住宅政策では、こういう空き家を 利用して安く貸してあげたらいいなと、武藤議員の質問を聞きながら思った次第でございま す。

那珂市でもぜひこの住宅リフォーム助成制度をつくってほしいと思いますが、答弁をお願いいたします。

〇議長(助川則夫君) 産業部長。

○産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

那珂市では、中小企業者、建設業者を含んでなんですけれども、支援として自治金融制度 の保証料、利息等の補助を行っているところです。

住宅リフォーム助成制度につきましては、市民の住環境を高めること、市内住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を視野に入れた制度であるということは承知しております。 しかしながら、経済効果は一定程度あるものの、特定の業者のみへの助成であることから、 広く市民へ経済効果が行きわたるかどうかになっているというふうには考えておりません。 以上です。

〇議長(助川則夫君) 木村議員。

〇20番(木村静枝君) 経済効果は一定程度あるものの、特定の業者のみというのは、これ やっぱり1つの制度で全て広く市民への経済効果が行き渡るということはありませんよね。 困っている人から先に手を差し伸べるのが行政ではないでしょうか。

それから、一過性と言いますけれども、今、那珂プレミアム付商品券割引購入券、これなんかも一過性の際たるものではないんですか。もう買ってしまえば終りですしね。技術も何も残りませんし、品物が売れたということを波及効果というのであれば、それはそれであれですけれども、やはり1つの事業で全て住民に利益が波及すると、そういうことはないんではないでしょうか。困っている人にこそ手を差し伸べてこそ行政です。ぜひ創設してほしいと思うんですが、再度質問をいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

住宅リフォームの助成制度につきましては、助成の対象になる施工業者を市内に限定することにより、受注機会が拡大するというお話がございましたけれども、一時的な経済波及効果は発生するという認識ではおります。助成することが住宅リフォームの需要をふやすきっかけということになるのか、またそしてその施策が最適なものなのか、一方で消費者保護の観点からも住宅リフォーム施工業者の質の向上など、多くの課題があるというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** 本市ではやらないということでございますけれども、もう少し市民 の声を聞いて、市民の声など聞いたことはあるんですか、こういうことについて、住宅リフ ォームについて。ちょっとお伺いします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- **○産業部長(佐々木恒行君)** そうですね、雑談の中ではそういうお話は聞いていますけれど も、行政の立場として直接調査ということでは行っておりません。 以上です。
- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** 今後そういう機会を設けて調査してみようという計画はありますか。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- **○産業部長(佐々木恒行君)** 空き家対策等とか、まち・ひと・しごと創生とかの中、調査の中でそういった項目が含まれているとか、そういうところからある程度あぶり出しはできるのかなと。この点だけでの調査ということは、現時点では考えておりません。
- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** 何事も調査。実態を調べるということが大事ですよね。ぜひ調査して、那珂市でも経済効果があるという住宅リフォーム助成制度の創設をぜひお願いしたいと

思うんですが、もう一度答弁お願いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

本市では、住宅の改修に関する制度として木造住宅耐震化推進事業、また高齢者、障害者の住宅改造費助成制度など、それぞれの施策に応じた助成を実施しておるところです。

国では、省エネ住宅に対するポイント制度を実施しており、省エネ住宅の新築やエコリフォームの普及を図ること、住宅投資の拡大を図る目的として一定の省エネ性能を有する新築、エコリフォームに対して、さまざまな商品と交換できるポイントを発行しているところです。新規事業の導入ですけれども、先ほどお話がありましたプレミアム付商品券発行事業のように、消費を喚起して広く地域経済を元気にするというような効果のある事業などに取り組んでいきたいというふうに考えております。限られた市の財源の中で、本市の地域経済の特徴を踏まえ、持続的な波及効果が発生する施策を実施していきたいと考えております。ということで、住宅リフォーム制度については考えておりません。

先ほどお話の中でも出ましたけれども、住宅関連の修繕などを考えている方に対しては、 建築関連の事業者が集まって市内の住環境づくりを目指し、高度な技術、技能を携えた信頼 のおける事業者の方々が市の商工会に所属しております建設部会というものがあります。商 工会のホームページなどで、その事業者等がどういうことをやっているかというようなこと が見てもらえるよう、導けるようなことを商工会のほうと相談しながら、協力しながら対応 していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** ぜひ、その業者とか協会とか皆さんと話し合って、今どういう状態 で業者さんが苦しんでいるのかということをつぶさに捉えて、対策をぜひ練ってほしいと思うんです。

国の進める住宅制度、これは大きな会社がやるのであって、大きな会社はもうかるけれども、零細業者はみんな潰れてしまいます。やがて那珂市も消滅集落などができてきてしまうのではないかと懸念をいたします。今こそこういう地元の人を生かして、地元のためになる事業、これをどう進めるか、これが今大切だと思うんですね。

国が予算をつけたからといって、それに飛びついても、決して那珂市の実態に合ったものとはなっておりません。それは木造住宅耐震化促進事業、これでも5年間予算をとったけれども1件も需要がなかったと、これがもう如実に示していますよね。国の言いなりでは決してその自治体にとって実態に合った事業というものはできないといことは、この事業がはっきりと示しております。ですから、国頼みでなくて、那珂市で今どういうことが必要なのか、そのことをしっかり地元の方と相談し、また協会とかそういう方とも相談して進めていっていただきたいと。

那珂市でも今度、那珂市まち・ひと・しごと創生戦略会議が立ち上がるということですね。 6月下旬に大学教授か何かを講師にして学習会をするというような予定が組まれております。 ぜひこれはしっかりと勉強していただきたいと思うんですが、那珂市長はどのように考えて おられるか、お伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- 〇市長(海野 徹君) お答えします。

リフォーム業者が今逼迫しているというようなことだと思うんですけれども、実態は、私は工務店経営者の方をたくさん知っていますけれども、地震後の修理とか、そういったことで手が回らないぐらい忙しいというのが実態ではないかと思います。ですから、逼迫している状況というのはそれほど見受けられないのかなというふうに、個人的には感じております。ただいまのお話がありましたリフォームの話と、それからまち・ひと・しごと、それについては民間といいますか、地域に根差した方もたくさん構成員として入っておりますので、十分そういったところも考えながら検討を進めていきたいというふうに思います。以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- ○20番(木村静枝君) 手が回らないほど忙しかったのは、消費税引き上げ直前なんです。 直前に、消費税が上がらないうちにやっちゃおうということで、本当に猫の手もかりたいほ どの忙しさだったけれども、それが一段落すると本当にうそのようにぱたりとなくなっちゃ ったと。私もびっくりしたんですけれども、忙しいんでしょうと言ったら、とんでもない。 仕事がなくて息子は遊んでいるよということで、こんなに急に仕事ってなくなるものかなと いうふうに思いましたけれども、そういうやっぱり変化もぜひ捉えていただいて、この会議 に生かしていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、平和の問題に入ります。

今年は第2次世界大戦が終結して70年の節目の年です。新聞、テレビなどマスコミでは特集などを組み、報道されることが多くなりました。戦没者遺骨310万人、今も親族の遺骨を探し続ける人々、身元不明のまま仮埋葬された空襲の犠牲者たちなど、見るだけでも胸が痛みます。

国会では、平和安全法制と名づけられた集団的自衛権行使関連法案の審議が進められています。アメリカが行う戦争を自衛隊が支援する新しい法律です。国際法違反の先制攻撃であっても、アメリカが戦争を始めれば集団的自衛権の発動をしていくということです。悲惨な戦争体験をした日本国民として、今、一人一人が関心を持ち、判断をしていかなければならない問題です。

今の若者は戦争について賛成する人が多い。また、戦争に無関心という傾向があるとのアンケート結果があります。ゲーム感覚や格好いいと思っている若者もいるということです。 今度は18歳から投票が認められます。戦争の体験を継承していくことが大切です。今後、 80年の節目はもうないのではないかと思います。おそらく戦争体験を語る人はいなくなってしまうということですから、今度の節目は、そういう岐路に立つ大切な節目だと思います。

大切な歴史を埋没させないために、那珂市でも戦争について語り、歴史に残していくことが今大切ではないかと思います。そこで、戦後70年目を迎えるに当って、那珂市では平和の問題についてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **○企画部長(関根芳則君)** お答え申し上げます。

那珂市におきましては、平成2年に核兵器廃絶平和市宣言をしているところでありまして、戦争の悲劇を風化させることなく、市民の皆様に平和のとうとさを再認識していただくことを目的に、例年広島、長崎の原爆に関するパネル展や沖縄戦に関するパネル展を開催してきたところでございます。今年は8月1日から8月30日までの期間において、図書館とらぱーるにおいて広島被曝関連のDVDの上演とあわせてパネル展を開催いたしたいと考えているところでございます。

特に、本年はただいま議員のほうからお話がございましたように、終戦後70年という節目の年でありますので、歴史民俗資料館と連携をいたしまして、より拡充した事業を展開してまいりたいというふうに考えてございます。例年の取り組みに加えまして、全小中学生に平和を祈る千羽鶴の作成を依頼しております。その千羽鶴をパネル展の会場に展示するとともに、その後、広島平和記念公園の原爆の子の像に奉納する予定としているところでございます。全小中学生が千羽鶴を折ることにより、学校や家庭において再度平和のとうとさを認識する機会となることを期待いたしているところでございます。

ほかにも、戦争体験者による講演会を8月22日、らぽーる集会ホールにおいて開催する予定でございます。講演される方につきましては、実際に戦場に出征された方や内地において戦争を体験された方などを予定しております。さまざまな角度から戦争体験についてご講演を頂けると思ってございます。また、平和の象徴の1つといたしまして、長崎の被爆樹木2世のクスノキを平和市長会議から譲り受けまして、庁舎前に植樹をする手続を進めているところでございます。さらに、歴史民俗資料館におきましては、戦後70年の戦争体験談や当時の写真パネルなどの貴重な資料を展示紹介する特別企画展を開催する予定といたしているところでございます。

いずれにいたしましても、戦争の悲劇を風化させることなく次の世代に継承するとともに、全ての世代が悲しい歴史を繰り返さず、今日の社会の平和と繁栄を未来永劫守り続ける決意を新たにする機会となるような取り組みを進めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** いろいろな企画をされているということで、大変うれしい限りです。

那珂市に住むペリリュー島で戦った方から何年か前に、ペリリュー島には日本の兵隊がたくさん亡くなって、今でも穴の中に放置されているんだ、あれを何とかお骨を拾ってほしい、国にそういう申し出をしてほしいということを切実に頼まれたことがございます。今年は戦後70年ということで、天皇陛下がペリリュー島を訪問して、そのお骨が拾われたということを聞いて、テレビ報道で見て、ああ、よかったなと、その方もさぞ安心なさっただろうというふうに思ったわけです。

こういう方もたくさんいる。ペリリュー島は水戸の軍隊が1万人ですか、行ったというようなことで、身近な人がそういう体験をしているわけです。テレビや新聞で見ると人ごとにように感じるんですが、身近な人が、ああ、この人も戦争にこういうところまで行っていたのかということになると、非常に親近感を覚えるんですね。人ごととは思えなくなる。

ですから、こういう方を掘り起こしてぜひ、今度パネル展をらぽーるでやると、パネル展 やそういう人たちのお話を聞く会を持つということなので、もう歴史から消えてしまうわけ ですから、そういう人たちの証言を聞かなければね。そういう行事を持ってほしいと思いま す。

市長はこの戦争についてどのようなお考えを持っておられるか、最後にお伺いします。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- ○市長(海野 徹君) 大東亜戦争についてはいろいろ説があります。侵略戦争ということもありますけれども、1つ原因としては経済封鎖、これを欧米からやられたと。戦わざるを得なかったという一面もあったということは認識していただきたいと思います。ただ、やっぱり戦争というのは狂気の沙汰の中で行われますので、あのような戦争が繰り返されてはいけないというふうにいつも思っております。8月15日、靖国神社と、それから無名戦没者の碑、あそこには毎年お参りをして、こういうことを繰り返さないということを誓っているところであります。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- **〇20番(木村静枝君)** ありがとうございました。 以上で終ります。
- ○議長(助川則夫君) 以上で、通告3番、木村静枝議員の質問を終ります。 暫時休憩をいたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議長(助川則夫君) 再開いたします。

◇木野広宣君

○議長(助川則夫君) 通告4番、木野広宣議員。

質問事項 1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について。2. 障がい者支援について。3. コミュニティセンターについて。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

[6番 木野広宣君 登壇]

○6番(木野広宣君) 議席番号6番、公明党新政会、木野広宣でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

今回は3点ほど質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。また、 質問の内容につきましては、一部武藤議員と重なる部分もありますけれども、よろしくお願 いいたします。

初めに、地域資源の連携についてお伺いいたします。

政府のまち・ひと・しごと創生本部会議では、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンで目指すべき将来の方向に、地方創生がもたらす日本社会の姿の中に、みずからの地域資源を活用した多様な地域社会の形成を目指すとあります。その中身を申し上げますと、地方創生が目指すものは、地域に住む人々がみずからの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することであります。我が国は多様な気候風土のもとで、それぞれの地域が独自の歴史や文化を形成し、多様な社会をつくり上げてきた、そうした生活や価値観の多様性が徐々に失われ、全国どこでも同じような景観や社会形成がつくられていく中で、地方からは人口が流出し、その結果、経済的、社会的基盤が失われ、地域の持続性そのものが問われるような事態となっております。

地方創生においては、人口拡大期のような全国一律のキャッチアップ型の取り組みではなく、それぞれの地方が独自性を生かし、その潜在力を引き出すことにより、多様な地域社会をつくり出していくことが基本となります。そのためには、地方みずからが将来の成長、発展の糧となるような地域資源を掘り起こし、それらを活用していく取り組みを息長く進めていく必要があります。地域にないものではなく、あるものを探していくことや、ないものをチャンスと捉え、チャレンジしていくことが重要となると思います。また、地方の自主性、自立性を高め、分権型社会を確立することもその基盤となります。さらに、地方においてICTの活用等を通じ、若い人材が豊かな地域資源を生かして新たなイノベーションを巻き起こし、活力ある地域社会を創生していくことが期待されるともあります。

このような中で、那珂市にも多くの地域に眠っている資源等があると思いますが、歴史的

資源等に限りますと、平安末期から約470年間、北関東を中心に支配した日本を代表する戦 国武将、佐竹氏の関係の深い社寺や史跡が数多くあると思います。そこで、那珂市にはどれ ぐらいあるのかお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- 〇教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

まず、神社でございますけれども、静の静神社や本米崎の三島神社など15社、寺院では瓜連の常福寺や本米崎の上宮寺など10カ寺、史跡としましては、瓜連城跡や額田城跡などが挙げられますので、全部でおよそ30カ所程度かと思います。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) ありがとうございます。

また、江戸時代には徳川御三家の水戸家の水戸藩と徳川光圀公が隠居した常陸太田の西山荘の間にある那珂市には、徳川関係のゆかりの地等はどれぐらいあるのかお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えいたします。

把握しているものといたしましては、県指定文化財の鈴木家住宅や額田の引接寺など、寺 社や寺院、屋敷など14カ所でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) ありがとうございました。

今の答弁のとおりに、那珂市には佐竹氏や徳川関係のゆかりの地が豊富にあります。この地域資源を掘り起こし、それらを活用してこそ那珂市の交流人口が拡大すると思います。常磐自動車道が今年3月に全線開通し、国道349号線の那珂市が全線4車線化になり、また平成26年11月に西山御殿の公開を再開し、平成27年11月には瑞龍山の公開が予定され、平成28年7月に常陸太田市に道の駅のオープンが予定されております。首都圏と国道349号線は市外からの観光客等通過交通量の増大が予測され、現在も水戸黄門漫遊ウオークが行われております。

まち・ひと・しごと創生本部の基本目標でもある地域と地域の連携による観光戦略と地域 資源を生かしたネットワークづくりが必要であると思います。また、ICT等の活用等を通 じ、地域資源を発信していくこともできます。これらの地域資源を那珂市が中心となり、水 戸市や常陸太田市と連携しながら交流人口をふやす計画などを考えているのか、お伺いいた します。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- ○産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、太田街道等で水戸市、那珂市、常陸太田市は光圀公に関係

するゆかりの地が多くあります。那珂市では毎年10月に水戸黄門が歩いた道やゆかりの地である水戸市から那珂市を経由しまして常陸太田市までめぐるという、往時をしのびながら秋の一日を楽しんでいただく水戸黄門様漫遊ウオークを3市が連携して実施しております。また、光圀公の実像に迫る冲方丁さんの著書「光圀伝」の大河ドラマ化に向けて、「光圀伝」大河ドラマ化推進協議会を3市が中心となって組織しております。その中で署名活動やNHKへの要望も行っているところです。

これからも歴史や観光によるもの等、地域の特性を生かしたところで水戸市、常陸太田市などと連携しながら、交流人口の増加に向けた取り組みを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 木野議員。

○6番(木野広宣君) ありがとうございました。

今後は民間の力をかりてでも、地域資源の連携やICTの活用の地域資源発信に模索する ことを前向きに考えていただきたいと要望いたします。

次に、友好都市について質問させていただきます。

現在、那珂市は横手市と友好都市を結び、スポーツ少年団交流やイベントと産業、経済、 教育、文化の面と交流を深めて、揺るぎないきずなを育んできたと思います。そこで、那珂 市と横手市が友好都市になった経過についてお伺いいたします。

〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。

〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

那珂市と横手市の関係について、歴史的背景から申し上げたいと思います。那珂市と横手市の関係は、今からさかのぼること約400年前、1602年でございます。佐竹氏が秋田へ国がえとなり、戸村城主であった第7代戸村義国もそれに従って秋田に移り、秋田藩主佐竹氏の家老を務めました。1672年には第9代戸村義連氏が第5代横手城代となり、秋田藩廃藩まで戸村氏が横手を治めてきましたという歴史的背景がございます。

友好都市提携のきっかけでございますが、昭和52年8月、那珂町史編さん委員が編さん資料収集のため横手市を訪問。昭和55年5月と昭和58年6月に、横手市郷土史会の皆さんなどが那珂町を訪問されました。戸村城跡や戸村氏の菩提寺の龍昌院などを視察、歴史を研究する交流が始まりました。さらに、平成9年12月に東京かまくら会、横手市出身で構成されている東京県人会でございます――の方々が横手城代戸村氏をご縁として、当時の小宅町長を横手雪まつりに招待していただきました。そして、翌年平成10年2月に小宅町長が横手市を訪れ、かまくらを視察され、那珂町と横手市の交流が始まりましたということでございます。

また、これをきっかけに、互いの地域で開催される観光イベントへの参加やスポーツの交流も始まりました。特にスポーツ少年団については、平成11年にスポーツ少年団交流の覚書

を締結し、野球や剣道などの研さんに励む子供たちが交流を深めてまいりました。そして、 平成14年11月に那珂町側から友好都市盟約締結についての町長親書が当時の五十嵐横手市 長に提出され、翌年平成15年10月、横手市側から盟約締結受諾が伝えられ、平成16年10月 22日に那珂町におきまして友好都市締結調印式がとり行われ、今日に至ってございます。

友好都市締結以降も、お互いの地域の祭りやスポーツイベントなど多くの市民が相互に行き来するなど、産業、経済、教育、文化の面で揺るぎないきずなを育んでまいりました。また、震災時における相互援助協定も平成16年に締結してございます。平成26年10月11日には、友好都市提携10周年を記念し、横手市かまくら館で両市の関係者が出席して記念式典を開催したという経緯がございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) ありがとうございました。

ということは、慶長7年に横手城も佐竹氏の所有となり、その70年後、寛文10年に佐竹 氏家臣、戸村義連氏が城主となったという歴史背景だと思います。

ネット上のフリー百科辞典によりますと、寛文元年9月、水戸藩主徳川頼房の四男、松平頼元が兄の徳川光圀から水戸藩領のうち那珂郡内2万石を分与される内分分地で額田藩を立藩しました。当初は領地を与えられず、水戸藩から2万石の年貢を与えられる形でありましたが、翌年には地方に改められ、年貢を直接徴収できるようになりました。また、御三家の分家であるため、参勤交代の義務がない定府大名であった。元禄6年に頼元は死去し、嫡子頼定が相続しました。元禄13年9月、頼定は幕府から陸奥国田村郡などに2万石を与えられたため、陣屋を田村郡内の守山に移しました。旧領は水戸藩に返され、以後は守山藩として相続し、あるいは「土芥寇讎記」という江戸時代中期の元禄時代に書かれた各藩の藩主や政治状況を解説した本に、松平頼元が額田に陣屋を持っていたことがわかります。

このように額田藩が存在し、水戸藩主の弟を額田の藩主にしたことは、いかに額田の地が水戸藩にとって重要な地であったかうかがえます。郡山市歴史資料館でも守山藩古文書教室を開催したり、那珂市では額田藩の清酒やTシャツがつくられておりますが、額田藩主から守山藩主になった歴史的関係から、那珂市と郡山市の交流や調査を行ったことがありますか。また、今後調査することがあるのか、お伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- 〇市長(海野 徹君) お答えします。

額田藩から守山藩に行った経緯につきましては、今議員のほうからお話がありましたので、 守山の知行地からお話をしたいと思います。

守山の知行地は、水郡線磐城守山駅という駅がありますけれども、その周辺ではないかと 思いますが、これは定かではありません。守山藩としてはその後7代、200年わたり明治維 新まで続きますが、明治2年の版籍奉還で最後の藩主松平頼典が守山藩知事となります。そ の後、明治3年、1870年になりますが、藩庁を常陸の国松川、現在の大洗町松川陣屋に移して松川藩となったようであります。大洗町にあった松川陣屋は、元禄15年、1702年に設置され、いろいろな施設が建設されました。版籍奉還後は松川県庁が置かれましたが、明治4年に出火で全焼し、現在は跡形もなく畑地になっております。この松川陣屋とは、大洗町成田町字旧陣屋というところにあります。20メートルほどの切り立った台地上にあり、わずかに薬研堀のようなものが残っております。ぜひ一度訪れていただきたいと思います。

るる申し上げましたが、以上の経緯を踏まえますと、額田藩と守山藩の関係がおわかりの ことと思います。家臣団のつながりなどがあればすばらしいことでありますが、残念ながら そういった家臣団のつながりというのは見受けられないというような状況ではないでしょう か。

那珂市と郡山市の交流等調査でございますが、実施したことはございません。今後交流や調査を行うことについては、那珂市民や地元の皆さんの交流に対する気運が高まって、郡山市、相手側のほうにもそのような意向が出てきた場合には、前向きに考慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 木野議員。

O6番(木野広宣君) ありがとうございました。

市長からの答弁をいただきましたので、今後地域資源の活用の観点からも一歩踏み込んだ 努力をお願いしたいと思います。

次に、額田城跡の指定についてお伺いいたします。

中世の城郭額田城跡は、東西1,200メートル、南北850メートルと大きな中世の城であり、その堀や土塁は今から四十数年前まではほぼ完全な形で残っておりました。その後の急速な宅地開発や農地の拡大で、外堀のほとんどが消滅してしまいました。当時の食糧増産や土地の構想といろいろな要因があったとはいえ、行政の文化財に対する認識のおくれも一因であると思われます。現在は外堀がところどころ残り、三の丸内はほぼ完全な形で残っております。その後、二の丸内が平成元年にやっと町指定文化財になりました。

現在は、地元関係者等の努力等で大切に保存されておりますが、SNSの普及や新聞等の報道で見学者が増加傾向にあります。駐車場等の受け入れ態勢も最も必要な問題ですが、県や国の指定になればある程度の補助は受けられると思います。県内で指定されている中世の城跡は、国指定の大宝城跡、関城跡、小田城跡、真壁城跡、県指定の那珂西城跡、瓜連城跡など12城跡があります。

また、第1次那珂市総合計画、後期基本計画第4章、豊かな心と文化を育む教育のまちづくりの施策5に、「貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る」の課題で、「貴重な歴史資産である額田城を後世に引き継ぐために、計画的な環境整備による適切な保存・管理が必要です。」とあり、基本事業ごとの方針では、「額田城跡や神社仏閣など市内の歴史資産

については歴史への関心を広めるために、地域資源としての活用を進めます。」と決定されております。

第1次那珂市総合計画、後期基本計画でも、県内最大級と言われる額田城跡は規模、保存 状態、歴史的経過、どれをとっても同等以上の歴史的価値があると思われます。そこで、那 珂市では今までに県や国指定の働きかけや調査を公式に何回ぐらいしたか、お伺いいたしま す。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

平成19年になりますが、額田城跡の県指定につきまして県の関係課と協議を行いましたが、 当時の状況では発掘調査等の基本調査がされていないこと、そして歴史的に裏づけとなるよ うな文献資料がないことなどの理由で、申請することは難しいというような指摘を受けてお ります。こういったことから申請は行ってございません。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) ありがとうございました。

「茨城の城郭」の著者、余湖浩一氏は次のように言われております。

2013年4月13日に南酒出城の講演会を聞きに言ったついでに、久しぶりに額田城を訪れてみたのであったが、額田城を訪れたのは実に11年ぶりであった。以前の額田城はほとんど整備されておらず、ただの山林であった。ところが、現在は城址公園として整備が進んでおり、見学がしやすくなっている。散策路がつくられて、見通しがよい状態となっているのである。これだけの規模の城が見通しのよい状態に整備されているというのはなかなかないことである。久しぶりに訪れて、その規模の雄大さには改めて感嘆してしまったのである。茨城県を代表する大城郭の1つであるとも言われております。

地方創生の観点からも、国はやる気がある地方には補助を出すと言っております。この大切な地域資源の活用を今後も熱意を持って取り組んでいただきたいと要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。

障がい者支援についてお伺いいたします。

近年、障がい者をめぐる政策が大きな転換期を迎えております。きっかけとなりましたのは、平成13年12月に国連において、障がい者の権利及び尊厳を保護、促進するための包括的、総合的な国際条約が決議され、平成18年12月に障がい者の権利に関する条約、いわゆる障がい者権利条約が採択されたことによります。日本は平成19年9月に障がい者権利条約に署名し、条約の締結に向けた国内法の整備に取りかかりました。平成23年8月に障がい者基本法を改正施行し、国民は障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を有すること、障がいの有無により分け隔たれることなく、健常者と相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとしました。

平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障がい者総合支援法を施行しております。これらの法整備を行い、日本政府は平成26年1月に障がい者権利条約を批准し、条約締結することとなりました。これを受け、平成28年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法がスタートされることとなっております。また、茨城県では、国の障害者差別解消法に先駆けて、今年の4月から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を施行しております。

障害者の現状についてお伺いいたします。

さて、先ほど述べましたが、障害者基本法の理念に基づいて、那珂市でも障がい者の自立 及び社会参加の支援等のために施策を講じていると思いますが、手帳の交付者数、全体に占 める割合や傾向についてお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(大部公男君) お答えいたします。

平成27年1月現在の障がい者手帳を所持されている方でございますが、2,229名、市の人口に占める割合は4%となってございます。また、内訳でございますが、身体障がい者が1,630人、知的障がいの療育手帳が359人、精神障がいの手帳が240人となっております。障がい者の数については微増傾向にございまして、特に近年の厳しい社会情勢のあおりを受けた中で、精神障がい者がふえているという状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) 確かに多くなっているのが現状だと思います。

次に、障がい者の経済的自立についてお伺いいたします。

障がい者の大きな目標には経済的な自立があります。この観点からは、障害者雇用促進法により国、地方公共団体、民間企業などに対してそれぞれ障がいの法定雇用率が示され、各機関や企業において障がい者を雇用することにより、障がい者の一般就労人数は年々増加しております。比較的軽度の障がい者の自立に対しては、一定の成果が上がっていると評価できるものであります。

一方で、一般就労することが難しい障がい者は、障がい福祉サービスによる就労移行支援、 就労継続支援A型、B型といった就労訓練の事業所に通所し、将来的な一般就労を目指して いるところでありますが、毎月の賃金は大変少ない金額であります。平成25年度の茨城県の B型事業所の平均工賃は前年度から188円増額しているものの、月額1万1,353円であり、 障がい者が生活するためにはとても十分な賃金とは言えません。国は平成25年に障害者優先 調達推進法を施行し、国や地方公共団体など公的機関は障がい者が就労する事業所などから 物品や役務の提供などについて目標額を定め、優先的、積極的に調達を推進する取り組みを 進めております。 そこで、お伺いいたします。就労訓練の事業所に通所する障がい者の賃金是正政策の1つとして、那珂市としても障害者優先調達推進法を推進されていると思いますが、市ではどのような対応をされているのか、お願いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(大部公男君) お答えいたします。

就労支援事業所に通所されている障がい者の賃金については、那珂市に限らず全国的な課題と言えるところでございます。市における障害者優先調達推進法への取り組みでございますが、平成25年度は50万円の目標を掲げましたが、実績は39万1,000円ということでございました。また、26年度は目標額70万円のところ107万9,270円の実績を上げ、目標を達成することができております。

公的機関が障がい者就労施設に仕事を発注することにより、仕事の確保と障がい者個人の 工賃のアップにつながるものと考えておりますので、今後も継続して実施し、少しでも障が い者の経済的な自立の支援につなげたいと考えております。また、市がみずから率先して推 進することによりまして、民間事業者からの発注についての呼び水となるということも期待 しているというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) 今後も継続して実施していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、障がい者差別の解消についてお伺いいたします。

障がい者の現状や就労、賃金について質問しましたが、最後に障がい者の地域社会における差別解消に向けた動きについて触れたいと思います。

障害者権利条約、障害者総合支援法、障害者差別解消法などは、いずれも障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しているものであります。障がいがある方にとっては、より住みやすい地域社会の実現に期待しているところだと思います。中でも、平成28年4月から施行される障害者差別解消法では、禁止される行為などが示されると聞いております。

そこで、障害者差別解消法の施行により、障がい者に対して何がどう変るのか、説明をお願いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(大部公男君) お答えいたします。

障害者差別解消法では、国、地方公共団体は、障がい者に対する不当な差別的扱いをして はならないこと、合理的配慮をしなければならないということが義務化されます。一方で、 企業などの民間事業者については、不当な差別的な扱いをしてはならないことは義務化され ますが、合理的配慮をすることは努力義務ということになってございます。 そこで、不当な差別的な扱いとはということでございますが、例えば車椅子を利用していることを理由に入店を断ったり、アパート契約時に障がいがあることを伝えると契約できなかったなど、障がいがあることを理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりすることでございます。

また、合理的な配慮ということでございますが、これにつきましては、例えば障がい者が 会議に参加した際に手話通訳者を配置したり、選挙の際に投票所の段差解消のためにスロー プを設置するなど、障がいがある人の求めに応じて困っているときに、その人の障がいにあ った必要な工夫ややり方で対応するということでございます。

また、先ほど議員のほうからありました今年の4月に施行された茨城県の障害者権利条約は、何人も障がいがある人に対し差別をしてはならないという規定をしております。

〇議長(助川則夫君) 木野議員。

以上でございます。

- ○6番(木野広宣君) では、市では障がい者の差別解消にはどのように取り組んでいるのか、 お伺いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(大部公男君) お答えいたします。

市では、障がい者の差別解消に向け、市民への周知、意識改革の啓発に積極的に取り組んでいるところでございます。主な取り組み状況といたしましては、本年3月に職員の意識改革のため、茨城県の職員を講師に招きまして、総括、課長補佐を対象に研修会を開催しております。また、4月には商工会の理事会の席で、市の担当者から差別や合理的配慮についての説明を行い、協力をお願いしたというところでございます。また、5月には地区まちづくり委員会連絡会議で同様の説明を行ってきたところでございます。

今後につきましては、8月に民生委員、児童委員への説明を予定してございます。また、 市民に対しては、広報紙に特集を組んで周知してまいりたいと考えております。あわせて、 県や就労支援の事業者などとも連携を図りながら、法令等の趣旨を尊重した障がい者差別解 消施策に取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) ありがとうございました。

市の考え方はわかりました。今回このような障害者差別解消法を質問させていただいたのは、那珂市に住む親御さんが、お子さんがいて、どうしてもやっぱり今回この法案が変るということで、ぜひ那珂市の考え方を聞きたいということで言っておりましたので、この質問をさせていただきました。

最後に、人は年をとると体が動かなくなります。痴呆症にもなります。これは障がいと何も変りません。障がいのある子を持った親の心は、この子は将来ひとりで生きていけるのか、

ただそれだけであります。障がいのある人が障がいのない人と全く同じように生きていくの は夢かもしれませんが、少しでも夢に近づけるよう最大限の努力をお願いいたします。

最後に、コミュニティセンターについての質問をさせていただきます。

初めに、那珂市には各コミュニティセンターがあると思いますけれども、その設立年月日 をお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

各コミュニティセンターの設立年月日でございますが、ふれあいセンターよしの、平成8年4月でございます。よこぼりにつきましては平成17年3月でございます。ふれあいセンターごだいは平成21年8月でございます。総合センターらぽーるは平成10年4月に開館してございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- 〇6番(木野広宣君) ありがとうございました。
 次に、各コミュニティセンターの利用状況についてお伺いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 利用状況でございますが、ふれあいセンターよしのについては2万6,250人、ふれあいセンターよこぼりは4万1,682人、ふれあいセンターごだいは3万8,089人、総合センターらぽーるは9万484人でございます。これは平成26年の実績でございますが、25年、24年についてもほぼ横ばいでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) 今ご答弁いただいたように、平成26年の年間利用者数を見ても、総合センターらぽーるがほかのコミュニティセンターよりもかなり多いことがわかります。また、設立も平成10年4月ですから、かなりの方が利用されているのがうかがえると思います。特に総合センターらぽーるにおいては、イベント、講演会、ロビーを利用しての各種展示会等、幅広く利用できることも利用者数の多い要因だと思います。

そうした中で、利用する方から駐車場について聞かれ、確かにそうだと私も痛感したことがあります。それは一般の方もそうですが、車椅子を利用する方が、ほかのコミュニティセンターは駐車場が案内板も含め、見た目にもラインがはっきりして利用しやすいのに、総合センターらぽーるだけは色が剥げているし、特に夜の利用だと一般の利用者も身体障害者の方も見にくいではないのかと相談がありました。

そこで、身体障害者駐車場の塗装直し、ゾーン色づけの設置、またあわせて一般の駐車場 の塗装直しができるのか、お伺いいたします。

〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。

○市民生活部長(車田 豊君) ただいまご指摘のございました問題でございますが、私ども 4カ所のコミュニティセンターを現実に見てまいりました。そうした結果でございますけれ ども、総合センターらぽーる以外につきましては、全て立て看板を立てるなど身体障害者の 車椅子のマークがついている配慮をしてございます。

なお、色についても、その部分だけ特別な色になっているということでございます。

ご指摘のように、総合センターらぽーるでは、身体障害者用駐車場については線が見づらくなってございます。また、らぽーるの一般駐車場の線も若干、議員ご指摘のとおり、経年 劣化ということで薄くなってございます。したがいまして、ご指摘の点でございますが、早 急に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木野議員。
- ○6番(木野広宣君) ありがとうございました。

今のご答弁でも早急に対応してくださるとのことでしたので、一日も早くできることを念願し、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告4番、木野広宣議員の質問を終ります。

◇ 筒 井 かよ子 君

○議長(助川則夫君) 続きまして、通告5番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. 曲がり屋の屋根のふき替え保存について。2. にせ電話詐欺の防止対策について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

[1番 筒井かよ子君 登壇]

〇1番(筒井かよ子君) 通告5番、議席番号1番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、曲がり屋の屋根のふき替え保存について質問いたします。

那珂市の代表的な公園であります一の関ため池親水公園、その名前が示すように、ハクチョウが飛来し、数種類の鳥が見られる池があり、流水のせせらぎがあり、市民憩いの場として年間を通して人々が訪れております。そのシンボル的存在が曲がり屋であります。L字型に曲がった建築構造と甲冑のかぶとに似たかやぶき屋根が緑の中に映えていると、5月28日付の読売タウンニュースでも紹介されておりました。

那珂市曲がり屋は、市内に残る最後のかやぶき屋根住宅を解体、保存し、平成11年9月に 一の関ため池親水公園に移設、復元したものであり、既に16年が経過しております。もとも とこの住宅は文久2年、1862年に建築された住居であり、そこから数えますと優に263年が経過しております。曲がり屋とは、住居とうまや、物置が一体となった、東北地方と茨城県の一部に見られる寒さの厳しい地方の代表的な民家形式であります。棟数によって税金がかけられたため、うまやと母屋を一体化し同じ棟にしたということです。また、昔は重要な労働力であった牛や馬を大切にするため、うまやを屋内に設けておりました。そのような根拠があるそうです。現在もかまどで火がたかれており、懐かしさに感動される見学者もおります。

このようなことから、昔の生活を知る上で貴重な建造物であり、小学校の授業等にも取り上げられ、多くの子供たちが見学に訪れております。重要な文化財資源であると同時に、教育的観点からもしっかりとした保存対策が望まれます。まさに那珂市の指定文化財であります。そして、なにより那珂市の代表的な観光施設であります。

特に、那珂のひなまつりや端午の節供展の開催には、なくてはならないものであります。 ひなまつりの会場としては、ほかに6カ所展示いたしますが、曲がり屋の伝統的な建造物は ほかに例がなく、特に人気があり、ここを目当てに来場される方がほとんどと言っても過言 ではありません。ハクチョウとおひな様が同時に見られる場所は、全国でも珍しいそうです。 さらに、月見の宴は親水公園の特徴である流水と相まってみやびな雰囲気を醸し出してくれ ます。このときの曲がり屋での語り部の昔話、さらにふるさと大使の長須与佳さんが演奏す る琵琶の音色は圧巻であります。

そこで、この曲がり屋の屋根を注目しますと、大分損傷が目立っております。特に、ぐしの部分、使われている竹が大分傷んでおります。そして、裏側の屋根にはコケが生えており、鳥がついばむということで、現在は釣り糸でネットのように補強している状態です。まだ雨漏りはないようですが、ちょっと不安になります。

このような現状から、これ以上破損が進行しないようにするために修繕の必要があるのではないかと考えられます。また、修繕をする場合はどのように行うのか、お伺いいたします。

〇議長(助川則夫君) 産業部長。

〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

観光資源として今お話のありました曲がり屋は、一般の方が建物の中に入って江戸時代後期から昭和の農家のたたずまいが直接見られる、また中に入って体験的なことができるということで、多くの方に訪問して頂ける文化的施設として存在価値が大きいものです。イベントなどでも活用いただいております。那珂市のPRに寄与しているものの1つというふうに捉えております。一の関ため池公園の一角にあり、公園の雰囲気に溶け込んでおりますので、また子供たちの遊び場、赤ちゃんの親子連れなど多くの方々が、幅広い世代に鑑賞していただいております。

ご指摘の曲がり屋のかやぶき屋根の修繕等につきましては、今のところ予定はございませんが、自然の材料を使用しておるということで、周りの樹木の剪定、強剪定などを行って風

通しをよくして現在は対応したいと、そのように考えております。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- ○1番(筒井かよ子君) 今のところ修繕までは考えていないということですが、それではか やぶき屋根の場合、通常一般的にふき替えは何年ぐらいを目安に行うのでしょうか。そして、 那珂市のこの曲がり屋の場合では、何年後にどのくらいの期間を要して実施する予定でしょ うか。またその際、ふき替えは全面をふき替えるのか、部分的なのか、お願いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

一般的ということですけれども、かやぶきの状態、その設置したときの条件にもよると思いますが、20年程度というふうに聞いております。この那珂市の曲がり屋は、先ほどお話がありましたように移設して16年経過しております。一の関ため池親水公園は完成して全体的なものが、移設前の状態で約20年ほど今の姿に至っております。全体的な改修や更新、総合、長期的公園の運営管理計画を立てる必要があるということの認識で捉えております。そういった中で、曲がり屋の屋根工事の実施時期や施工方法並びに工程などを位置づけていきたいというように考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- ○1番(筒井かよ子君) 今のお答えで、長期的、総合的な園の管理運営計画を立てる必要性があると捉えているということですが、その中で、もしふき替えを行う場合は、材料であるかやの確保やふき替え職人の確保が重要ですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃいますか。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

県内でいろいろな曲がり屋とかやぶき屋根の実施した例もございます。また、国営ひたち 海浜公園に、みはらしの丘の麓にかやぶき屋根の古民家が移築されております。その脇に那 珂市のかやぶき屋根の住宅を再築するというような話も聞いております。そういった事例等 を調査、見聞きして今後考えていきたいと思います。

また、建築工事の時期などが具体的になった段階、計画的にかやぶきに関する情報とかを 得ながら進める考えでおりますけれども、ここの曲がり屋に再築するときには核融合研究所 の西地区のかやを刈って2年くらいかけて備えたというようなことを聞いております。です ので、実施時期には議員さんご指摘のように、材料や職人の確保が課題となっております。 特に材料については植物生物が対象となりますので、かやを刈り取る場所、それから材質、 刈り取り時期、保管方法、量の確保、準備期間、また専門性の高い仕事のできる職人の確保 が重要というふうに考えております。ですので、よく研究をして確実な計画を立てて、貴重 な財産を継承できるようにしていきたいというふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- ○1番(筒井かよ子君) 16年前とはかやの生育区域、その他環境も変化していると思われますので、十分な研究と綿密な実施計画を立てられることを望みます。

ふき替える場合は、ふき替えの様子を広くアピールして、観光の一環として活用してはい かがかと思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- ○産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

一の関の曲がり屋の再築時、十六、七年前のときなんですが、その写真は那珂市観光協会のホームページに載せているところもございます。次回のお話ですけれども、そういったときには見学会を開催したり、施工の様子を写真ばかりじゃなくて動画などで紹介できるように計画していきたいと思っております。ご提案、今お話があった工事を観光のPRの一環ということでぜひ使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- ○1番(筒井かよ子君) 曲がり屋はテレビCM、それから新聞、雑誌、その他多くのメディアにも登場し、広く那珂市をアピールしております。まだまだ立派に歴史を刻み続け、後世にも引き継ぎたい資源であり続けてほしいと願っております。よろしく計画のほうをお願いいたします。

続きまして、にせ電話詐欺防止について質問させていただきます。

新聞やテレビで連日のように、にせ電話詐欺の被害が報道されております。被害額もますますエスカレートしているように思います。被害に遭う大半は高齢者と呼ばれる年代の方々であり、老後の大切な資金を言葉巧みに奪われてしまっており、本当に許せません。新聞などに掲載される被害のみならず、届け出すらしない方もいるのではないかとも思われます。最近は、詐欺の内容も多岐にわたり、サイト利用料から債権やら、もうけ話まで多岐にわたり複雑になってきております。金融機関の窓口などでも声かけ、その他不審に思ったときは対応に努めており、成果があらわれておりますが、被害に遭う方は後を絶たない状況です。

そこで、那珂市民におけるにせ電話詐欺被害の実態についてお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** お答え申し上げます。

にせ電話詐欺といいましてもいろいろ種類がございます。まず、オレオレ詐欺や架空請求 詐欺、還付金詐欺など、不特定の方に対して電話やファックス、メールを使って行う詐欺は 特定詐欺というものですが、県警ではオレオレ詐欺、架空請求詐欺、金融保証詐欺、還付金 詐欺、金融商品取り扱い詐欺、ギャンブル必勝法詐欺、異性紹介詐欺、その他詐欺の8種類 に区分し、その総称としてにせ電話詐欺と呼んでございます。

このにせ電話詐欺による那珂市内の被害状況は、県警本部の調査による認知件数として、 平成25年度では発生件数が5件、被害金額が4,010万円で、平成26年度は被害件数が2件、 被害金額が2,100万円となってございます。被害に遭われた方はいずれの方も70歳以上の高 齢者ということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- ○1番(筒井かよ子君) 今お聞きしまして、やはり相当な金額になっていることがわかります。電話を受けるのが個人の家であり、ほとんど密室の状態です。誰か家族がいれば相談できますが、一人の場合はパニックになってしまいます。特に我が子に何かあったとなれば気が動転するのが親のさがです。そこにつけ込んでの犯行は許せません。私の知り合いの方々にも、被害にまでは遭いませんでしたが、にせ電話を受けておられる方が数多くあります。やはり俺だよと息子にそっくりな声に聞こえてしまうというのです。

実は、私も現にオレオレ詐欺と言われていたころに電話を受けたことがあります。電話を受けますと、俺だよと言うのです。あれ、ちょっと変だなと私も身構えまして、俺じゃわからないでしょう、うちはみんな息子なんだからと言いますと、ちゃんと実在する我が息子の名前を名乗るのです。風邪を引いたとゴホンゴホンするのです。ですから、我が家の家族構成はちゃんと調べてあるのです。しかし、そのときは運よくというか、悪くというか、ちょうどその名乗った息子が家におりました。いや、本当なんです、これは。それでもどきどきして手が震えました。いや、本人がここにいるのですから気をとり直して、どこにいるのと言いますと、ホテルで寝ていると言うのです。どこのホテル、場所を言ってごらんと言いますと、市内のホテルだよ、風邪を引いて動けないと言うのです。でも今あなたは海外出張中じゃないのと言うと、電話は切れました。後になってこんないいチャンス、もう少しだまされたふりをして犯人を突きとめればよかったと悔やみました。でも、あのとき本人がもし家にいなかったら、やっぱり私は慌てたと思うとぞっとします。

突然の電話は、このようにかかってくるものなのです。やっぱり親は子供のためにとなると、それだけでパニックになってしまいます。講習会などでふだんからこのようなにせ電話の受け方の訓練が必要ではないかと思います。合言葉を決めておいたり、生年月日を言わせたりの対応も効果的かと思います。防災はやはり訓練が必要です。文章でわかっていても、とっさの場合はなかなか実行に移せないのが実情であります。最近のにせ電話詐欺の内容は複雑巧妙になっており、劇場化しておりますので、すぐに相談できる人がいない場合、負けてしまうのではないでしょうか。

那珂市では、にせ電話詐欺を防止するため、どのような体制で対応しておりますか。また、 相談内容や件数はどのような状況になっているか、お伺いいたします。

〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。

〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

那珂市では、平成20年4月に庁舎の1階に消費生活センターを設け、専門相談員を配置して市民の方からの相談に応じてございます。相談件数につきましては、ここ二、三年の数字でございますけれども、平成24年度は146件、平成25年度が191件、平成26年度は178件となってございます。相談の内容の多いものとしては、販売方法に関するもので店舗購入や通信販売によるものが約7割となってございます。現在寄せられた相談と対応した事案につきましては、その概要を消費者庁所管の国民生活センターに情報提供し、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、類似のケースで被害が拡大しないように、消費者の消費生活に関する安全について啓発をサポートしています。

また、市内の消費者団体、現在5団体ございますが、この5団体の協力をいただいて、市内店舗におきまして被害防止啓発キャンペーンや消費生活センターの周知のチラシ全戸配布、啓発回覧板の市内全自治会への配布、高齢者クラブでの出前講座による被害防止活動、成人式や小中学校において消費者教育の啓発物品や教材の配布など、毎年度実施しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- **〇1番(筒井かよ子君)** 大変広く啓発活動をされているようですが、金融機関や警察と連携 しての対策は考えておりますでしょうか。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** お答え申し上げます。

金融機関、警察との連携でございますが、被害防止のために関係機関や関係団体との連携は必要不可欠であると認識してございます。

昨年5月に那珂警察署との協議により、振り込め詐欺被害防止ネットワーク緊急会議というものを立ち上げました。構成メンバーは那珂警察署のほか、消費生活センター、防災課、各金融機関防犯部会というのがございます。それから那珂医師会、社会福祉協議会、民生児童委員会連絡協議会、シルバー人材センターの方々で構成してございます。現在はこのような組織で被害防止の決意を誓うとともに、啓発活動などについて連携をしていくということで取り組んでいるところでございます。

また、被害拡大防止のため、本年度からにせ電話詐欺等の情報を察知した場合は、適宜防 災無線、先日も放送いたしましたが、防災無線、それから市ホームページ、フェイスブック、 ツイッター等を活用して市民の皆様にお知らせしております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- **〇1番(筒井かよ子君)** 私は、市民一丸となってこのにせ電話詐欺に立ち向かう機運が必要ではないかと思います。例えばにせ電話詐欺撲滅宣言の市那珂市なんていうのはいかがでし

ようか。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) 答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、昨今の情勢から市民一丸となってにせ電話詐欺に立ち向かっていく 必要性というのは非常に痛感してございます。悪質巧妙な手口は後を絶たない状況の中、昨 年6月に消費者安全法が一部改正され、市町村における消費生活センターの設置は条例化が 義務づけられました。本市におきましては、現在規則による消費生活センターが設置となっ てございますので、年度内を目途に条例案を提出したいと考えてございます。そうした中で、 消費生活センターの充実、発展を図りながら、効果のある啓発活動を展開してまいりたいと いうふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- **〇1番(筒井かよ子君)** 条例案を提出したいと考えていらっしゃるということですが、前向 きによろしくお願いいたします。

ひとり暮らし高齢者に対しての対策としては、ナンバーディスプレーの導入などにより非通知、登録されていない番号には出ないといった方策があるかと思います。東京都足立区では、年間被害額が3億円を超える状況から、シャープ株式会社と連携し、振り込め詐欺被害対策機能強化した電話機による社会実験を平成27年4月より実施しているとのことです。やはり登録されていない相手からの電話には赤ランプでお知らせしたり、この会話は録音されていますといったメッセージを流す機能を搭載したりして対応するものです。このような状況を踏まえ、高齢者クラブやいきいきサロンなどを通し、防止対策を強化すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

ナンバーディスプレー等の導入につきましては、当然考えられることかなと思いますが、 高齢者の方が操作が難しいとか、そういったこともありますので、その点については十分慎 重な検討が必要かなと考えてございます。

高齢者の方がにせ電話詐欺など悪徳商法による被害に遭わないためには、被害防止についての学習や、現在発生している情報などを知る機会が必要と考えてございます。そのような場として、出前講座を平成22年度から実施してございます。平成25年度には18件の出前講座による啓発活動を実施いたしました。今後とも積極的に実施して高齢者の被害防止に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 筒井議員。
- ○1番(筒井かよ子君) 茨城県警察のホームページを見ますと、にせ電話詐欺に対する情報

が数多く掲載されております。詐欺の事例、引っかからないための対処方法などが細かに載っております。また、市のホームページ、フェイスブック、ツイッターなどで広く情報を提供し、防止策を呼びかけておりますが、多くの高齢者はこのホームページなどをどの程度見ているでしょうか。実際には余り見ていないのではないかと思われます。

ここにきて、日本年金機構の年金加入者情報の大量流出問題が発覚いたしました。これにより、また関連した詐欺なども心配されます。大切な財産をこともなげに奪っていく、この 悪徳詐欺に遭わないためにも、行政と市民が力を合せ、立ち向かっていきたいものです。に せ電話詐欺撲滅宣言の市、那珂市をぜひ実現させたいものであります。

以上で私の質問を終りにいたします。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告5番、筒井かよ子議員の質問を終ります。

暫時休憩をいたします。再開を15時20分といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時20分

○議長(助川則夫君) 再開をいたします。

◇古川洋一君

〇議長(助川則夫君) 通告6番、古川洋一議員。

質問事項 1. 自治会等の区割り及び住居表示について。2. 一般質問に対する検討事項の回答について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

〇7番(古川洋一君) 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため に、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 まず最初の質問ですが、自治会等の区割り及び住居表示についてお伺いしたいと思います。 まず、自治会等の区割りについてですが、昨年私から自治会、学区、子供会の区割りに問 題があるのではないか、問題があれば区割りを見直してはどうかといった一般質問をさせて いただきました。その際、前市民生活部長から、問題を把握していないので住民アンケート を実施したいとのご答弁をいただき、その後、アンケートの実施に向けて内容と方法を検討中であるとのご報告をいただきました。では、さらに検討した結果、いつ誰に対してどのような内容、方法で行う予定か、現在の進捗状況をお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** お答え申し上げます。

今回の菅谷地区の自治会、子供会の区割りに関する住民アンケートでございますが、方法の1つとして、小学校を通してお願いする方法がございます。あともう一つの方法として、自治会を通して行う方法がございます。さらに無作為抽出で行うという方法がございます。この3つの中で一番効果的な方法を検討しているという状況でございます。

また、どの区域を対象とするのか、アンケートの収集方法などもあわせて今年度中に実施 していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) わかりました。

アンケートをお願いする対象を間違えますと、例えば特に小学生のお子さんをお持ちでない方や、子供会に関係していない方に子供会の区割りについて尋ねても、また自治会の区割りについては、学校を通じて児童生徒の保護者だけに尋ねたとしても問題点が見えてこない可能性がありますので、対象や内容、それから収集方法、今おっしゃっておりましたけれども、そういったものを変えるなど、ピンポイントに実施することを提案させていただきますので、今後とも検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから、実施時期についてでございますけれども、3月にご報告いただいた際には、今は自治会の役員がちょうど変更になる時期なので、落ちついたらというようなお話でございました。ただいま今年度中にということでございますけれども、またタイミングを逃してしまいますと、また来年の役員の変更だとか、そういった時期になってしまいますので、なるべく早急に実施していただきますことを切望させていただきたいというふうに思います。

それでは次に、菅谷地区の住居表示についてお伺いをしてまいります。

平成22年、5年前ですけれども、第1回定例会において、福田耕四郎議員が菅谷地区の住居表示についてを一般質問され、菅谷の何番地はどのあたりだと言えるように、菅谷の次に小字をつけるなど、わかりやすくなるよう検討してほしいと。そして、今度こそは期待しておりますよというようなことで要望をされております。その際、当時の総務部長は、経費を抑えるべく消火栓や電柱等に住居表示を想定し、他市町村の事例をよく調査して、できるだけ早い時期に実施したいという答弁をされております。その後の検討結果と、これまでの実施内容について改めてお伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

当時、消火栓の標識には住所と地区名が表示しておりましたが、設置数が少ないということから住所がわかりづらいということで、一般質問があったかと思います。それを受けまして、菅谷の住所をわかりやすくするために、住居表示地区で電柱にここは何々何丁目という表示を実施しているのを参考にいたしまして、地番を表示するよりも地区名を表示したほうが地元の人にもなじみがあって、ほかの地区の人にとってもわかりやすくなるだろうということで、菅谷何々地区というような表示をいたしまして、平成24年度と平成25年度に菅谷地区の電柱に合せて約200カ所設置をしたところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) 消火栓や電柱約200本に菅谷何々地区という表示をされたということでございますけれども、では伺いますけれども、消火栓や電柱に菅谷丸々地区との表示を設置されたということで、その当時の質問の趣旨である菅谷の何々何番地はこのあたりだと言えるようになったのか、お伺いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

ただいまご答弁申し上げましたように、地番の表示ではなくて、菅谷何々地区という表示 でございますので、それだけでは地番がわかるとは言えないかと思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- **〇7番(古川洋一君)** それでは、地番を言えるようになったのかどうか、把握されていますか。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) 今お答えしましたように、地番の表示ではないので、地番を言えるようになったかというと、それは多分わからないということだと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) わからない、把握されていないということだと思いますので、それでたった今ここで把握していただきたいと思います。皆様執行部の中で菅谷にお住まいの方いらっしゃいますよね、何名か。じゃ、その方々に私が菅谷の何番地はどの辺ですかと聞きますから、自信を持って答えられる方いらっしゃいますか。菅谷地区の方も少ないのは知っているんですけれども、いらっしゃらない。部長、いらっしゃらないみたいです。これが現実なんですよ。

ということは、先ほどの福田議員の今度こそはという言葉に示されておりますとおり、それ以前にも同様の質問と要望がされていらっしゃるようなんですよ。再質問された意味を理解されていないばかりか、時間とそれなりのお金をかけた割には質問の要望には応えられていないんです。これについては最後の質問の中で改めて意見を述べさせていただきます。

こういった経緯を考えてみますと、住居表示を変えない、または変えられない。よほどの 理由があるんだと思うんですけれども、住居表示を変えるにはどのような問題や課題がある のか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

住居表示を行う場合の問題でございますが、まずは住民が不便を来しており、改善する明確な理由や必要性があるかということであるかと思います。住居表示は住宅が密集している市街地におきまして、住居がわかりやすくなるというメリットはございます。そのため、区画整理などを実施した場所では土地を整形して、新たに地番を設定する場合が多いことから、そのついでに住居表示を行うという場合が多く見られるようであります。

また、現状の地区におきましては、住居表示だけを実施するとなりますと、鉄道の線路、 道路や水路などの区画、それとか恒久的な施設などを境界といたしまして、新たな名称や区 割りの設定をするなどするのが一般的であります。そのため、既存の地縁や地域のコミュニ ティや学区割りなど、さまざまな住民生活への影響も想定されることから、住民の理解や合 意形成を得なければならないと思っております。

実施するとすれば多くの労力とお金が必要となり、自治会、学区割り、名称、区画割りなど住民の意向を伺いながら、法務局、県など関係機関などとも調整した上で、最終的に議会の議決を得ることになると思っております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) 住民が不便を来しているか、つまり改善する明確な理由や必要性があるか。また、鉄道の線路、恒久的な施設、道路や水路などの区画を境界として新たな設定をする場合が多いので、既存の地縁や地域のコミュニティや学区割りなど、さまざまな住民生活への影響も想定されることから、住民の理解や合意形成を得なければならない。さらに、多くの労力とお金が必要だということであります。

私、実は住居表示をここ10年ぐらいの間に変更された東海村、ひたちなか市等近隣市村の 事例を調査してまいりました。確かにおっしゃるような問題、課題はあるようにおっしゃっ ておりました。しかし、それはできない理由にはなりませんよねと、一番はやる気の問題な んじゃないですかと、笑っていましたよ。

一番重要な改善する明確な理由や必要性ですが、例えば警察、消防等の緊急出動に支障を 来しているとしたら、現場到着がおくれる原因になっているとしたらどうでしょうか。郵便 局の誤配、誤って配達してしまうことですが、そういったことはないでしょうか。 東海村で は、住居表示の変更によって、明らかに郵便局の誤配が減少したという結果が出ているそう であります。地元の那珂警察署、那珂郵便局さんでも菅谷地区の地番が飛んでいたり、ほか の地区に入り込んでいたり、その紛らわしさに戸惑っているようであります。これは市民生 活に支障を来していないと言えるでしょうか。改善する理由、必要性には当りませんでしょうか。

また、区画整理の機会に住居表示の変更はしやすいことは間違いないが、区画整理をしなければできないということはない。また、自治会の区割りとは別で、住居に番号をつけるだけですから、自治会の区割り見直しと同時にやらなければならないとのことでもありませんし、土地の登記とも別なので、通称名を使うことも可能とのことであります。

また、自治会の区割りとは別と申しましたが、結果論としては自治会の区割りを見直すよい契機になったそうです。事実、菅谷地区のど真ん中に竹の内1丁目から4丁目という住居表示がされたことで、自治会を新たに設置すべきか、もともとの自治会に属したほうがよいのか、そういった議論が起きているようであります。それを考えますと、住居表示の変更を先に行ったほうが自治会の区割りの見直しがスムーズにいくのかもしれません。

これらの事例の経緯や方法等について調査した限りでは、住民への丁寧な説明と理解を得る労力を惜しまなければ、住居表示の変更はそれほど難しいことではないようであります。 もちろん最後の大きな問題、経費や時間も必要にはなりますから、菅谷地区の全ての住居表示を直ちに変更しろとは申しません。施設、道路、水路等が整備された地域、区画整理をした場所など、法務局、郵便局、警察、東京電力、自治会、住民等の関係機関で組織する住居表示審議会を設置し、変更するエリア、また優先順位等を決めて少しずつ実施していけばよいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたように、住居表示につきましては道路、河川、鉄道の線路、その他恒久的な施設等によって定める街区方式、これが一般的であります。例えば菅谷地内でも農地等が点在している場合や、将来道路が新たに設置されるような場合で住居表示をしますと、隣り合ったお宅の住所が順序よく並ばないなど、わかりにくい住所となることも予想されます。かえって逆に探しにくくなるおそれもございます。そういうことから、住居表示の実施につきましては、住宅が密集しており、道路や区画が整備された地区から順次実施していく方向で考えたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- **〇7番(古川洋一君)** ただいまの答弁で、順次実施していく方向で考えていきたいということでございますから、実施していくということでよろしいですか。もう一度確認します。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- 〇総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

住居表示の実施につきましては、条件が整ったところからやることにはなるかとは思いますが、まず自治会や地域住民がその事業内容を十分理解していただいた上でやるのが最も重

要であると考えております。また、実施する場合には多額の経費がかかることから、ほかの 事業との優先順位を考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っております。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- **〇7番(古川洋一君)** 住民や自治会の方に理解していただくことが大事だということですが、 理解させるのが執行部の方ですから、よろしくお願いします。

では、次の質問に移りたいと思います。

一般質問に対する検討事項の回答についてですが、検討すると答弁した事項のその後の回答、進捗状況の報告や結果の報告のあり方をちょっと問いたいと思います。

各議員の一般質問に対して、執行部から検討すると答弁されることが多いわけですが、議会との申し合せでは、次の次の定例会までに検討事項の結果を回答、もしくは進捗状況を質問した議員及び議長に報告することになっていると思います。議員個人の質問とはいえ、ほかの議員も質問を聞いていて、私もいい質問をされるなと思うこともたびたびありますし、それに対する執行部の答弁にも当然注目をしているわけでありますが、先ほど申しましたとおり、検討すると答弁された事項については、ほかの議員には報告がありません。それにより、その質問について市民の方から例えば聞かれたとしても、検討するとは答弁していましたが、その後どのような結論が出たのかわかりませんと、答えに困ってしまうこともあります。そうすると、今度はほかの議員が全く同じ質問を間をあけずに質問してしまうというようなことも多々あるように感じております。

それから、答弁で、議員の提案はよいと思いますので前向きに検討いたしますと答弁したとします。当然、質問した議員はもちろん、報告を受けた市民の方もよい回答が頂けるんだろうなと期待します。ところが、検討した結果、できませんと回答するような場合も多々あるでしょう。そういったものこそ、ほかの議員も回答を知りたい。報告を求めたいわけであります。

平成22年5月6日付、これは私が議員になる以前のものでございますが、那珂市議会対応に関する申し合せというものがあるということで、見せていただきましたが、そこには当該質問議員が全議員に回答をしてほしいという判断の場合は、全議員に回答することとすると書いてあります。つまり質問した議員が必要ないと判断すれば、ほかの議員には報告がなされていないというのが現状でありますし、私もこの4年間、他の議員に対する検討した結果の報告を聞いたことも見たこともないというふうに記憶しております。

現在、議会では市民に対して議会報告会を開催しておりますけれども、その中で市民の方から、一般質問の内容が「議会だより」に掲載されていますけれども、検討すると答弁された事項の結果が知りたいんですよねといったご要望がございました。質問した議員本人と議長だけでなく、議会、つまり議員全員に回答を報告、せめて回答書のコピーを全員に配付すべきと思います。そうすれば、質問された議員の承諾を得れば、「議員だより」への掲載も

可能になるわけですけれども、いかがでしょうか。お伺いします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

答弁の回答は、それぞれの担当課が質問した議員と議長に報告をしまして、その報告書を総務課に提出をしてもらっております。その報告書は総務課でまとめまして、議会事務局へも提供をしてございます。報告書は質問者にしか報告しない、教えないというものではありませんので、議会事務局で報告書を保有して、閲覧や配付できるように議会内部で検討して頂ければありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) わかりました。

それでは、あくまでも議会内部の問題であって、執行部としては、全員にコピーして配付 するなどの方法をとったとしても何の問題もないということでよろしいですね。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) そのとおりでございます。
- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- **〇7番(古川洋一君)** わかりました。

議会広報編集委員会等にとっても、そういう市民からの要望がありますので、朗報だと思いますので、私から議会運営委員会の中で提案をしていきたいなというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、検討事項は次の次の定例会、つまり約6カ月後までに回答するということになっておりますけれども、質問者の意図しない内容で検討され、勝手に代案を持ってくるような場合もたまにあります。私自身の質問に対する回答として具体例を挙げないと皆様にはわかりづらいとは思いますが、ご報告があった際に担当部署にはその旨お伝えしておりますので、この場では個人攻撃になってしまいますので差し控えますけれども、簡単に申しますと、例えばAという要望をしたとして、気を使っていただいたのか、望んでもいないBという代案を持ってこられた場合、そんなことも言っていないし、望んでもいないと。わざわざ金をかけてやる必要はないですよというふうに言いたいわけであります。つまりできないものはできないで仕方ないんだと思うんですね。ですから、そんなことに時間を費やさなくていいということであります。

または、質問で本当はAというものを望んでいるんだけれども、だめならBでもいいですよということで、こちらから代案を示す場合があります。その場合に、Aは無理でしたという回答が返ってきたとして、じゃBはと聞いたときに、Bは検討していませんというような答えが返ってくる場合もあるんですね。6カ月かけて何を検討してきたんですかと言いたいわけです。

各部署が行った回答書ですね、最終的に確認する総務課として、これ違うんじゃないかと、

この答えでいいのかというふうに疑問に思うことはございませんか、総務部長。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

総務課に提出されました報告書につきましては、それぞれの担当課が質問した議員さんとの間でお互いに十分な調整をした結果として我々は受けとめてございます。そういうことから、総務課としては、その報告書が妥当なものであるという認識をしております。そのような食い違いを今後なくすためにも、総務課としては、議員の質問内容を十分確認した上で回答するように各部署に周知をしてまいりたいと、かように思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) 総務部長を決して責めているわけではなくて、あくまでも最終的に確認する立場として何か感じることはありませんかという意味でお聞きしましたけれども、私が言いたいのは、ここにいる人、執行部の皆さん全員なんですよ。それぞれの部署できちんと検討していただきたいということを申し上げたいわけであります。

約6カ月間待たされた挙句にこういった回答をしてくる原因は何なんだろうなということを考えてみますと、質問の意図と申しますか、質問者、つまりやっぱり市民の代弁者ですから、市民の思いと申しますか、それをきちんと理解していないということにほかならないと思います。先ほどの住居表示の件にしましても、消火栓や電柱に地区名を表示することというのは、例えばその場で事故が起きたとすれば、警察や消防への通報の際には役だっているとは思います。

ですから、無意味とは申しませんが、質問の要望の趣旨とか、問題解決の方法とは明らかにかけ離れているように思いますから、時間、労力、お金の無駄と言わざるを得ない。答弁書をつくるための議員との打ち合せではなく、議員の思いを汲み理解する打ち合せにしてほしいと思いますし、答弁の検討に入る前に、議員の言いたいことはこういうことなんですよね、こういう回答を望んでいるんですよね、じゃわかりました、それについてよく検討しますということで、再度確認をしていただいて検討に入っていただきたいなというふうに思います。

最後に、副市長にちょっとお伺いしたいと思うんですが、そのような回答があるという現状について、副市長にはあらかじめ具体例を少しお伝えしましたけれども、私がその回答を確認した後に、この回答書は市長とか副市長も見たんですかと私は必ず聞くんですよ。すると見てますと答えるんですね。それでこの答えなんですかと思うような答えもあるんですね。これは決して市長が悪いとか、副市長が悪いということじゃなくて、先ほどから言っているように、私が望んでいる趣旨を理解されていないんじゃないですかということを言いたいわけなんですが、その辺はどう思われますか。また、事務方の責任者としてどうすべきかとお考えになるか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 副市長。
- ○副市長(松崎達人君) なかなか難しい問題が含まれているんだと思うんですが、まず検討協議する際の報告書、次の次の議会へ報告するというこの制度なんですけれども、私は県議会の事務局にもおりまして、ほかの市町村、あるいは県の議会でどういうようにやっているかというのをちょっとお聞きしたんですが、那珂市のように2回後の議会にきちんと報告するという形、これは議長並びに質問議員にですね。というのをとっているのはなかなか少ない。県もやっていない制度でございます。本当に副市長になって、いいルールがあるんだなというふうにまず最初に感じました。

というのは、やはり質問しっ放し、また検討します、協議しますと言いっ放しで、その後 どうなるかというのは、やはり、質問された議員もそうでしょうけれども、市民の方が一番 気にされるポイントだと思いますので、これを6カ月後ということにはなりますけれども、 検討した結果を報告するということはやはり重要なことだと思います。

その際に、その結果がどうなったのか、これは簡単に言いますとやはり議員にご質問をいただく内容、特に提案型の質問の内容の場合は、概して大きな課題があって進まないご提案とか、そういったことが多いもんですから、即座にできますという回答ができるのがなかなか少ないです。この報告書をつくる際に、確かに市長、そして私どもも報告文書作成の際の事前に開封を受けて説明を聞くんですけれども、その際に一番気にするのは、質問した議員が何をまず意図しているか、直接的に言うならばどのような回答を求めてその質問をされたのかをきちんと把握をして回答書をつくるようにということは、常々指導しているところでございます。その意図に基づいて、できるのか、できないのか、できるならいつまでにどういう手法でやるのか、できないならばその課題があるのか、その課題を解決すればできるのか、解決してもできないならその代替案を示せと。

概していくつか事例を事前にお聞きしましたけれども、議員がご提案していただいて回答になかなかこう疑念を生じるような場合は、直接こういう提案をされたけれども、Aということをやってくれと言ったのに、Bをやりますというような回答をした場合が多分あるんだと思うんですね。その際には、Aがなぜできないのかというのを含めて、きちんと意思の疎通をとって回答するということが一番重要なのかと思います。その回答の前に質問、答弁をした段階で、事前にこのような回答でこのことについてご回答を求めているんですねというのを、本来は質問者と答弁者と事前に協議というわけではないですけれども、すり合せをした上で、6カ月後の回答書の報告に臨んで頂ければいいのかなと思います。

いずれにしましても、例えばその質問、答弁後にその意思の確認を互いにするとか、報告 前にどういう方向性で回答書を出しますよというをあらかじめ打ち合せをするとか、そうい ったような協議を行うことによって、互いの意思の疎通を図って頂けるのがよろしいのかな と思います。

総務部長のほうで答弁差し上げましたけれども、問題認識の齟齬が生じないように、そう

いった互いの意思の連携というのを図って頂ければというふうに思っていますし、私としま しても、回答書提出以前の段階でそれがきちんとされているかのチェックは今後ともしたい と思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 古川議員。
- ○7番(古川洋一君) ありがとうございます。

先ほど私、代替案を示されたときに、そんなの言ってもいないし望んでいないという言い方をしてしまいましたので、代替案が必ず悪いということを言っているんじゃなくて、それもありですねとこっちが思うときもありますから、それはそれでいいんですけれども、ただ、質問の意図とはもうかけ離れた、こういうふうに那珂市を変えたいから、Aというものをやってほしいんだという提案をしたときに、Bというものをやっても何も変らないじゃないですかと思うような代替案を出されたときに、私はそれは必要ないというふうに思ってしまうということであって、代替案を示すことが必ずしも悪いということを申し上げたつもりはございませんで、そこだけすみません、誤解のないようにお願いしたいと思います。

また、今、副市長がおっしゃっていただいたことも含めて、よくこれからも、私どもも含めて議員ともしっかり意見交換とか情報交換をしながら、後からこちらも言わなくて済むようにしたいと思いますので、これからもよろしくお願いをしたいと思います。

期待を込めまして、私の一般質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告6番、古川洋一議員の質問を終ります。

◎散会の宣告

○議長(助川則夫君) 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日6 月5日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時49分

平成27年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号(6月5日)

平成27年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年6月5日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案質疑

報告第 2号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)

報告第 3号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第 4号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)

報告第 5号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第 6号 平成26年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 7号 平成26年度那珂市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 8号 平成26年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計繰 越明許費繰越計算書について

報告第 9号 平成26年度那珂市水道事業会計予算繰越計算書について

議案第48号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第51号 那珂市地域審議会設置条例を廃止する条例

議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番 筒 井 かよ子 君 2番 寺 門 厚 君

清 3番 小 宅 史 君 4番 助 Ш 則 夫 君 孝 5番 綿 引 光 君 6番 野 広 宣 君 木 7番 Ш 洋 _ 君 8番 中 庭 正 君 晃 9番 谷 俊 行 君 10番 村 夫 君 萩 勝 11番 﨑 政 長 君 12番 島 猛 君 中 笹 13番 嶋 寿 男 君 14番 博 光 君 君 武 藤 15番 遠 藤 実 君 16番 福 田 耕四郎 君 17番 須 藤 博 君 18番 加 藤 直 君 行 19番 石 Ш 利 秋 君 20番 木 村 静 枝 君 野 進 内 平 21番 海 君 22番 木 良 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 君 崎 長 海 野 徹 副 市 長 松 達 人 君 教 育 長 衛 君 企 画 部 長 芳 則 君 秋 Щ 和 関 根 俊 美 豊 総務部長 宮 本 君 市民生活部長 車 田 君 保健福祉部長 部 公 男 君 産業部長 佐々木 恒 君 大 行 建設部長 冨 田 慶 治 君 上下水道部長 Ш 裕 君 石 消防本部次長 寺 門 忠 君 教育部長 会 沢 直 君 (消防長代理) 行財政改革 会計管理者 野 上 隆 男 君 綿 引 智 君 推進室長 農業委員会 樫 危機管理監 引 田 克 治 君 村 武 君 事務局長 総務部次長 Ш 崎 薫 君

議会事務局職員

 事務局長深谷
 忍君
 書
 記
 小田部信人君

 書
 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(助川則夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(助川則夫君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場 に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。 本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎一般質問

○議長(助川則夫君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

◇ 遠 藤 実 君

〇議長(助川則夫君) 通告7番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 空き家対策について。2. 住民票等のコンビニ交付について。3. 選挙事務について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

[15番 遠藤 実君 登壇]

O15番(遠藤 実君) おはようございます。議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1つ目は、空き家対策についてであります。

このテーマに関しましては、過去平成25年第2回定例会、平成26年第2回定例会と質問を

させていただきました。いずれも、ふえている空き家に対する住民の不安に応えるために、 老朽化した危険な空き家の所有者に対して有効な対処がとれるよう、適正な管理に関する条例を制定してはどうかと。そして、利活用が可能な空き家に対しては、定住促進策として空き家バンク制度を開始してはどうかと、この2点を訴えてきました。いずれも、市としての前向きな答弁がいただけず、特に空き家バンクに関しては那珂市において定住化促進策は必要ないという趣旨の答弁まで頂戴をいたしました。

一方、その後の国の動向、世論の動きを見てみると、空き家に関する関心は高まるばかりでありまして、那珂市の見解が独自に取り残されている状態、前向きに施策を提言している身としては恥ずかしい思いでありました。ただしかし、私もこれに関しては、本来は市区町村の条例ではなく、国が法律でしっかりと対処すべきだとも考えておりまして、その意味では遅きに失した感はありますが、ようやく空き家等対策の推進に関する特別措置法が先月の26日に全面的に施行されました。これにより、市区町村は、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に撤去や修繕を勧告、命令できるようになりました。今回も議長の許可をいただきまして、皆様のお手元に資料を配付させていただいております。

こちらですね。その資料 1、 2 と、その今回の法律を抜粋して掲載をいたしました。適宜、ごらんいただきたいと存じます。第 1 条目的、第 2 条は定義です。空き家の定義は何かということで、いろいろと議論もあったわけですが、このようにしっかりと明記されているというところであります。所有者の責務も第 3 条に、そして市町村の責務が第 4 条に、そして後で触れますが、空き家等対策計画は第 6 条、こういったものでございまして、全部で16 条ほどで成る法律でございます。抜粋でございます。

今回、この法律の施行によりまして、命令違反者には50万円以下の科料を科したり、場合によっては強制撤去もできるようになりました。勧告を受けた物件、これは特定空き家と呼びますが、これは固定資産税の優遇を認められず、税額が最大6倍になります。このように法制度が整いましたので、いよいよこれから空き家対策が本格化すると思いますので、大いに期待したいところであります。

さて、そのためにも、まず現状把握が何よりも大切です。一体、那珂市にはどのくらいの空き家があるのか。これは過去の質問におきまして、市内1万6,000棟のうち約190棟ほどということでございましたが、これもまたふえていると思います。また、その老朽度合いや利活用が可能かどうかも、まさしく1棟1棟違うわけであります。それらを総合的に調査する、その必要性を訴えたわけですが、これには前向きなご答弁をいただきまして、早速、今年の予算に380万円ほど計上していただきました。これは、非常によかったと思います。

では、この実態調査、具体的にはどのように行うのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** お答えを申し上げます。

本年度、自治会との協議によりまして空き家調査を行う計画でございますが、自治会の役

員等の改選、先日ほとんど決まったんでございますけれども、新役員体制に中で確認後、今 月の中旬に説明会を開催し、了承を得た上で自治会ごとに委託契約を締結して、7月から調 査に入る予定でございます。

調査期間につきましては、約2カ月を考えてございまして、調査票の記入及び所在地を地図に示すこと、さらに、外観の写真などを撮るということを業務としてお願いする予定でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- **○15番(遠藤 実君)** わかりました。自治会に調査をお願いするということですね。まさしく地域のことは地域の皆さんのお力をかりる、実情もわかる可能性がありますから、行政だけで行うのではなく、まさに住民との協働で行うということ、大いに結構でございます。では、その実態調査、今後どのように活用していくのか伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

調査後に作成する空き家台帳というものがございます。これは自治会と共有いたしまして、 今後の防犯対策等に活用してまいりたいと考えてございます。また、空き家の老朽ぐあいの 程度によりまして、所有者や管理者への指導等をしてまいりたいと考えてございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- **〇15番(遠藤 実君)** そうですね。法的な根拠を得たというところでございますから、しっかりと把握をしたら、その程度によって粛々と適正管理の指導などを進めるべきであります。

ここで改めて、この空き家法の中で、市の役割、市ができること、これを伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 市の役割ということでございますが、空き家は基本的には所有者や管理者が管理していただくということが原則でございます。しかし、さまざまな理由により管理できないものについては、相談体制の整備や市内における空き家の所在、さらに状態、実態把握並びに所有者の特定を行うこと、相続等でなかなか特定ができないということなので特定を行うこと、また、放置すれば倒壊等著しく保安上危険な特定空き家が事実上どの程度存在するのか把握できてございませんので、今年度の調査結果に基づきまして、立入調査を行いながら、指導、勧告、命令などの措置をとっていくということでございます。さらに、条例等の整備を行っていく必要がある部分につきましては、重要な役割であると考えてございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。

○15番(遠藤 実君) わかりました。

では、市としての役目であるその助言、指導、勧告、命令と切れ目なく行っていただきまして、遅滞なく手続を進めていただきたいというふうに思います。

では、今度は利活用が可能な空き家に関しては、ぜひ空き家バンクをと再度訴えたいと思います。今回は、前回までと全然状況が違います。といいますのは、国が人口減社会に対応し、地方創生を図るために、まち・ひと・しごと創生法を昨年11月に施行しましたが、その定住化促進のために空き家バンクがメニューの中に入っているためです。これはまさに、地域の実情に合せた実効性の高い施策と国が認めたことにほかなりません。それを私は以前から提案していたわけですが、市執行部においてはそういう見解ではありませんでした。しかし、状況が変りました。国のお墨つきを得たも同様ですから、ぜひ前向きに那珂市においても空き家バンクを進めていただきたい。

ここで、前回の私の質問以降、どのように調査、検討をし、どのような結論になったか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、地方は人口減少や地域経済の縮小によりまして、地域経済の格差と縮小が、人口減少を加速させるという負のスパイラルや悪循環の連鎖に陥るリスクが高いとされてございます。人口減少を克服し、地方創生をなし遂げるため、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を今まさに策定しようとしているところでございます。その中の那珂市の人口還流戦略の施策の一つとして、空き家の利活用、いわゆる空き家バンクを取り組もうとしております。このため、空き家調査の結果を見て、空き家バンク制度の創設を検討してまいりますということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- **○15番(遠藤 実君)** その後、調査の内容としてはどのようなところで、どういうふうになっているかというふうな調べはしましたか。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** ご指摘のとおり、市民協働課のほうで調査を実施いたしました。内容についてご披露させていただきたいと思います。

全国で空き家は820万戸、7戸に1戸は空き家だと言われてございます。茨城県内の市町村では、大子町、笠間市、美浦村、利根町の4市町村が空き家バンクの登録制度を行ってございます。空き家バンクの仕組みは、空き家所有者が物件の登録を、空き家利用希望者に対しまして利用登録をしてもらう。不動産業者等に仲介をしてもらい、契約する仕組みでございます。

次に、助成制度でございますが、大子町では空き家の入居者に支度金として20万円の助成

金を支給してございます。笠間市では、修繕費用の2分の1以内、上限50万円の補助、また、空き家バンクの登録物件を購入する場合、土地購入費の3%、上限30万円を補助、賃借する場合は家賃2カ月分、上限10万円を補助することとしてございます。美浦村では、空き家バンク制度の登録制度ではございませんが、住宅を取得した場合、先ほど述べてございましたが、固定資産税等を減額するということで、新築では20万円、中古住宅では10万円を限度にして、奨励金として最長5年間交付すると。減額するということになると思うんですが、を実施するということでございます。利根町では、空き家バンクを利用して利根町に引っ越してきた場合、引っ越しの費用と仲介手数料の一部として20万円、リフォームの工事の2分の1、上限30万円を限度とすることでございますが、交付してございます。また、空き家バンクの提携ローンとして銀行等と提携し、店頭金利から1.6%の低減金利を適用し、最大1億円の融資を行うこととしてございます。

これらのことから、那珂市でも空き家バンク制度、いわゆる空き家の利活用を創設する場合、助成制度も含めて検討する必要があるという結論でございました。那珂市の実情を鑑みて、総合的に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。

〇15番(遠藤 実君) わかりました。県内でもいくつか制度をつくっておられると。それ ぞれ内容はさまざま、その地域の実情に応じてということであるようです。

私の資料のこの1の続きに、最近の新聞の記事のほうも載せておきました。今、ご答弁あった利根町のバンクの内容ですね、これは銀行のローンと提携しているという結構珍しいパターンですけれども、これからちょっとこれがいろいろ出てくるのかなという感じもしております。また、まさにおとといの茨城新聞でお隣の常陸太田市が宅建業と提携していると。これは実際に市とその住民、定住促進を狙っている住民の皆さんとの橋渡しを市がするわけですが、実際の契約はこういった宅建業ということで、こういったところとも提携をすると。地域にそれぞれ工夫が見られるというわけでございます。そういったところで、やる気のあるところはどんどん進めているということですので、那珂市もぜひお願いしたいというふうに思います。

では、この空き家対策の最後に、空き家対策計画を策定してはどうかという提案をしたいと思います。今回の法律の第6条に、この空き家等対策計画というのが規定してあります。第6条の第1項に、「市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する施策についての計画を定めることができる」ということでございまして、努力規定ではございますけれども、その第2項にいろんなこういうことを定めるというふうにあります。まさしく、その第3号に調査に関する事項であるとか、第5号などは、その空き家を除去した後の跡地の活用の促進に関することであるとか、あと、これが一番当面大事なのかなと思うのは、第7号の住民等からの空家等に関す

る相談への対応、こういう窓口を設置しているところも結構自治体としてはあるように聞いておりますので、そういった窓口というのは、今、那珂市にはないと思いますから、そういったことを含めて、こういったものを法律にも明確に規定してある計画だということでございますので、そういったものをきちんと定めて、今後総合的に空き家対策を進めていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

ただいま質問の中で概要はご説明いただきましたが、今般、全面施行となりました空き家対策の推進に関する特別措置法でございますが、この中では、市町村はその区域内で空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、今説明があったとおりでございますが、空き家対策計画を定めることができるとされてございます。いわゆる強行規定ではございませんので、つくる必要があると認めればつくるということでございます。この対策計画では、空き家に関する対策の基本方針や重点対象地区の設定、計画期間の設定、適切な管理の促進に関する事項並びに跡地の活用の促進に関する事項等を定める必要があります。これらを定めていくためには、やはり実態の把握というものが重要であると考えてございます。したがいまして、今年度実施する空き家対策の実態調査の結果を踏まえた上で、十分に見きわめた上で必要に応じて策定してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- **〇15番(遠藤 実君)** では、このテーマに関しまして、最後に市長からの見解を伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- ○市長(海野 徹君) 今、部長のほうからいろいろお話があったと思うんですけれども、まず地元の自治会にお願いをしまして空き家の調査をして、その結果を踏まえて必要性を見きわめながら、空き家等の対策計画を策定していきたいというふうに考えています。また、那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しているところでございますけれども、空き家の利活用は、人口定住化の施策の一つでもありますので、不動産業者、それから銀行等の民間活力を利用しながら空き家の利活用、空き家バンクの創設や制度設計、それから助成制度等についても検討していきたいというふうに思っています。
- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) 今回、危険な状態から市民を守るため、また、定住化促進策を進めて那珂市を活性化させていただきたいという思いで重ねて提案してきたこの空き家対策が、図らずも国の施策によって前進したということは大いに喜ばしいことではあります。しかし、やはり市は現場の行政である以上、より市民に寄り添って現実的な施策を独自に打ち出していただきたいというふうに思います。この団体自治の意識をより一層持っていただきますように、執行部一同にはあえてこの場でお願いを申し上げまして、このテーマを終了いたしま

す。

では、次の項目、住民票等のコンビニ交付について質問をいたします。

これも平成24年第2回定例会で提案した内容です。窓口サービスの改善というテーマで当時質問いたしまして、住民基本台帳法に基づき発行される住基カードを利用して、全国のセブンイレブン店舗に設置してあるマルチコピー機で住民票や印鑑登録証明書など各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを導入してはと訴えました。

その後、どのような検討をされたか伺いたいと思いますが、その前に、現在、市では毎週 木曜日に住民サービスとして窓口時間を延長して対応しておられます。それはどのような課 で、職員は何名体制で行って、そして来庁される市民はどのくらいか、お伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

毎週木曜日に窓口の時間延長を行っておりますが、行っている課につきましては税務課、収納課、市民課、社会福祉課、こども課、介護長寿課、保険課の7課が通常の業務を行っております。また、総務課が外線電話対応を行っておりまして、全部の課で合せて20人前後の職員で対応してございます。来庁者につきましては、平成26年度で延べ4,350人となっておりまして、1日平均にしますと約85人でございます。職員の延長勤務につきましては、勤務時間の変更によりまして対応をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) わかりました。

これもしばらくたちますので、かなり浸透しているかなという感じはあります。 では、住民票などを交付する市民課では、そういった利用者、取り扱い事務、利用件数、 どんなふうになっていますか。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

市民課の人数でございますが、平成26年度の時間延長の利用者数は1,569人でございます。 1日平均で30.76人でございます。取り扱い事務と利用件数は、戸籍関係証明書が368件、 住民票関係証明書が844件、印鑑証明書が800件、その他証明書が597件となってございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- **〇15番(遠藤 実君)** わかりました。

では、次に、3年前から日曜日にも市役所を開庁するようになりました。これは市民課だけでの対応ですけれども、同じように日曜開庁の利用者数、取り扱い事務、利用件数、そして対応する職員数を伺います。

〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。

〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

日曜開庁の利用者数でございますが、平成26年度の数で1,540人でございます。1日平均で30.19人でございます。取り扱い事務と利用件数は、戸籍関係証明書が393件、住民票関係証明書が804件、印鑑証明書が825件でございます。その他証明書が281件となってございます。先ほど前の質問で、答え忘れてしまったんですけれども、前の答えでの市民課の職員が4名体制でやっているということです。さらに、日曜延長につきましては、やはり同様に4名体制で実施しているということでございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。

○15番(遠藤 実君) これは26年度ということでご答弁をいただきましたけれども、私のほうでもちょっと調べさせていただきましたところ、来庁者、取り扱い事務件数は大体ここ数年横ばいのようです。では、私が3年前に質問でご紹介しましたのは、隣接のひたちなか市、日立市では、住民票などのこういった各種証明書の発行はもちろんのこと、戸籍の届け出、住民異動届、印鑑登録、母子手帳の交付、パスポートの申請、交付、また税証明の発行も行っているということなんです、日曜日です。やっぱりそういった状況を受けて、日曜開庁を那珂市がしたというのであれば、よりよいサービスを目指して取り扱い業務をふやしていただきたいと当時提案をしたわけですが、お聞きすると、那珂市の取り扱い業務はほとんど変っていないということです。大変残念なことでございます。

しかし一方で、住民サービスという点から見ますと、窓口延長という手法は、やはり住民の方は役所に来なければいけないんですよ。窓口延長も悪くないんですけれども、もっとサービスを前に進めていただきたいということで、そういう観点から、住民が役所に行かなくとも各種証明書が取得できるコンビニ交付をぜひ導入していただきたいというふうに考えたわけでございます。

コンビニ交付とは、何回か申し上げておりますが、今であれば、住基カード、これを使用して、全国のコンビニ店舗に設置してあるマルチコピー機を使って各種証明書が取得できるサービスのことなんです。コンビニは市内に10店舗以上あると思いますけれども、このサービスを提供しているコンビニでは、どこでも利用できます。現在、市民が各種証明書を取得できるのは、市役所本庁舎、ここと、あと瓜連支所、この2カ所だけです。ですから、このサービスを使うと、それが格段にふえるということなんです。そして、那珂市内だけじゃなくて、水戸市とかひたちなか市をはじめ茨城県内、さらには全国どこでも利用できるという、こういうすばらしいサービスなんです。例えば、この春なんかは異動とか引っ越しとかいろいろと転勤、いろんなあれがあったと思いますけれども、全国各地でこのサービスを導入しているコンビニであれば、那珂市がこれをやると言えば、那珂市民はどこでも取れるというふうな、こういう制度なんです。

また、それだけじゃなくて、コンビニの営業時間内で利用できるということで、先進自治

体では、大体朝の6時ごろから夜の11時ごろまで取得が可能なんです。これもすごいですよね。また、休日でも可能なんです。これも、そうなると、市役所の窓口延長よりも格段に市民の利便性が増す、もうこれ違いないです。これは、3年前に私が提案したときには、全国で約50自治体が導入していましたが、今ではこの資料にもありますとおり、資料2ですけれども、これ、総務省のデータです。コンビニ交付を実施している市区町村一覧表がありますが、ちょうどこれ100ですね、ちょうど100。全国100までふえています。1から見ると、茨城県は、この9、10、11ぐらいですか、古河市、龍ケ崎市、つくば市さん、ここらあたりが平成23年、24年、ちょうど私が質問したころ、龍ケ崎とかつくば市が始めた、始めるよというそういう状況だったんですけれども、導入しています。実はけさ新聞をごらんになられた方もいらっしゃるかと思いますけれども、このけさの茨城新聞にも載っていましたね。これ、本年度に証明書をコンビニで交付、つくばみらい市。これが今年度中につくばみらい市では始めるということが載っています。これは、マイナンバー制度の開始に伴いというようなことで載っております。まさに、もうそういう流れなんですね、流れでございます。

ですからぜひ、こういう時宜を得たサービスでございますから、ぜひと思うんですが、ここで前回私が提案した後、執行部ではどのような検討をされたのか、お伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 議員ご指摘のように、コンビニ交付につきましては、全国のコンビニエンスストアで市役所の開庁時間とは無関係に、休日や夜間でも証明書の取得が可能となってございます。市民の利便性が向上いたします。また、社会保障・税番号制度によって、平成28年1月から個人番号が交付されるということでございます。あと、個人番号カードは、さらに今後広く普及することが見込まれますので、個人番号カードを利用したコンビニ交付の導入について、関係各課と検討をしてきました。したがいまして、現在継続して検討をしているというところでございます。
- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) 実はこの制度は、これは住基カードなんです、やっぱりポイントは、現在は。住基カードを持っていない人は、実はこの導入している自治体に住んでいても、このコンビニ交付は使えないんです。だから、これが本当にサービス自体は便利なんです。便利なんですけれども、これ、こんなに便利だったら本当はもっと広がってもいい感じだなと思うんですが、まだ100なんですよ、全国の自治体の10分の1以下なんです。これは、意外と思ったように広がっていない要因の一つはそこなんです、住基カードなんです。ですから、この既にやっている先行自治体では、住基カードにいろんな価値をふやして、いろんなポイントをつけられるようにしたりとか、いろんな付加価値を加えているんです。

こういう工夫をしているんですけれども、ただこれからは、今ご答弁のとおり、マイナン バー制度が始まっていくわけなんですね。来年1月から国民一人一人にそういう番号がつい て、個人番号カードというものがありますね、個人番号カードというものが交付されるよう になります。ですから、このカードでコンビニ交付もできるようになるという話なんですね。 ですから、そのときに市がこの制度を導入していないと、那珂市民はコンビニ交付が受けら れないということになるんです。ですから、この住民サービスを格段に向上させるために、 ぜひ導入していただきたいというふうに再度お訴えをしますけれども、ご答弁を求めます。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** お答え申し上げます。

今ご指摘のとおり、個人番号カードをご利用したコンビニ交付は、行政にも市民にもメリットがある制度でございますが、実施にあたっては導入経費や経常経費、地方公共団体システム機構への運営負担金、さらにコンビニ業者への発行手数料、1件123円が必要となりますので、近隣市町村の動向や個人番号カードの普及状況などを勘案しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思うんです。そういった意味で、確かに導入する経費、もしくはそのコンビニとの協議もありますし、いくつかハードルがあると思います。あと、実際その質問しますよというふうな通告してから、日本年金機構のああいった個人情報流出の問題も出てまいりました。こんなことがあっては本当にいけないわけでございますので、情報管理はきっちりと国のほうでやっていただくということになると思いますけれども、やはりそうは言っても、コンビニ交付は住民にとってサービスが格段に上がります。市長は、常日ごろから市役所は最大のサービス産業だとおっしゃっておられますから、これはぜひ導入していただきたいと思いますけれども、市長から答弁を求めます。
- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- ○市長(海野 徹君) 昨日も、中﨑議員のほうから、市役所は地域最大のサービス産業であるということを言われましたけれども、そういった信念を持って行政運営を行ってきたところであります。コンビニを利用した行政各種サービスの提供につきましては、各種税金の納付を平成24年度から導入しているところでございまして、その利便性や有効性につきましては十分認識をしております。先ほど、市民部長が答弁したとおり、平成28年1月から個人番号カードの交付が開始しますので、市民の利便性の向上と個人番号カードの有効活用として各種証明書のコンビニ交付については、前向きに検討していきたいというふうに思っております。ただ、そのカードが希望で交付していただかないとそれが利用できないということもありますので、それも含めて個人カードの普及といいますか、そういったものも詰めていきたいというふうに思っています。
- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) 前向きなご答弁をいただいたと思っております。実施に向けての前

向きな検討だということでございます。今、市長のお話しのとおり、これからの話ですけれ ども、これは自動的にカードが来るわけじゃないんですよね。実際、市民の皆さんのほうに、 希望するかどうかということで来て、それで希望するというようなことでカードが交付され るということでございますし、実際に住民の皆さんのところに確実に行き渡るかどうかとい う部分の懸念もございますけれども、制度自体がそういうことでございますので、よろしく お願いしたいと思います。

そういった意味で、本当に住みよいという評価が政策的にこういうことで出てくると思うんです。那珂市は、水戸とかひたちなかに通勤している方が多いですね。ですから、こういうサービスこそ、那珂市らしい、殊さらに価値が上がるサービスなんだというふうに私は考えています。ですから、那珂市らしさを生かした施策として、ぜひ早期に導入していただきますよう訴えまして、この項目を終了いたします。

では最後に、選挙事務について質問をいたします。

今年執行された那珂市長選挙の投票率は50.22%で、過去最低の投票率でした。これは8年前に比べて8%も落ちておりまして、興味、関心が薄れているということを示しております。お手元の資料3をごらんください。こちらですね。

これは、各種選挙における那珂市内の投票率の推移をあらわしております。おおよそここ 5年から10年前のものと直近のものを比較してみました。例えば、この一番上の衆議院議員 選挙を見ますと、平成17年9月11日に執行されたものですが、これは全体で62.66%。その うち選挙当日の投票率は53.44%で、期日前の投票率は8.82%でした。

ちなみにこの期日前という言い方なんですが、これは執行部の方からもご指導いただきましたが、期日前(まえ)投票と期日前(ぜん)投票という言い方がそれぞれあるんですよね。ニュースでもどちらも使う場合もあったりするんですが、総務省の指導だと期日前(ぜん)というのが正式だということのようですので、私もこの議場では期日前(ぜん)という言い方で統一して質問したいと思います。

戻りまして、衆議院選挙、昨年の平成26年のものですと、全体では51%、そのうち当日は36%で、期日前は15%と、こういう見方で見ていただければと思います。ですから、衆議院選挙だと全体で11%も下がってしまった。ただ、当日だと、これは17%も下がって、ただ期日前だと7%上がっているんですね。参院選挙を見ますと、前回が46%、直近が50%。県知事選は、前回のものが62%で、直近が34%、これはかなり低いですね。県議選は、前のものが41%で、前回が53%。那珂市長選挙は申し上げたとおりで、市議会議員選挙、これは20年のものが66%で、24年のものが57%、こういうことになっております。ですから、これらを見ますと全て、全てですね、全体の投票率が下がっていますね。全て下がっています。それも、よく見ると、選挙当日の投票率が非常に下がっています。しかし、期日前に関しては、これも全てですけれども、全て上がっています。これが傾向ですね。市としてこの推移についてはどのように捉えていますか。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部次長。
- 〇総務部次長(川崎 薫君) お答え申し上げます。

この10年間に執行されました各種選挙の結果を見ますと、全体的に投票率は落ちてきていますが、その中でも期日前投票率が伸びていて、制度が浸透してきたものと思われる結果となってございます。これからも、期日前投票だけでなく、当日投票におきましても、投票率向上に向けて市民への選挙啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- O15番(遠藤 実君) そうですね。選挙はまさしく民主主義の根幹をなすものであります。 政治が住民の生活に密着しているだけに、やはり多くの住民に関心を持っていただいて、多 くの方に投票に行っていただくべきものだと考えますけれども、ただ現実はやっぱりそうは なっていないですね。この本質は、政治のあり方そのものにも大きな課題があると思います けれども、今回のテーマでは、選挙事務の手法について取り上げまして、いかに投票に行き やすくするかということを考えたいと思います。

まず、現在、市が行っている投票率向上に向けての施策はどのようなものがありますか。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部次長。
- 〇総務部次長(川崎 薫君) お答え申し上げます。

まず、常時の啓発といたしまして、市のホームページで情報提供を行っているほか、月1回発行の「広報なか」に、「選挙いろいろQ&A」というページを用意し、そこで選挙に関するいろいろな疑問、質問にお答えするということをしております。若年層向けの啓発といたしまして、成人式に新成人へ啓発パンフレットを配付しております。また、平成26年8月30日に開催されました「なかひまわりフェスティバル」におきましても、啓発物品とパンフレットの配布を行っております。選挙時の啓発といたしましては、本庁舎や瓜連支所に横断幕、懸垂幕の設置、大型スーパーでの店内放送や街頭啓発、デマンドタクシーに啓発用マグネットシートの張りつけのほか、可能な限りの啓発を行っているところでございます。

また、平成27年2月の那珂市長選挙から、ポスター掲示場にQRコードを表示し、そこから市ホームページの選挙のお知らせページを閲覧できるようにいたしました。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- **〇15番(遠藤 実君)** 市としてもさまざまなことを行っているということですね、いわゆるこれは啓発という分野ですね。啓発は非常に大事なことでございます。今後も頑張っていただきたい。

また、特にこの傾向を見ますと、やっぱり期日前投票、かなり浸透してきているというふうに思いますね。これは、やっぱりそういった努力が実を結んでいるのかなというふうにも思います。やはり投票できるのは、選挙当日だけじゃなくて7日間でやるんだと、こういう

考え方がやっぱりいいんだと思いますので、ぜひこの期日前というものをさらにPRしていただくと、もっと結果が出るのかなというふうに思いますので、さらに期日前のPR、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部次長。
- 〇総務部次長(川崎 薫君) お答え申し上げます。

期日前投票期間中に広報車の市内巡回を行っているところでございますが、市内巡回の時間をふやすなど、可能な限り広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) ぜひそうしていただきたいと思います。

今回、選挙事務について取り上げましたのは、実はけさの報道にもありましたとおり、来年の参議院選挙から選挙権が満18歳以上からということになるからでもあります。つまり、投票できる対象人口がふえていくわけですが、いつも問題になるのは、若い世代の投票率が低いということでして、今回、来年から18歳、19歳も投票できるわけですから、その世代が投票に行ってくださらないと、全体の投票率はもっと下がるということになるのは火を見るよりも明らかということでございます。この民主主義の根幹である投票率は何としても上げなければいけないと思いますので、そのため、選挙啓発は大切でございますので、しっかりと力を入れていただきたいし、また、これからは学校における主権者教育といったものにもさらに力を入れていただかなければいけないなということにも思っております。ただしかし、それでも今までと同じことをやっていたんでは、やっぱりだめということで、投票率はそう簡単には上がらないということは、この結果を見てもわかるわけでございます。

そこで、考え方を変えて、いかに投票所に行っていただくかということじゃなくて、来てくださらないんだったら、やっぱり人がいるところに出かけて行こうと、こういう考え方をして積極的に仕掛けていかなければいけないんじゃないんでしょうか。やはり待っているだけではだめです。議会も傍聴に来て頂けるのを待っているだけではだめと考えまして、地域にこちらから出かけていって、議会報告会を行うというスタンスを昨年から始めました。先日まで合計3回、6会場で開催をいたしましたけれども、当然これを実施するには、これまでと違う運営が求められます。しかし、それでも住民に寄り添う議会でありたいという理念のもと、議会がこれは自発的に始めたものです。

この考え方で、投票所も集会所や小・中学校だけではなく、人が集まっているところ、例えばスーパーマーケットなどの商業施設に出かけていってはどうでしょうか。そして、お買い物のついでにぜひ投票をというふうに呼びかけをするんです。それでも、絶対私は投票しないよとかたく心に決めている方は、これは難しいでしょうけれども、それでも選挙には行かなければいけないし、行きたいんだけれども、なかなか時間がないんだという方とか、わざわざ集会所に行くのが面倒だとか、場合によっては投票所の今の雰囲気が嫌だとか、そう

いういろんな方が多分、結構いらっしゃるんじゃないかと思うんです。そういう方には非常 に有効な策ではないかなというふうに思います。また、逆に必ず私は選挙に行くんだよ、行 っているんだよと言う人でも、やっぱり利便性は増すと思うんですよね。そういう人でも買 い物の途中で投票できるというわけですから。これは、市では前例はないと思います。おそ らく県内でもまだ前例はないと思いますが、これこそ住民サービス、そのための行政でござ います。ぜひ導入していただきたいと訴えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部次長。
- 〇総務部次長(川崎 薫君) お答え申し上げます。

制度的にスーパーマーケットなどの商業施設に投票所を設置することは可能と思われますが、期日前投票においては二重投票等を防ぐため、瞬時に投票状況を把握する必要がございます。このことから、オンラインシステムである期日前投票システムを期日前投票所では利用してございます。現在、このシステムが利用できる施設が那珂市役所本庁と瓜連支所となっていることから、期日前投票所をスーパーマーケットなどの商業施設に増設することは、現段階では難しいと考えております。システム、それから人的配置、設置箇所の協力などについて期日前投票所設置においてクリアするべき課題は多々ございます。また、一方では、スーパーマーケットに期日前投票所を設置している市があることは承知してございます。このような先進地事例等を研究し、那珂市に導入できるかどうか、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) 確かに、期日前ですと、その成り済ましというんですか、同じ人というか、そういうふうな適正な選挙事務を行うには、やっぱりそういうシステムを組まなければいけないということですね。今のご答弁だと、そのシステムを組んでいるのは、今、その2カ所だけだから難しいという答弁なんですが、そうじゃなくて、今組んでいるのは2カ所なんでしょうけれども、それをさらにもう1カ所ぐらいふやしてくださいよと、そういう検討をしてくださいよという話なんでございます。それが費用対効果を考えて、あとは住民サービスのこの両てんびんですよ。これが、どちらがどうなのかなということを考えていただいて、ぜひ前向きに組んでほしいんです。というのは、前例として、やっぱりこれは県外でいろいろあるんです。

例えば、この春の統一地方選におきまして、秋田市、新潟県長岡市、千葉市、岐阜県美濃加茂市、奈良市などで大型ショッピングモールに設置。青森県弘前市では複合商業施設と、あとはこれは弘前大学、大学にまで期日前投票所を設置したそうです。総務省によりますと、商業施設の期日前投票所は一昨年の参院選で全国何と36カ所まで広がっているということですね。総務省は、駅やショッピングセンターなど往来の多い施設への設置を検討するよう自治体に通知しているということなんですね。このように取り組むことによりまして、結果と

して住民が今よりも投票に行きやすくなると。それによって、多くの方々が市政に参画しや すくなるということ。これが民主主義を進める、進化させるという工夫です。これについて は、市長からちょっと見解を求めたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- ○市長(海野 徽君) 若年層の選挙離れというのは、それから政治離れですか、議論がされている中で、これからの選挙権が世界の主流であります18歳まで引き下げられて、さらなる投票率の低下が危惧されております。このような中で、投票率向上のためにスーパーマーケットに期日前投票所を設置することや、先ほどおっしゃった小・中学生への選挙教育、啓発を導入するなど、新たな方策を探ることも大変重要なことと思います。また、世界の事例を見ますと、例えばオーストラリアでしたか、罰則規定を設けているところもありますので、これは法律、国でやる制度ですけれども、そういったことも検討していただくことが一つの投票率の向上につながるんではないかと思っています。今後とも、市としては、選挙管理委員会の協力は惜しみませんので、投票率向上に向けて努力をしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 遠藤議員。
- ○15番(遠藤 実君) 今の市長のご答弁、意味合いはよくわかります。そういうことなんだと思います。これを決める決定権者はどこなのかという話なんですが、やっぱりこれは選挙管理委員会なんですね、決定権というか。なので、選挙管理委員会がしっかりと選挙啓発もしているわけですから、当然投票率を上げるための努力を続けていただきたいというふうに思います。

ただこれに関しては、これを実施するとなると、システムを組む、また職員の人件費も上がる、そういった中で、やっぱり市としての判断も当然出てくるというふうになりますので、これはまず選挙管理委員会のほうで、こういう話が議会のほうで出ているということをきちっと受けとめていただいて、ぜひ多くの方に投票所に足を運んでいただきやすい、そして投票率がアップするような施策を前向きに打ち出していただくようにお願いをしたいと思いますし、またそういった方向性が出てくれば、これは今、市長からも答弁がありましたとおり、協力を惜しまずということで、ぜひそういった体制を組んでいただきたい。結果として、その行政側の努力、連絡調整によりまして、有権者がぜひ投票しやすいような仕組みをつくっていただく、県内初の試みにはなるとは思いますが、ぜひこれも那珂市らしさの施策の一環として、私はご提案を申し上げたいというふうに思います。

今回はちょっと余裕がございますが、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告7番、遠藤 実議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。 休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

〇議長(助川則夫君) 再開をいたします。

◇ 君 嶋 寿 男 君

〇議長(助川則夫君) 通告8番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 静峰ふるさと公園について。2. 歴史民俗資料館について。3. 住宅関連助成制度について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

[13番 君嶋寿男君 登壇]

〇13番(君嶋寿男君) 13番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、静峰ふるさと公園についてお伺いをいたします。

静峰ふるさと公園は、2,100本の八重桜が咲き誇り、日本のさくら100選にも選ばれた名 所であり、4月下旬から5月の連休のころが見ごろで、以前は15万人から20万人の人出がで、 にぎわいがあった県下一の公園であります。今年は天候にも恵まれ、4万1,000人の来場者 がありましたが、ここでお伺いをいたします。

平成24年度から年度別八重桜まつり期間及び来場者数についてお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

平成24年度の八重桜まつり期間は4月21日から5月6日まで、来場者数が4万7,000人です。平成25年度は4月20日から5月6日まで、3万5,000人、平成26年度は4月19日から5月6日まで、来場者数が3万8,000人です。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 平成27年度、今年度の入場者数は先ほど4万1,000人と私のほうで言いましたので、年度別の八重桜まつりイベントについては、どのようなものが行われたか、お伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

平成24年度については、イベント初日に那珂ふるさと大使によるミニコンサート、それからキャラクターショー、おはやし演奏等を行いました。2日目には文化協会による演奏や郷土芸能、よさこいソーラン31団体による演舞です。2日間通して行うイベントは、灯籠によるライトアップ、商工会青年部による子ども広場、射的や風船無料配布、似顔絵などを行っております。また、観光協会事業といたしまして、講師による静峰ふるさと公園ガイドツアーが実施されました。

次の平成25年度は、初日にご当地アイドル大集合、2日目はよさこいソーラン27団体による演舞。3日目は文化協会及びふるさと大使による演奏やコンサート、郷土芸能、ナイトコンサートを行っております。3日間のイベントは灯籠によるライトアップ、2日間のイベントは商工会青年部による同じく子ども広場での射的、風船、似顔絵等を行っております。

平成26年度は、初日に那珂高校の吹奏楽部の演奏、よさこいソーラン31団体による演舞です。2日目は文化協会による演奏や郷土芸能、那珂ふるさと大使によるコンサート、キャラクターショー、着物リメークショー、ご当地アイドル、お笑いライブ、ナイトコンサートを行っております。2日間通しのイベントといたしましては、灯籠によるライトアップ、商工会による子ども広場、3年間とも同様でございますが、射的等を行っております。また、観光協会事業として、初めての取り組みでしたけれども、那珂市観光協会宣伝部長就任式とかモデル撮影会等を行いました。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- **〇13番(君嶋寿男君)** では、今年のイベントはどのようなものを行ったか、内容をお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

平成27年度、今年度の初日につきましては、おはやし演奏、津軽三味線演奏、よさこいソーラン30団体ですけれども、演舞を行っております。2日目につきましては、文化協会による演奏や郷土芸能、那珂ふるさと大使によるコンサート、キャラクターショー、タヒチアンダンス、ナイトコンサートを行いました。2日間通しのイベントにつきましては、灯籠によるライトアップ、商工会青年部による子ども広場などで行っております。また、2日間とも夜8時までこのような催し物を行ったわけです。また、観光協会事業としまして、2人目の那珂市観光協会宣伝部長就任式と2年目となるモデル撮影会を行いました。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 平成24年度からのイベント内容を見ると、毎年同じようなイベントが水上ステージを中心に行われています。12ヘクタールの広々とした園内、野外ステージやイベント広場などを使った新たな企画をしてもよろしいのではないでしょうか、その点につ

いてお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- ○産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

2日間のイベントの際には、水上ステージを使用しております。また、公園の一番上にある屋外ステージは今のところ使っていない、あいているという状況でございました。そこを使うというような希望する団体等があれば、利用は可能であるというふうに考えております。 屋外ステージ前では、多くの人がシートを広げて食事など、芝生のところで行っています。 それらの方々に配慮した内容の催し物であれば可能というふうに考えております。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 桜まつり期間は、16日から18日の間で行われていますが、イベントは2日から3日、商工会が中心となって行っています。2日、3日間のイベントだけではなく、桜まつり期間に市や商工会以外の団体、例えば公園内に公認コースがあるグラウンドゴルフコースを使って桜花見グラウンドゴルフ大会を企画してもらうとか、いばらき出会いサポートセンターの協力をいただいて、公園内で婚活パーティーなどを企画してみるのもよろしいのではないでしょうか。静神社で婚活成功を祈願をし、公園で花見やイベントに参加、夕方から夜桜を見ながら、そしてまた灯籠によるライトアップの中でのデートをしていただくなど、男女の出会いの場を提供することによって、入園者も増加すると思いますが、いかがでしょうか、その点についてもお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

ただいま議員さんからご提案あった内容等につきましては、八重桜まつりの実行委員会を 開催しておりますので、その他の団体の中で、そういった観光客の増加、那珂市を広くアピールできるようなイベント企画等があれば、実行委員会で協議をしていくというところで、 ご提案の内容について等を、そのほかについても積極的に進めて集客に努めたいと思います。 以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 商工会、そして役所、そのほかにいろんな団体が那珂市内にもありますので、ぜひ各団体にも声をかけさせていただきながら、来年の桜まつりに向けての早目に実行委員会を立ち上げていただくことを要望をいたします。

次に、八重桜まつり期間中の駐車場についてお伺いをいたします。

イベント開催日などは、駐車場に入るまでに時間がかかりますが、イベントが行われない 平日などは、あいた状態の駐車場を見ることがあります。その点について、駐車料金等の収 入についてはどのようになっているかをお伺いをいたします。

〇議長(助川則夫君) 産業部長。

〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

昨年、平成26年度八重桜まつりについて、ご報告させていただきます。

一般会計としての収入ですけれども、駐車場収入314万500円です。公園使用料32万7,648円で、合計346万8,148円です。支出といたしましては、八重桜まつり事業全体では849万4,648円です。そのうち、仮設の料金所等の借り上げ料が35万6,400円です。また、警備会社への委託料といたしまして、303万8,040円でございました。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 駐車料金、そして公園内での使用料の収入、その中から仮設料の支払いと警備会社への委託料を支払った場合、ほとんど残らない状態ということになっています。やはり駐車料金も料金を取るならば、収入を得るためには、できる限り多くの方に入園していただくか、その点についても今後課題になるかと思います。ただ、イベントが行われない日に駐車料金を取るのはどうなのかと、来場した方からそのような声を聞くこともあります。その点についてお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- ○産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

桜まつり期間については、来客等も昼夜、天候にもよりますが、ございます。また、イベントのときには、数多くの方が来ていただいて、駐車場収入につながっているところです。しかし、花が早く終わってというような見ごろが過ぎてというときには、交通誘導員、車、自動車の出入り等もありますので、を残して料金所を一部閉鎖するとか、全面的に閉鎖するというような対応をしていますので、まず、その辺は適宜行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 桜の花が終わってしまったり、あとはイベントがない平日などについては、今後もその状況を判断して、無料になるような対応もしていただきたいと思います。次に、八重桜まつり期間中、以前は観光ボランティアガイドの方が説明をしていた姿をよく見かけました。ここ数年、見かけることがありません。さくら100選にも選ばれた公園で、たくさんの種類の桜の木が植えてあります。来場者の中には、説明、案内を希望している方も多いと思いますが、その点についてお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- **〇産業部長(佐々木恒行君)** お答えいたします。

平成25年度の八重桜まつりまでは、パンフレットの配布や会場案内を行っていただいておりました。平成26年度からは、同期間について外の地区での観光案内の需要が多くなったということで、新たなところについての場所で活動していたというようなことがありまして、

八重桜まつりに参加していただいておりません。これから、来年度からは、その辺の日程の 調整とか、また別な方もそういった参加していただけるということがあれば、パンフレット、 そのほかの市内の案内等を、八重桜まつりの案内も含めて考えていきたいというふうに思っ ております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) ただいまの答弁の中で、当期間中に外の地域でも観光案内の需要が多くなったという答弁をいただきました。この桜まつり、これは那珂市にとって一番の大イベントだと思います。そういう中で、観光ボランティアの方が1人もいないで、ほかの地域、地区に行ってしまったということは、どういうものなのかなと私は思うんですけれども、やはりこの那珂市の一番のイベントという中での重視をしていただきたいなと思うんですけれども、もう一度、部長、答弁お願いします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

ご指摘のとおり、八重桜まつり、那珂市の観光としてメーンイベントに近いものがございますので、県外からも訪問客があります。そういった方に那珂市の魅力とか八重桜の魅力というものがご案内できるように、いろいろ取り組みを考えたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 現在、ボランティアガイドの方8名が登録されておりますが、今後、募集をかけていただいて、少しでも多くの方がボランティアガイドになっていただき、今、那珂市としてはいろんな観光地としてPRをかけていると思いますので、不便がないようにその点についても要望させていただきたいと思います。

公園施設について、お伺いをいたします。

八重桜まつり期間中に、トイレが一時使用できなくなり、公園を訪れた方々に不便な思いをかけるなど施設の不具合が見られましたが、公園内の施設に問題点はないか、お伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

まつり開催期間中につきまして、公園内のさわやかトイレがございます。ここの合併浄化 槽から延びる排水管において、木の根の侵入等があって管が閉塞状態に一部なったと。水の 通りが悪くなって汚水ますからあふれたというようなことがございました。それで、トイレ を一時使用停止するなど、ご迷惑をおかけしたところがございました。

そのほかの公園施設ということでいいますと、水上ステージの塗装についても結構年数たっておりまして、劣化が進んで剥離している場所などもございます。

これからは施設全体を管理できるような管理台帳を整備した上で、各施設の老朽化状況に 応じた修繕ができるように、修繕管理計画等を作成していきたいと思います。これについて は、昨日お話しした一の関ため池についても同様のものをつくって、両公園とも親しんでい ただける公園として運営できるようにしていきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 施設全体を管理できる管理台帳を整備することや、修繕管理計画を 作成し、これから運営計画を立てていくことはわかりましたが、原因がわかっているトイレ の修繕など急を要するものについては、早急に対処いただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

これから作成する修繕管理計画の中で、優先順位をつけて緊急性があるものから修繕に取り組んでまいります。ただいまご指摘の不具合については、サービスの面では非常にゆゆしきことですので、早急に対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) よろしくお願いをいたします。

ふるさと公園がかつてのにぎわいを取り戻すように、八重桜まつり期間以外の時期にも人 を呼び込むような仕掛けはできないかをお伺いをいたします。

- **〇議長(助川則夫君)** 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

平成26年度に静峰ふるさと公園等台帳整備事業によりまして、静峰公園の樹木を調査して、樹木の管理台帳ができたところです。その調査の際に、各樹木の種類がわかるような表示も取りつけてあります。これらを活用して、公園の魅力をアピールしていきたいというふうに考えております。

また、議員さんからお話がありました八重桜まつり期間中以外についても、来園いただく 仕掛けについては、今後考えていきたいと思います。公園内の水上ステージ、屋外ステージ、 交流センター、芝生広場、園路などもございますので、これらの施設を利用した催事等もで きるんではないかという提案とかしていきたいと思います。

肝心なのは、年間を通して来客いただけるということです。これが大きな課題ですので、 市内外の企業や団体にも利用していただけるように魅力アップとともに、積極的にPRして いくと。関係団体に声をかけて、人を呼び込めるような仕掛けを行っていきたいと思います。 以上です。

〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。

○13番(君嶋寿男君) 今後の積極的なPRを期待したいと思います。

以上で静峰ふるさと公園については、質問を終わりにいたします。

次に、歴史民俗資料館についてお伺いをいたします。

展示館全体は前方後円墳の形をしており、古代、中世、近世にわたり、那珂市にかかわる 資料が展示されています。この資料館の開館したのはいつごろかをお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えいたします。

開館につきましては、平成6年5月24日でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- **○13番(君嶋寿男君)** なぜ、今の場所に建設をしたのかをお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えいたします。

那珂総合公園は、市民全般の休息、鑑賞、散歩、運動等総合的な利用を目的とした総合公園として整備をいたしましたので、運動施設の外、教養施設である民俗資料館も敷地内に建設をいたしました。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- 〇13番(君嶋寿男君) では、ここ数年の入館者を教えてください。お願いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

平成24年度からの入館者をお答えいたします。平成24年度 1 万6,154人でございます。平成25年度 1 万7,281人、平成26年度 1 万5,852人でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 24年が1万6,154人、25年度は1万7,281人、そして昨年の26年度が1万5,852人ですね。大体、年間通して3年間見ても、平均的に1万五、六千の方の入館ということですが、この入館者数について、もっと入館者の増員を図る施策を考えているか、その点についてお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えいたします。

今までも開催しておりました季節展、特別企画展、そして講演会などにつきまして興味を 持っていただけるように、またわかりやすいものになるように検討しながら今後も開催をし ていきたいと考えております。また、これらのPRについても広報紙をはじめ、ホームペー ジやポスター等でお知らせをし、幅広く周知を図っていきたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) 資料館内で行われている事業の中には、講演会やつるしびな展示、端午の節句展、最近では国道118号線改修事業で発見された下大賀遺跡からの土器などの展示であります。この土器の中には、土師器、須恵器、陶器、金属製品、石器などがあり、珍しいものが展示されたということもあって、より多くの方が入館をいたしましたが、那珂市の歴史をもっと市民に知ってもらうためには、できるならば交通の便がよい場所、またわかりやすい場所、例えば市内中央か瓜連地区のらぽーる周辺に移設することは考えていないのかをお伺いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えを申し上げます。

ただいま議員のご提言でございますけれども、企画展であります「伊達正宗の密書展」、あるいは季節展であります「雛人形展」の実施、また資料館と同じ敷地内で「ひまわりフェスティバル」が毎年開催されるなどにより、資料館の知名度も上がっており、多くの方においでいただいております。また、平成6年の開館から約20年と比較的新しい施設でもありますので、移設先の用地や建設費などの財政的な問題もありますので、慎重に判断していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- **〇13番(君嶋寿男君)** では、今後の歴史民俗資料館での事業計画はどのようになっている かをお伺いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えを申し上げます。

これから年度内に予定をしております企画展等についてお答えを申し上げます。

まず、7月25日から9月6日にかけまして平和行政の一環としまして特別企画展としまして「戦後70年の記憶」を開催をいたします。また、10月24日から11月29日にかけましては、新しい農業改革に取り組むため愛郷塾へ集まった郷土の人々の姿を紹介する特別企画展としまして「愛郷塾と5.15事件」を開催いたします。また、来年になりますけれども、1月30日から3月6日にかけまして、昨年度は6,300人の来館者がございましたけれども、恒例となりました那珂のひなまつり「雛人形展」を開催する予定となっております。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) これからもいろんな企画をされているということですが、やはり多くの市民の方に足を運んで頂ける場所ということで、先ほどもちょっと提案もさせていただきましたが、比較的新しい施設であり、まだ今後移設する方向はないということならば、や

はり先ほど言いましたように、多くの市民に足を運んでいただくためにもPRはもちろんですけれども、今現在、資料館までの案内、国道118号線沿いからの案内看板について新たな設置をお願いをしたいと思いますが、いかがなのか、お伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) ただいまの案内看板につきましては、現在も国道沿いに案内はあるところでございますけれども、その設置の方法等に非常にわかりづらい設置になっておりますので、こちらにつきましては関係機関ともよく協議をしまして、改善できるかどうか検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- ○13番(君嶋寿男君) ぜひ、看板についてはわかりやすい看板にしていただくとか、そういう面でぜひとも改善をして頂けるよう要望をして、この質問を終わりたいと思います。 最後になりますけれども、住宅関連助成制度についてお伺いをいたします。

現在、住居が古くなり、リフォームを考えている方や、東日本大震災後、家の修繕を計画をしている方などにリフォーム助成制度を行っている自治体があります。近隣では、城里町が平成27年度、城里町町内の個人住宅の機能向上のため、リフォーム助成金を行っています。これから着工を予定しており、平成28年3月18日までに完了する工事費が10万円以上の工事で、上限20万円の助成金が受けられます。ただ対象数に限りがあり、対象数到達後は限度額10万円の通常の住宅リフォーム助成制度の申請に変ります。外にも、常陸大宮市、高萩市、北茨城市、茨城町、大洗町で行われています。昨日の木村議員の一般質問の中で、この住宅リフォーム助成制度については、市としては考えていないという答弁がありましたが、本当に残念な答弁かなと私はつくづく感じさせていただきました。

その反面、また常陸太田市、常陸大宮市、高萩市、大子町などは、住宅取得促進助成事業、子育て世帯増築助成金など、定住促進に向けての助成を行っております。最近、新聞等で紹介された稲敷市では、40歳未満の夫婦を対象に、市内に新築住宅を取得した場合、助成金を交付する制度も設けています。この助成金は、未就学児のいる世帯や市外からの転入世帯に対し額が上乗せされ、最大100万円が支給されるものであります。国の総合戦略にもある東京への一極集中を是正し、地方への新しい流れをつくるという定住や移住促進の観点からも、人口減少の抑制につながる施策であります。那珂市においても、若い世代が市内に家を建て、子育てができる環境整備としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、住宅関連の助成制度を創設する考えはないか、お伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- 〇企画部長(関根芳則君) お答え申し上げます。

人口減少を克服し、将来にわたる持続可能な活力ある地域社会を創生するため、那珂市ま ち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を現在進めているところでございます。現在の状況で

ございますが、将来の人口展望に関する人口ビジョンや、総合戦略の骨子案について整理を いたしているところでございます。ただいま議員からご提案をいただきました件につきまし ては、総合戦略を策定する中で、移住、転入を促進する観点から、効果的な施策について、 まち・ひと・しごと創生有識者会議が間もなく立ち上がりますので、そういった方々のご意 見等も踏まえながら、総合的に検討してまいるということに考えておるところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 君嶋議員。
- 〇13番(君嶋寿男君) 若い世代が那珂市に家を建て、ここで子育てをしていく環境をつく る一つとして、ぜひとも那珂市にも導入をしてもらえるよう強く要望させていただいて、私 の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
- **〇議長(助川則夫君)** 以上で、通告8番、君嶋寿男議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時00分

○議長(助川則夫君) 再開をいたします。

◇ 寺 門 厚 君

〇議長(助川則夫君) 通告9番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 地域資源の有効活用について。2. 学校施設の維持管理について。 寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番(寺門 厚君) 議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初に、地域資源の有効活用についてですけれども、今回は瓜連地区の地域資源調査につ いてお聞きをしてまいります。

那珂市には観光資源が少ないと言われて久しいわけですけれども、本当にそうなんでしょ うか。平らで緑豊かな自然環境があり、住みよさランキングでも県内3位と評価をされてお ります。住みやすい環境である地元では、当たり前過ぎて気づかない資源、隠れた資源がた くさんあるはずだと、私は常々思っておりました。そういうときに、昨年、平成26年度にな りますが、地域の活性化策を見出すために、地元の再発見も兼ねて地元にある資源、お宝発 見調査を地域資源創造事業として、商工観光課が主管として瓜連地区をモデルケースとして 実施しております。これについては常磐大学生、県内や東京、神奈川の大学生が客観的に瓜 連地区を自分の足で歩いて、目に映る風景やお店での会話、あるいは語り継がれている文化 や歴史、暮らし方などなど、五感を働かせてまちにある資源を感じ取り、写真におさめ、ま ちの人とのお話を記録して、感じたことを思い思いにまとめたというふうに聞いております。 では、瓜連地区の地域資源調査についてどのような調査をしたのか、費用、人員、内容等 について伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

地域資源創造事業は、瓜連地区を対象として平成25年度及び平成26年度の2カ年にわたり一般社団法人日本地域資源研究会に委託し、実施したものです。2カ年間の事業費は378万4,790円となっております。調査の内容ですけれども、まずホームページと広報紙でお宝探検隊を募って、各班に分かれて計4回のフィールドワークと2回の報告会を実施しております。瓜連地区の歴史、文化、自然などの文化資源や人々の笑顔、きずななどをまち歩きの中で生活者と語り合いながら、それを記録に残すという、宝物探しを行った事業でございます。以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) お聞きしますと、延べ人数約100名のお宝探検隊が実際に調査をしたというふうに聞いておりますけれども、お知らせなかで広報をしていた割には、地元の方の参加がごくわずかだったということが大変残念だったというふうに思います。実は、私もまち歩きに参加をしました。実際、瓜連町を改めて歩いてみますと、お宝だったはずの神社が山門の案内板の文字は見えず、石段やご神木も手入れが行き届かず、また境内もゴミが散乱しており、もう宝物ではなくなったかのような荒れ方というのには、正直言って驚きました。一方では、町全体が大きな博物館で、そこで生活する人の輝きが宝物ではないかと新たなお宝ということで、発見もできました。調査は昨年末に終了しているわけですが、調査結果についてはどのようになっていますか。
- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- ○産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

宝物の探検調査の成果といたしましては、49編の物語をつくって、その1編1編を49冊に まとめて上がりました。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** ここで、議長にお許しをいただきまして、資料を配付させていただきましたので、お手元の資料を、こちらですね、2をごらんいただきたいと思います。

今、49冊の物語ということができましたというお話がありましたけれども、それを一部産業部よりご了解を得ましてご紹介したものがこれでございます。ごらんのように、49冊できたということなので、大変宝物が見事に表現されていて、すばらしいものができ上がったのではないかというふうに思います。

調査結果については、この成果物も含めて、5月に結果報告を受けたと聞いておりますけれども、26年度の事業の結果報告は、年度が終わる3月までには全部報告を受け、完了していくのが本来の事業の進め方ではないでしょうか。執行部においては、そういう部分ではしっかりと納期管理というものを行っていただきたいと思います。

調査結果については、今、49冊の本ができ上がったということで、地域創造事業は、この本にまとめてしまえば終わりなんでしょうか。国の地方創生策が打ち出される前から、地域活性化策を求めての調査ではなかったんではないですか。地域の活性化につなげるまでの仕組み、取り組み事項を決めて、次のアクションへ移れる状態にして、はじめて平成26年度までのこの事業の完了形というふうになると思いますが、ではなぜ、この地域資源創造事業を26年度で終わりにして、27年は継続しなかったんでしょうか、伺います。

〇議長(助川則夫君) 産業部長。

〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

地域資源創造事業につきましては、国の緊急雇用創出事業を活用して、平成25年12月補正 予算での対応ということで、2カ年継続事業として実施したものです。地域資源創造事業は、 平成26年度から2カ年、年間100万円の一般財源で実施するというような予定でございまし たが、国の補助事業を受けられたということで、前倒しで実施したというような経緯がござ います。27年度につきましては、2カ年の成果を検証した上で、今後どのように進めるかと いうことを再度検討することとして、そのために予算計上はしなかったというようなことで ございます。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) 前倒しで調査事業の実施ができたということで、27年は成果をじっくり検証するというお話でございますが、約400万円もかけて今年はもうお休みだと。結果の検証もじっくりやるんだというお話では、やはり情報は鮮度が命です。まして、せっかくお宝を調査したわけですから、お宝の公開と情報や価値の共有化、これは間髪入れずに継続事業として実施すべきではないんでしょうか。なぜならば、瓜連のお宝はまち全体だと思います。そこに暮らす人々の暮らし方、語り、伝統、文化、食べ物など、その中心でかかわっているのは人であります。その人たちがお宝の主役だと私は感じております。これを、1年も過ぎてから物語の主人公の方々にお宝が本にまとまりましたと、お宝PRよろしくと、お願いしますよと言っても、何だそれ、今ごろになって、いつの話だいと言われるのが落ちだと思います。

そもそも、この地域資源創造事業は、一般会計予算にて8年計画で計上していた事業ではなかったのではないでしょうか。今回、その緊急雇用事業、これを用いてやるということは、あくまでもモデルケースのみであり、残り7地域、まちづくり委員会、那珂市内には8つありますけれども、残り7地区、こちらの地域資源調査は今後やっていかないのか。また、まち・ひと・しごと創生戦略策定時期の今だからこそ、当初の地域資源創造の考え方を政策としてまとめるよいチャンスではなかったのか。当初の地域創造事業理念、考え方はどこに行ったのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

まず、地域資源創造事業につきましては、先ほどお答えしたとおり、平成25年度実施計画において、一般財源で26年度から行うというような考えでおりました。それで、8地区を8年間で行うというようなことで事業化したということではなかったわけです。今お話がありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略実施ということが昨年から話がありまして、今年度取り組んでおると。5カ年の総合戦略の策定を現在進めているところです。瓜連をモデル的に初めにやった昨年ということでございますけれども、その地域資源創造事業が総合戦略策定の中で、人口減少社会への対応とか地域経済縮小への対応などの施策として取り組むことが可能であるのか、その辺は総合戦略会議の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 今、8地区8年間をかけて行う事業計画ではなかったということはわかりました。まち・ひと・しごと創生戦略を5年間かけて策定していくと。その中で生かしていくというようなお話だと思いますけれども、やはり地域資源創造事業は地域創生戦略、このベースとなるものではなかったのではないでしょうか。人が輝いて暮らせるまち、その暮らし方が未来へ引き継がれていく、持続していく、そういうまちづくりの考え方はぜひとも総合戦略の中に生かしていってほしいと思います。

では次に、せっかく発見できましたお宝の生かし方についてですけれども、まずは最優先でお宝だということを地元、まちづくり委員会、自治会の方、地元へ情報の共有化を最優先でやるべきだと思います。そして、外部への発信をどのように図っていくのか、また活用方法やPRはどうしていくのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- **〇産業部長(佐々木恒行君)** お答えいたします。

これから瓜連地区での物語ができていますので、地元の方たちにもなんらかの形でお示し して、見ていただきたいと。再発見というところがありますので、提供していきたいという ふうに考えております。それだけではなく、地元だけの共有情報ということではなくて、那 珂市全体についての興味があるというような方々にも広く知っていただくというような機会を設けるために、広報紙とかホームページで小冊子の紹介をしたいと考えております。また、冊子につきましては、図書館等に置いて保管するとか閲覧してもらうとか、その辺につきましてはある程度調整して、整った段階で行いたいと思います。そうすることによって、読み聞かせとか、そのほかの利用方法もいろいろ生まれてくるのではないかというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 地元、那珂市内外への広報紙やホームページ活用での広報、情報共有化は、しっかりとスピードを持って対処をお願いしたいと思います。また、図書館での閲覧や読み聞かせも実施するわけですけれども、これもやりっぱなしはやめていただきたいと思います。必ず市民の方の反響、反応の確認を行って、情報の共有化の徹底、促進をお願いしたいと思います。

このお宝探しを実践している日本地域資源学会、地域活性化策の事例ということで上げてみますと、真壁町のひなまつり、そして常総市水海道宝町のカフェを会場にした市民講座、常総ごじゃっぺ短期大学校でまちおこしのさまざまな取り組みを実施している例が上げられます。これらの成功事例を見ましても、まちづくり、活性化の主役は、やはり人なのであります。

そこで、地域活性化策についての提案ですけれども、先ほど49の宝物物語ということでお話がありましたけれども、私はこの主役はやはり人だと思いますので、そういう方々をふるさと学芸員、これは仮称ですけれども、認定をして、地元活性化の旗手として活躍いただいてはいかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

今、お話のあった方々がPRの役目を負っていただくということはとてもよいことだというふうに考えております。今回の調査等につきまして、取材に応じていただいた方々が地域の牽引者となっていただけることが一番よいのではございますが、一律にということはなかなか難しいと思います。ですので、物語等に興味を持った方がその場所に訪れたりとか、気軽にいろいろお話をして対応していただけるというほうが望ましいのではないかというふうには考えております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 今、回答をいただきましたけれども、私もそのとおりだと思います。 49のお宝物語に登場いただいた方々は、瓜連地区のまさに宝物、宝でございます。ということを皆さんが共有できる認証式のような場、あるいは物語の語らいの場づくり等も大切である。

り、ぜひそういったものを開催されるようお願いをしたいと思います。そして、地元活性化 の旗手として快くお引き受けくださる方が多数いらっしゃることを期待しております。

今回の瓜連地域のお宝活用については、那珂市内だけの物語に興味を持った方のみでは交流者の数も限られ、継続的な活性化への戦略、あるいは新しいビジネスモデルの創造へと、そういう戦略へつながってはいきません。ついては、瓜連地区の地域資源である宝物語を那珂市内だけではなく、これはやはり大市場であります東京で発表会を開催してはいかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

単独で東京等で発表会を行うということにつきましては、会場確保やどういうふうな構成にするのかなど、綿密な計画を立てて実行に移さなければならないということがあると思います。また、会場確保等につきましては、それなりの費用が生じてくるというふうに思われます。

まずは、現在、毎年行っている隣接の県外観光PRイベントなどに参加する機会がありますので、そういったときにいくつかの宝物の物語を紹介していければなとは思います。その際に、ご来場の方の反応を見て、次にはどういった展開があるのかということを考えていきたいと思います。そして、そういうところで興味を持っていただいた方々に、那珂市を訪問していただけるというようなことになれば、物語の舞台を実際に見聞きするということにもなって、すばらしいことだというふうには思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** 今、答弁いただいたように、できる限りの施策についてはしっかり行っていただきたいなというふうに思います。

東京での開催については、場所等、費用もかかるというお話ですけれども、ふるさと大使の方、この方たちのコネクションを活用するとか、港区区民まつりなど、さまざまなPRする機会がございますんで、そういう場を捉えていって、PRをしていってほしいなというふうに思います。

加えまして、興味を持った方が実際に行ってみたいと思えるような誘致戦略、これも必要なのかと思います。そして、最終的には瓜連地域はじめ、那珂市内へいかにしたらお金を落としてもらえるかの戦略が非常に重要だと思いますし、必要だと思います。こちらも合せてぜひ検討をお願いしたいと思います。

昨年、土浦駅ビルで商工観光課主催、主管で「夏のかぼちゃと七夕まつり」のイベントを 開催しております。これは倭織のPRと、それから那珂かぼちゃを夏のスイーツとして試食 会を開催いたしました。これについては、那珂市の魅力をPRするのと那珂かぼちゃのPR と、それから倭織のPRという3つの要素を実施したということになるんですけれども、那 珂かぼちゃについては、実際、試食の結果は、江戸崎かぼちゃに引けをとらない味、これを ふかしたままでスイーツとして十分いけるということが確認できました。しかし、県南では どこで買えるのかが問題でありまして、電話注文では一般消費者まで拡大、消費というのが なかなか難しいというのが課題であることがわかりました。

それから倭織の里が那珂市の静神社がある瓜連地域の古来から続く倭織の織姫たちのお話しということで、七夕を飾り、展示、浴衣姿の女子大生が七夕飾りづくりの指導をしたりしました。このようなイベントの開催により、那珂市への訪問交流者拡大には少しでも役に立ったのではないかなというふうに思います。実際、こういうイベントを通して食と祭りにストーリー性を持たせれば、有効な交流者拡大、その戦略となります。

そこで、活用策3つ目の提案ですけれども、倭織の里七夕まつりを開催して、那珂市のPRをしてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 産業部長。
- 〇産業部長(佐々木恒行君) お答えいたします。

ただいまの議員ご提言の倭織の里ということであれば、静地区、とりわけ静神社周辺ということになってくるかと思われます。また、七夕まつりということですと、7月とか8月の初旬のころになるというふうに思います。新たなイベントを実施するということでのストーリー性などを見据えなくてはならない、そういうことが重要ではあると思います。本来、祭りというものは、そこに根づく住民や地域の方々によって発生して、受け継がれていくものだと思います。そこに行政の支援が入るということはあっても、行政主体で祭りをつくり上げるというのはなかなか難しいかなというふうには考えております。今回、瓜連の宝物物語が完成したということで、これらをヒントにして地域おこしの一助とするというような方法は無限ではないかと思います。そういったことで、ぜひ住民主体である祭り等を企画、地域の宝にしていただければありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 祭りの主体は、やはりあくまでも地元の住民、あるいは地域でつくり上げるものには変りはないと思います。しかし、祭りの開催環境、あるいは起爆剤など、いくらでも行政の支援は可能であります。ぜひとも開催に向け、でき得る限りの支援をお願いいただければなというふうに思います。また、地域活性化についても、やれ官だ、民だと言っている場合ではないと思います。今は官民一体となって真剣に地域おこしを考え、実施していかなければならない大切な時期だと思います。

そこで、市長にお伺いいたします。今回の瓜連地区の事例を地域創生事業の一環として、 那珂市内他地区の活性化策へ反映すべきと考えるが、いかがお考えでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市長。
- 〇市長(海野 徹君) お答えします。

昨年度、瓜連地区で行いました地域資源創造事業を参考にして、那珂市内に顕在する、あるいは潜在する人物や歴史的建造物、多くの民話伝承に加えて、地域特有の食材や郷土料理など、地域資源と呼ばれるものを発掘し、それに磨きをかけて、那珂市の魅力として発信していくことは、地域活性化に結びつく大変重要なことであると考えております。今後、まち・ひと・しごと総合戦略を策定する中で、効果的な施策を検討してまいります。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** ぜひとも、まち・ひと・しごと総合戦略で策定する施策に、効果的に 反映をいただきたいというふうに思います。

昨今、近隣市町村では、地方創生の総合戦略室を立ち上げたとか、地方版総合政策立案のために若手職員の戦略立案チームを編成したとか、あるいは有識者も含め策定チームを編成したといった記事が新聞で報道されております。那珂市においては、この地方版総合戦略策定について、進捗状況が現在のところどうなっているのか見えておりません。那珂市まち・ひと・しごと創生本部について、市町村版地方総合戦略策定、これについて取り組み状況、現状がどういうふうになっているのか、伺いたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **〇企画部長(関根芳則君)** お答え申し上げます。

現在、本市におきましては、昨年11月に成立をいたしましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少を可能な限り抑制し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、市長を本部長といたしまして、那珂市まち・ひと・しごと創生本部を3月2日に設置をいたしたところでございます。那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、それを受けまして策定を進めているところでございます。また、本部の中には、まち部会、ひと部会、しごと部会の3部会を設けまして、それぞれ部会ごとにワークショップを行うなど、問題解決に向けて施策の調査、研究をいたしているところでございます。今後のスケジュールといたしましては、本部会議の開催の外、総合戦略策定に関しまして助言や意見をいただくために、産官学金等の分野から成る有識者会議を今月にも開催いたしまして、議会へ報告を行いながら年内を目途に、将来の人口ビジョンの確定と総合戦略素案の策定作業を終了してまいりたいと、かように考えております。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 今、那珂市まち・ひと・しごと創生本部において、各部会やワークショップを開催し、課題解決に向け産官学金と、いろんな分野から有識者会議の開催をし、策定していくというふうなお答えがありましたけれども、ぜひとも若い職員たちだけの総合戦略策定班、あるいは女性だけの策定チーム、そして、まちづくり委員会、市民等からもすぐれた提案や意見を吸い上げ、くれぐれもお金を張りつけるだけの給付金支給型戦略や、過度な自治体環境創生戦略を避け、真に住みたいまち、住みよさ日本一を目指す那珂市へ住もう

ぐらいのスローガンを掲げ、交流人口獲得戦略が策定されることを大いに期待し、早目の議会への報告、途中経過をしていただいて、また市民に対しては、こちらにもやはり進捗状況をお知らせをしていただきたいと。いきなりパブコメで、できましたので提案、意見をどんどん出してくださいと言われても、なかなか急にはできませんので、あらかじめ途中の進捗状況をぜひともお知らせいただきたいと思います。そのことを要望いたしまして、この項の質問を終わります。

次に、学校施設の維持管理についてですけれども、お手元に配付しました資料、1番のほう、プールの写真が載っているものでございます。これを見ながらお聞きいただきたいと思います。

私の地元、芳野小学校では、東日本大震災以後、学校内のプール使用はされておりません。水泳については、授業は那珂市運動総合公園内のプールを使って実施をしております。使用されなくなりましたプールは、1988年、昭和62年竣工から既にもう27年が経過しておりまして、老朽化が進んでおります。未使用状況のプールの姿は、ごらんのようにプールの周囲をフェンスで囲み、管理棟の建屋には施錠をして、外部からの侵入ができないようになっています。また、プールには水が張ってありまして、雨水がそのままたまった状態ということで、混濁をしております。そこには泥等が沈殿してたまった状態であります。これでは防火水槽の役目が果たせるんでしょうかと、疑問符がついてしまいます。ごらんのように外観はあちこち塗装が剥げたりしまして、決して好ましい景観とは言えない状況にあります。まして、安全面からは、高さ1メートル程度のフェンスでは、例えば小学生でも侵入しようと思えばいくらでも侵入できる状況であります。万が一の事故でも発生し、けが人等が出る危険性も想定できます。危険性を認知しながらも、壊すに壊せず、コストがかからない方法ということで、何もしないで放置しておくということでは無責任過ぎるのではないでしょうか。そこで、現状と管理状況及び今後の運営管理についてお聞きしてまいります。

まず、現状についてでございますが、那珂市の小中学校にありますプールの数と築後何年 経過しているのか、また使用状況について伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

小中学校のプールの数でございますけれども、本米崎小学校、戸多小学校分も含めまして 16でございます。また、建設後の経過年数につきましては、約20年から30年程度経過をし でございます。また、小学校プールの使用状況につきましては、平成22年度からプールの維持管理経費の削減とともに、屋内プールを利用することにより、天候に左右されず、年間計画どおり水泳指導が実施できるため、総合公園のプールと笠松運動公園のプールの利用を進めてまいりました。現在は、菅谷小学校、そして菅谷東小学校の2校と中学校の5校が学校プールを使用しております。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 築後経過年数でいいますと、木崎小と本米崎小、31年。27年以上の小学校は10校となっております。ということは、老朽化が進んでいるということが言えると思います。使用状況は、平成22年度から、震災の前から既にもう経費節減で自校のプールではなく、運動総合公園やら笠松でやっているということはわかりました。中学校は自校ですね、使っているということもわかりました。

そこで、菅谷小学校と菅谷東小、これは大半の小学校のプールは運動公園なり使っている んですが、何で自校でやっているんでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えいたします。

那珂総合公園及び笠松運動公園のプールなど、外部施設の調整や学校プールの施設の状況とも踏まえまして、順次移行をしているところでございます。菅谷小学校と菅谷東小学校につきましても、順次外部施設に移行していく計画でおります。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** わかりました。今後は順次、外部施設へ移行していくということですね。

では次に、そのプールについての管理状況、費用も含めてどういう状況なのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えを申し上げます。

那珂総合公園や笠松運動公園のプールを使用している学校につきましては、電気設備、給排水設備、ろ過装置は停止をしてございます。また、プール槽が破損しておらずに、貯水できるプールにつきましては、プールの劣化防止、そして緊急時の防火水槽としての貯水状態としてございます。

学校プールの管理費用につきましては、点検の費用、水道水の使用料、そして薬剤費等、 1 校あたり年間約35万円程度かかってございます。また、未使用の学校プールにつきまして は、管理費等はかかってございません。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 今、費用について1校あたり年間約35万円ということでお答えがありましたけれども、これは維持費、修理費はかかっていないということですので、現在、7校使っていますので、年間にしますと245万円。実際はそれ以上かかっているということが言えると思います。そして、そのプールを使っていない学校、これは費用は発生していないというふうにお答えいただきましたけれども、実際に現場で聞いてみますと、使用校同様、草取りやら見回りなど、結構工数はかかっているという状況にあるということで聞いておりま

すので、その辺もご承知おきいただきたいと思います。

学校のプールといいますと、従来、夏休み、住民サービスとして一般に開放しておりましたけれども、今でもプール使用校の学校では、夏休みにおいて一般開放しているのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

夏季休業期間中につきましては、団体につきましては利用することが可能となってございますけれども、現在、使用している方はございません。また、中学校におきましては、部活動のトレーニングのメニューの一つということで水泳を取り入れ、プールを使用している学校もございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** わかりました。一般開放はしているけれども、使われる方がいないということですよね。部活のみ使用法ということですね。

では、夏休み休業中も含めて、1年を通じて安全対策はどのように行っているのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

水泳の指導につきましては、複数の教諭による監視のもと実施をしております。また、夏季休業期間中に部活の一環で学校プールを使用するときには、部活を担当する教諭の監視体制のもとに、事故が起きないように指導しながら使用をしてございます。また、施設の管理といたしましては、学校施設の一つということで、教頭や日直、体育主任等が朝、昼、晩と巡視を行い、安全確認や対策を講じているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** しっかり安全対策は実施していただきたいと思います。 では次に、プール使用校について今後の安全対策含めて、どのように管理運営していくの か伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

学校プールにつきましては、使用時以外は施錠、これの徹底と巡回による安全確認を行うとともに、なんらかの要因で新たな危険性が生じた場合には、早急に未然防止対策を講じてまいります。また、プールの使用期間以外につきましては、電気設備、給排水設備、ろ過装置などは停止をしまして、プール槽は貯水状態にして管理をしてまいります。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** 昨今は想定外の事故あるいは事象が多発しております。せめて、想定できる危険に対しては、事前にできる限りの安全対策をしっかりと行っていただきたいと思います。

続きまして、プール未使用校について、同じように安全対策と今後の管理運営について伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えを申し上げます。

プールの未使用校のプールにつきましても、使用校と同じく安全管理を行い、必要に応じて別途安全対策を講じてまいります。また、安全面及び衛生面を考慮しまして、プール槽の 貯水につきましては、今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 使用校と同じ管理をしていくとお答えいただきましたけれども、平成 22年から既に5年間も未使用状態が続いております。これは使用校と同じ管理をしていていいんでしょうか。費用はかからないから、そのまま放置しておくということでしょうか。

また、必要に応じ、別途安全対策を講じていくとの回答ですが、ここでもう一度写真をごらんいただきますと、芳野小学校のそのプール、見てみますと、ネットフェンスのみでございます。片や三中は有刺鉄線、それから立ち入り防御の柵がしっかり張ってあります。これ、何で芳野小はネットフェンスのみなんでしょうか。やはり、有刺鉄線等を張って安全対策をすべきとは考えるんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

ただいまございますように、那珂三中につきましては一部有刺鉄線を張ってある箇所がございます。それ以外の学校につきましては、芳野小学校と同じくフェンスのみの管理となっております。ただ、プールの貯水の必要性も含め、ただいまのご提言につきましては、早急に学校とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** 早急に協議をしていただいて、結論を出していただきたいと思います。 これは、外の学校もあるわけですので、早く結論を出していただきたいと重ねて要望をいた しておきます。

管理していくということは、PTAや保護者会、あるいは地元自治会等と話し合いをして、 未使用のプール施設、取り壊して更地にするだとか、別のスポーツ施設、テニスコート、グ ラウンド等として使っていくんだとかという決断をしていただいて、計画的に進めていくこ とではないんでしょうか。

では、事例に揚げましたけれども、その芳野小学校のプールは今後どのようになっていく のか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答えを申し上げます。

芳野小学校のみならず、学校プールの未使用校のプールにつきましては、基本的には年次 計画により解体をしていく考えでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** 計画的な解体を進めていくという考えだということですが、じゃ、具体的にいつになるのか、その解体して更地に戻るのは、芳野小についての例で結構ですので、お答えいただきたいと思います。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- 〇教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

プールの解体につきましては、安全性の確保の点からも早急に実施できるようにしてまいりたいと思いますが、具体的な年度につきましては、まだ未定の状況でございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** 解体がおくれればおくれるほど、危険性が増していくばかりでございます。新たな安全対策が必要になってきますので、早く具体的な計画、日程の提示をしていただきますよう、よろしくお願いをしておきます。

公共施設ということで、今回取り上げておりますけれども、この3月に那珂市では那珂市公共施設マネジメント計画、これが策定されております。これは、公共施設の長寿命化策、ライフサイクルコストを算出して、建築物の目標使用年数、通常、40年、50年のものを、那珂市においては65年まで使うんだということで決定をされております。あるいは、適正配置による総量削減、多様な主体による施設サービスの提供を基本方針として、公共施設の複合化、集約化、転用を図って、施設保有量の削減に取り組むというふうにうたってあります。那珂市においては、公共施設の中で床面積の割合で一番多いのは学校施設、これで約50%を占めます。

ということでいいますと、やはり学校施設については、きちっとソフト面も真剣に考えていただかなくてはいけないというふうに言えると思います。特に、今回はプールのお話しですので、26年から30年、これは築年数ですけれども9校、24年から25年が5校あります。ライフサイクルコストは、もう算出されているとは思いますけれども、今後こういったその老朽化している建物、プールについてもどのように処置をしていくのか伺います。

〇議長(助川則夫君) 教育部長。

○教育部長(会沢 直君) お答えを申し上げます。

小学校の水泳指導につきましては、今後も那珂総合公園や笠松運動公園のプールを利用して、引き続き実施をしていきたいと考えてございます。使用しない学校プールにつきましては、年次計画により解体をいたしまして、学校敷地として活用を図っていきたいというふうに考えております。また、現在、学校プールを使用している学校につきましても、那珂総合公園等と調整を図りまして、順次移行していきたいというふうに考えております。

また、中学校におきましては、受け入れ施設のキャパシティーの問題もございますので、 基本的に学校プールの使用の継続を考えております。今後、大規模改修等行い、長期に使用 できるように対応していく考えでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 小学校のプール施設は、将来的には解体、整地し、学校敷地として使用するということですよね。先ほどもこれ言っておりますけれども、やはり平成22年からもう未使用状態が続いておりますので、できるだけ早い解体処置というものを行っていただきたいと思います。

中学校については大規模修理をして、長期使用で65年間使用するというふうになるわけですけれども、これは耐久性、安全性等、再度検討する必要があるんじゃないんでしょうか。 本当に65年もつんですか。今、その辺も検討のほどをよろしくお願いしたいと思います。

公共施設マネジメント計画だけで見ますと、建物などハード面だけを主体に考えているように見えてなりません。学校は避難所であり、地域コミュニティセンター的な要素など多面的な機能があります。学校施設、プールの持つ機能、役割、市民サービスの提供についてどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

中学校のプールにつきましては、緊急時の防火水槽としても引き続き使用できるように管理をしてまいります。また、学校施設につきましては、屋外運動場、屋内運動場など体育施設を市民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及及び奨励のため、学校教育に支障がない限り、市民に開放していく考えでございます。

今後につきましても、市民の体力づくりとスポーツの普及に使用していただくことを考えております。さらに、学校につきましては、災害時の避難場所となっておりますので、いざというときにすぐに受け入れできる体制を整えておく必要があるというふうに考えてございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- ○2番(寺門 厚君) 緊急時の防火水槽として、また市民の体力づくりやレクリエーション

の普及に引き続き協力をお願いしたいと思います。災害時の避難所としての受け入れ態勢整備については、これから整えていくということですが、これは災害はいつ発生するか予測がつきません。ですから防災課とも打ち合せ、指示命令系統も含め、しっかりとすぐ対応できる体制をつくるようお願いをしておきます。

最後になりますが、改めて、使用しなくなった学校プールについて、今後の利活用について でどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

使用しなくなった学校プールにつきましては、年次計画により解体をしまして、グラウンドの拡大等学校敷地として有効な利用を図っていきたいというふうに考えております。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 寺門議員。
- **〇2番(寺門 厚君)** 安全面からも、解体ということでありますので、予算確保については、 執行部におかれまして、学校施設の安全確保と跡地の有効活用ということを十分にご理解い ただいて、ご配慮いただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

また、解体までの安全管理もしっかりと行っていただきたいと思います。グラウンドとして有効活用すると答弁いただきましたけれども、有効活用の具体策をいま一度、学校関係者と検討してみて、よりよい活用法を選択していただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告9番、寺門 厚議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長(助川則夫君) 再開をいたします。

◇勝村晃夫君

〇議長(助川則夫君) 通告 10 番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 瓜連小学校プールについて。2. らぽーる入口交差点の改修について。 勝村晃夫議員、登壇願います。

勝村議員。

[10番 勝村晃夫君 登壇]

〇10番(勝村晃夫君) 議席番号10番、勝村晃夫でございます。

先ほどの寺門議員とかぶってしまいますが、同じプールの問題でございます。

ただ、特に私は瓜連小学校のプールといいますのは、先ほどの芳野小学校、第三中学校の写真をごらんになってもわかるように、他校は学校敷地の中にございます。が、瓜連小学校は学校敷地外、外にございまして、全く状況が違うと。そしてまた震災によって使われておらず、もう改修もできない状況であるということですよね。もう使用不能というようなことで、もう震災から4年経過をしております。その間、草埋もれている。裏のほうを見ますと、ヌルデというんですか、木が大分大きくなってしまっておりまして、景観上もよくないと。校庭の中にあれば、その校庭を掃除すれば一緒にきれいになっているわけですけれども、そういった景観上の問題もありますので、特に瓜連小学校ということで、この問題といいますか、お伺いをいたしたいと思いますが、震災で使えなくなったプールが瓜連小学校、そして横堀小学校、2校だと思いますけれども、平成22年から笠松、そして那珂総合公園のプールを使用しているということですが、現在このプールを使った水泳指導、これは年間で何時間、そして何日実施しているのか、またどのように行っているのかをお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- 〇教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

小学校における水泳指導の時間につきましては、年間10時間程度を目安としております。 瓜連小学校、総合公園でのプール指導につきましては、1日3時間の指導を3日程度にまと めて行っております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) 年間10時間、1日3時間ぐらいということで、これは確かに経費の面、また天候に左右されずにできるという利点がありますね。大体、学校のプール、屋根がありませんので、雨が降ると中止というようになりますが、笠松とか総合公園であれば天候に左右されずにできるという利点があるかと思います。1日に3時間くらいまとめてやるということで、短期集中といいますか、そういったことでも利点があるのかなと思いますが、ただ先ほども言いましたように、瓜連小学校のプールは景観上どうしたらいいのかなと。管理も大変だなというところがありますので、そこで瓜連小学校と横堀小学校のプールが壊れている、これが改修というか、もう取り壊しになるのかと思いますが、これは先ほども寺門議員に答弁しておりますけれども、年次計画で解体する予定だということですが、それでよろしいんでしょうか。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

瓜連プール、そして横堀小学校のプールにつきましては、プール槽が破損をしている状態

でございます。ただいまお話がありましたように、今後、瓜連小学校等のプールにつきましては、修繕を行わずに引き続き那珂総合公園等のプールを利用していく考えでございます。 プールにつきましては、年次計画で解体して整地をしていく考えでございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) 年次計画でやるというんですが、もう4年も経過をしているという ことがあります。確かに小中学校の耐震化工事、これがまだ全部は済んでおりませんね。先 日の新聞報道でもありましたが、那珂市の小中学校は耐震化工事が96.6%まで進んでいると。 大体、来年度あたりには全部終わる予定ですよね。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

小中学校の耐震につきましては、今年度、那珂一中と瓜連中学校を行いますので、耐震に つきましては今年度で完了をする計画になっております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- **〇10番(勝村晃夫君)** 今年度で大体終わりますか。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) はい。瓜連中学校につきましては2カ年事業としまして、耐震改修と大規模改修を行っておりますので、耐震につきましては今年度で完了するものというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) わかりました。これで那珂市内の小中学校の耐震化が大体終わるようなことでございますが、これから瓜連小学校、横堀小学校、このプールの解体、整地、そういったことについて、その後の解体は、じゃいつになるのか、まだ年次計画ができていないかと思うんですけれども、いつごろになるのかということまでは、まだここでお答えできないかなと思うんですが、部長、どうでしょうか。
- 〇議長(助川則夫君) 教育部長。
- ○教育部長(会沢 直君) お答え申し上げます。

先ほどのご質問の中でもご答弁申し上げましたけれども、安全性の確保の観点からも、早 急に実施できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- **〇10番(勝村晃夫君)** そうですね。安全性の確保、これが大事ですので、早急に検討をしていただいて、その後の利用についてもご検討をお願いしたいと思います。何度も言うよう

ですが、瓜連小学校のプールは学校の外、校庭外にあるということで、大変景観上よろしくないということでございます。まず、早急に、早目にやっていただけるようにお願いをいたします。きょうも後ろに来ている方がいらっしゃいますが、学校周辺の草刈りなどをやってくれている方もいますので、そういった方にもまたお願いして、プール周辺も草刈りができればなと思っておりますので、早急な解体をお願いしたいと思います。

それで、小学校プールは以上でございますが、今度は、らぽーる入口、国道118号線の4 車線化工事を現在進めております。常陸大宮市の境から県道日立笠間線の静入り口交差点ま で進める第1期工事、それが今進んでおりますが、これも震災の影響でかなりおくれている というような状況でございます。静の入り口のところの交差点、これがまだ4車線化になり ません。今2車線のままでございます。これの完成時期について、いつごろになるのか建設 部長にお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答えいたします。

国道118号線の4車線化事業につきましては、事業主の常陸大宮土木事務所に確認したところ、平成26年度繰越事業により、仮称ではございますが、下大賀高架橋の上り車線上部工の工事を、また本年度は下り車線上部工及び玉川橋の上部工の工事を行うと聞いております。また、県道日立笠間線までの完成につきましては、平成30年代の半ばの時期に供用開始できるよう進めていると聞いております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) 平成30年代かなと思ったんですが、30年代半ばぐらいまで延びると。随分先の話のような気がします。確かに現在もまだ遺跡調査をしております。この遺跡調査が随分長引いておりまして、聞くところによりますと、こちら側、水郡線寄りのところがまだもう1カ所残っているようなことがあります。大体1年くらいかかってしまうんですね、遺跡調査が。そうすると、もうそこは手がつけられないというようなことで、どんどんこの完成時期が延びていると。また、予算がつかないということで、その先の今度、水戸方面がいつになるかはっきりとしたことが言えないような状況だということも、薄々と私も聞いておりますが、そういう中で、この静入り口交差点からその先、まだ買収にも取りかかっていないような状況ですが、この先、水戸方面に向け、南側のほうに向けての事業の計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

静入り口交差点からの南側の事業につきましては、残事業の延長もかなり長いことから、 何期かに分割して進めることとなるかと思われます。現事業の完成の見込みが立ち次第、順 次進める予定であると聞いております。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) 順次進める予定ということで、明確な回答がまだ出ないというようなことかと思います。この計画がありまして、118号が4車線化になるということで期待をしている方もいるし、また今回私一番、このらぽーる入口交差点の改修ということでお伺いしているのは、いつごろになるのかなと。このらぽーる入口がもう前々から大型バス、定期バス、路線バスですね、高速バスが通ります。常陸大宮方面から来まして左折をするわけですが、その左折をする際に、ちょっと変則的な道路になっている関係で、これがちょっと前のほうに車がとまっていると、もうバスが入れなくなる。私もちょっと運転が下手なのかどうかわかりませんけれども、なるべく私は古徳の方面から直線で入るようにするんですが、たまに国道から左折すると、私の車でも私の運転が下手なんでしょうね、1回で回れないというようなこともあります。

そこで、この交差点の改修ができるのかどうか、その可能性をお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- ○建設部長(冨田慶治君) お答え申し上げます。

ご質問の交差点は、将来的には国道118号線の4車線化に伴い交差点改良をされることになります。議員ご指摘のように、現状は、らぽーる側の市道が狭くなっておりますので、当面の対応策といたしまして、市道側の停止線の変更を所管である那珂警察署と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) 市道側の停止線の位置の変更、後ろへちょっとずらせばいいわけですね、1メートルとか2メートル。1メートル、バックさせればいいのかなという気がしますが、1日そんなにしょっちゅう高速バスが走っているわけではありませんが、高速バスがあそこを回るたびに、ちょっと曲がり切れないなというときになると、常陸大宮方面からの車が渋滞するというようなことがございますので、どうか那珂警察署と協議をしていただいて、あそこの停止線の位置を、まずはバックをしてもらいたいなと思います。118号の4車線化になりますとすっきりとするんでしょうが、これがいつできるのかというのがまだ明確でないというようなことですので、安全の確保のためにも那珂警察署と協議をして、安全に左折ができて、渋滞の解消に少しでもなればよろしいかなと思います。

ただ一番いいのは、信号を移設してしまえば一番簡単なんですが、これが信号機の移設というのはなかなか大変ですね。一時停止の看板をつけてくださいよというのを私もしたら、1年ぐらいかからないとつけられないような、公安委員会からの許可がないとだめだとか、そういったことも言われておりますが、この信号機を例えば移設する際の手続などはどのようなことになるんでしょうか。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) ただいまのご質問に対して、ご答弁申し上げたいと思います。 議員ご推察のとおり、信号機の移設につきましては、非常に煩雑な手続が必要になります。 まず、信号機及び横断歩道等の移設や設置の要望をする場合には、各自治会から市と那珂警察署へ要望を提出していただきます。市では、市長名で那珂警察署に要望書を提出いたします。その後、那珂警察署は要望書を確認し、茨城県警本部へ上申し、県警本部では公安委員会で審議がなされ、採択されれば、事業として実施されるという手続になります。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) なかなか大変なんですよね。私もこれはよく存じておりますので。 ただ私が言いますのは、安全対策ということでございますので、一番早くできるのは、先ほ ど言いましたように、市道側の停止線の位置の後退かなと思いますので、それはひとつよろ しくお願いいたします。

また、この118号の4車線化に合せて関連でございますが、都市計画道路の西室家中道線というものがございまして、118号線までの取りつけがまだ残っております。西室家中道線などというと、どこの場所だという方も。平野からおりて来まして、今カスミがあります、そしてコメリがございまして、これを左に曲がりますと瓜連駅南口まで行く道路ですが、瓜連駅南口に入るには右折をして入っていくわけです。そこがカスミのほうから行きますと、真っすぐ行けるように10メートルくらい道路ができております。その先がまだ道路がついていないと。これが都市計画をされまして現在のらぽーるのほうへ抜けるんだというような予定で都市計画がされたものでございますが、この道路については、やはり118号の4車線化に合せて整備をするような話を聞いておりますが、その整備については当初のとおりでよろしいんでしょうか、建設部長にお伺いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- 〇建設部長(冨田慶治君) お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、都市計画道路西室家中道線の残事業の整備時期につきましては、国 道118号の4車線化時期に合せて進めたいと考えております。また、本路線の取りつけ位置 につきましても、らぽーるの入口交差点と間隔が短いため、交通処理等を検討し、変更しな ければならないというふうに考えてございます。

- 〇議長(助川則夫君) 勝村議員。
- ○10番(勝村晃夫君) この4車線化事業に合せるというふうになりますと、これもまた時期が未定ということかと思いますが、できるだけ早い時期の整備を、国交省、大宮土木事務所にお願いをして、どうも国道349のほうは4車線化が着々と進んでおりますが、118号はなかなか進まない現状でありますので、要望を国交省、また県のほうにもしていただきたい

と思います。

また、この都市計画道路の西室家中道線の整備も、らぽーる入口交差点との間隔が短いと。 交通処理等を検討して変更しなければならないというようなことであります。この変更等に ついても早い時期の計画変更といいますか、そういったこともお願いをしたいと思いますが、 いずれにしましても、この118号の4車線化ができなければ前に進まないというような状況 だと思います。今回、らぽーる入口の交差点、そして都市計画道路につきましても118号が 4車線化にならないと、一緒に進んでいかないということがございます。どうか県、そして 国土交通省にももっともっと早く進めてもらうような方策を、まだ残っているのは那珂市だけなんですよね、118号で残っているのは那珂市だけですから、水戸に入るともうできていますので、那珂市だけの部分でございます。なるべくこれを早目にやっていただけるような 方策を考えていただきたいと思います。そのような要望をいたしまして、私にとっては確認 の意味もございましたが、要望、県に対する、そして国に対する要望として受けとめていた だきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告10番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

◇ 石 川 利 秋 君

○議長(助川則夫君) 続きまして通告 11 番、石川利秋議員。

質問事項 1. 寄居工業地域「用途地域」の見直しについて。

石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

[19番 石川利秋君 登壇]

〇19番(石川利秋君) 議席番号19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、寄居工業地域について一般質問を行います。

寄居工業地域については、昭和48年1月に指定を受けました。その後、住居と工業が混在する土地区画整理事業を行う組織を立ち上げたが、森林法の適用や調整池及び分譲価格等の問題で区画整理事業が頓挫しました。そこで、平成5年ごろから幾度となく用途地域の見直しについて提言してきましたが、市は、企業立地の可能性がないにもかかわらず、見直しを先送りしてきました。その結果、未利用地の地権者は土地利用が図られないにもかかわらず、固定資産税等を徴収されております。

それでは、資料1の工業地域をごらんください。

寄居工業地域においては、ホテルや旅館、また幼稚園や小中学校、さらに病院等について は建築物の用途制限がございます。 ここで伺います。平成9年、第1回定例会において寄居工業地域における土地利用状況について、住宅地、工業地、商業地、その他の未利用地、公共用地の順に、何%ぐらいの土地利用なのか伺ったところ、助役は、住宅地が7.1%、工業地が3.8%、商業地が38.9%、未利用地が43.3%、公共用地が6.9%と答弁しておりました。それでは、答弁から17年が経過しておりますが、現在の土地利用状況についてお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

最新の調査データでは、平成23年度に実施しました都市計画基礎調査になりますが、地区全体で50へクタールのうち、住居系5.4へクタール、10.8%、工業系2.8へクタール、5.6%、商業系19へクタール、38%、公共用地6.2へクタール、12.4%、都市的未利用地16.6へクタール、33.2%でございます。調査時期から3年が経過しておりますが、現在の土地利用状況についてもさほど変化等はないと思われます。なお、未利用地は16.6へクタールのうち、都市的未利用地約11へクタールにつきましては、地区の西部に分布しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 石川議員。
- ○19番(石川利秋君) ただいまの答弁によりますと、工業地については50へクタールのうち、17年間で3.8%から5.6%と1.8%だけの増となります。また、未利用地16.6へクタールのうち、約11へクタールについては大規模土地利用等を行う区域として位置づけているとのことですが、どのような土地利用を計画しているのかお伺いをいたします。
- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

地区西部の約11へクタールの都市的未利用地につきましては、平成27年3月改定しました 那珂市都市計画マスタープランにおきまして、菅谷地区等ではまとまった未利用地がないこ とにより、立地が困難な大規模土地利用等を行う区域として位置づけております。今後、必 要に応じまして、地区計画制度の活用や事業計画が具体化して、事業完了後に利害関係者等 を交えまして、用途地域の変更の方針を定めてまいりたいと思います。

- 〇議長(助川則夫君) 石川議員。
- ○19番(石川利秋君) 昭和47年5月6日に、寄居地区の土地所有者の会合において、危険物を取り扱う工場を可能とする工業地域の指定に不安を抱き、強くこれに反対するため、圧倒的多数をもって準工業地域として指定を受けたい旨、態度決定を行った次第です。寄居地区の市街化にあたり、学校、病院等の教育施設や福祉施設の設置が不可能になる工業地域の指定は、土地所有者にとっても、地域住民にとっても、将来とも著しく支障を来すと考えられます。

よって、寄居地区土地所有者としては、現段階におきまして準工業地域としての指定を強く要望しました。町当局としても、土地所有者の希望に沿った準工業地域として、県当局に強く折衝されるよう要望しました。上記要望書を昭和47年5月13日、寄居地区50へクタールの土地所有者が連名で町に要望書を提出した件について、平成13年第3回定例会において報告したところ、用途地域の見直しについては基盤整備の状況や建築の動向を見きわめながら、不良市街地にならないよう必要に応じて検討してまいりたいと答弁されました。しかし、用途地域の見直しについては、現在も行っておりません。

寄居工業地域の土地所有者及び地域住民のために、なぜこのような答弁をしたにもかかわらず、用途地域の見直しをしないのかお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- **〇建設部長(冨田慶治君)** お答え申し上げます。

寄居工業地域の用途地域の変更につきましては、既存の工場、住宅団地及び商業施設等がまとまって地区内に分布しており、地区内の環境はある程度保たれております。具体的な用途地域の見直しにつきましては、都市的未利用地の動向やそれぞれの環境の維持をするために、必要に応じて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 石川議員。
- ○19番(石川利秋君) ただいまの答弁では、具体的な用途地域の見直しについては、未利用地の動向や環境の維持をするために必要に応じて行っていくとのことであります。

ここで、平成7年7月に都市計画地方審議会は建設大臣から都市計画について諮問を受け、 市街地整備のあり方について答申をしております。答申の内容ですが、用途地域見直しについて、都市計画にあたっては市町村が主体となり執行体制等の充実に努め、市町村の役割を一層拡大すると。また、都市計画制度は国民の財産権に対する制限という厳しい負担を課すので、都市計画決定は、地域の事情を踏まえた地方において、住工混在地区にあっては工業地の占める割合が20%以下の場合は見直しが可能だということであります。また、平成10年11月に都市計画法が一部改正され、用途地域を定めるのは知事決定から市町村決定となり、基本的方向、役割分担等について市の役割が拡大されたので、平成24年第1回定例会において寄居工業地域の用途見直しについて質問したところ、建設部長は、寄居工業地域については未利用地が残っていることから、大規模集客施設の立地を行う地区として位置づけており、今後は良好な市街地の開発を促進するために、寄居工業地域全体の都市計画見直しを考えていると答弁されました。

ここで、資料2をごらんください。

この資料は、「広報なか」5号、この中で都市計画マスタープランにおける都市づくりの 理念を設定しております。まず、市街地の機能と配置の考え方において、複合系の寄居地区 について既存の機能集約を生かし、複合系の土地利用を図りますと。また、産業型の土地利 用からの転換を目指し、沿道型土地利用と住民系土地利用が共存する市街地形成を誘導しますと示されております。私は、寄居工業地域の土地所有者及び地域住民のために、病院の建築が可能な準工業地域に用途地域の見直しを行うべきではないかと思います。

ここで、用途地域の見直しについてお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 建設部長。
- ○建設部長(冨田慶治君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成24年の第1回にご質問をいただきまして、それ以降、中で協議 してマスタープランを計画してございますので、今のところ、先ほど申したように見直しに ついては状況を見ながら判断していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 石川議員。
- ○19番(石川利秋君) 私は、長年にわたり寄居工業地域の用途の見直しを提言してきましたが、用途地域の見直しを行ってこなかった。このような中、5月25日の新聞報道によりますと、北茨城市が同市中郷町に整備を進めている北茨城市民病院附属家庭医療センターが6月1日開院しました。同センターは、筑波大医学生の教育や総合医療専門医の養成も担う施設で、将来的な医療かほうに向けたモデルケースとして、同市は全国にアピールしていく方針だと。豊田市長は、市民が住みなれた場所で安心して暮らせるように、地域に根差した診療所としていきたいと話しております。また、同市中郷町の住民は、自宅の近くに診療所ができることは住民にとっても大変心強い、北茨城から高速道路で筑波大病院に通っている人もいるが、筑波大との連携によって、目の前の診療所で筑波大の先生に診てもらえるのはとてもめがたいと期待感を語っております。

本市においては、寄居工業地域について前段でも述べましたが、昭和47年5月13日に病院等の設置が可能な準工業地域としての指定をまちに強く要望しております。私は、寄居工業地域の土地所有者及び地域住民の要望に沿った準工業地域に見直し、市民が安心して暮らせるよう、市は待ったなしの課題に総力で取り組み、具体的な成果を上げることを要望して一般質問を終わります。

○議長(助川則夫君) 以上で、通告11番、石川利秋議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を14時55分といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○議長(助川則夫君) 再開をいたします。

◇ 笹 島 猛 君

O議長(助川則夫君) 通告12番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 自治会制度について。2. 四中学区コミュニティセンターの設置について。3. マイナンバー制度について。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

[12番 笹島 猛君 登壇]

○12番(笹島 猛君) 議席番号12番、笹島 猛です。

通告に従い、一般質問いたします。

久々の一般質問でちょっと緊張しております。今回、大勢の方が身近な問題ということで 来ていらっしゃいますので、執行部においては明快な答弁をお願いいたします。

まず、自治会制度について伺ってまいります。

自治会などの住民自治は、住みよい地域社会をつくることや、住民同士の親睦、交流を深めることなどを目的として組織されております。そういうものを規約において、これらの目的が明記されていると思われます。活動内容は、例えば全員の連絡調整や年中行事やレクリエーションの実施などから、自主防災、安全パトロール、粗大ゴミ収集、草刈りから生活道路の改善、防犯灯の維持管理など多岐にわたっておりますが、これらは住民生活に密着したものばかりです。活動の状況は住民自治の組織によってさまざまですが、これらの活動は住みよい地域をつくるため、大きな役割を果たしていると思っております。

自治会等の組織は、私は行政にとっては必要不可欠な組織だというふうに認識しておりますが、行政が期待する自治会の役割とは何でしょうか。また、行政と自治会等の組織とはどのような関係にあるのか、その見解を伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

市が自治会に期待する役割といたしましては、主に5つあると考えてございます。

1つ目が、日常的な交流や支え合いに結びつく活動、2つ目が、地域のさまざまな情報の回覧や市の広報紙の配布、3番目が、高齢者の生きがいづくりや見守り活動、4番目が、防災、防犯や環境美化など地域の日常的な問題解決、それから5番目といたしまして、自治会内の行政要望等の取りまとめ及び行政との連絡調整でございます。また、自治会やまちづくり委員会といった市民自治組織と市は、お互いにまちづくりを進めるパートナーでございまして、対等の関係であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

○12番(笹島 猛君) 平成23年7月から、区制度から自治会制度に移行しました。現在の自治会は69と、それを取りまとめるまちづくり委員会は8あります。さらに、これらを集約する1つのまちづくり協議会の3段階の構成になっております。自治会については、市民も常日ごろかかわりが深く、よく知っていると思われますが、それぞれの役割分担については不明確であるとの意見もあります。

これらの関係をできる限り明確にし、より機能的な組織運営を図ってほしいとの意見もありますがいかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、那珂市の市民自治活動組織は3層で構成してございます。単位自治組織である自治会は、旧行政区を基本として組織され、市民の最も身近なコミュニティである班(組合)という単位を通じて日常的な交流や支え合い、地域の問題解決に結びつく活動などを行ってございます。一方、中間組織であります地区まちづくり委員会は、旧町村単位を対象として組織されてございまして、区域内の自治会、市民活動団体、事業者などとの交流や情報交換のほか、区域内の個々の自治会だけでは解決が難しい問題に取り組んでございます。さらに、上部組織でございますまちづくり協議会は、市全体を対象といたしまして組織されてございます。市内全域的に取り組む協働事業の企画立案や、市への施策提言を主な役割としてございます。市といたしましても、これらの組織がこれまで以上にお互いに連携、協力してまちづくりに取り組めるよう、まちづくりに関する情報の収集及び提供を行うとともに、行政との連絡調整の場を確保してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 当然ですが、意思決定機関はシンプルなほどよいということが言えると思いますが、4段目の頂点には役所行政が来るのだと理解してよろしいでしょうか伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

市を頂点として組織した形態という理解ではございません。先ほど答弁いたしましたとおり、自治会やまちづくり委員会といった市民自治組織と市は対等の関係であり、互いに住みよいまちづくりを進めるパートナーというふうに捉えてございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 自治会制度に移行した直後、業務の一環として、那珂市職員地域まちづくりサポート制度と称して、職員を地域に派遣しておりましたが、その後はどうなりましたか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

那珂市職員地域まちづくりサポート制度は、自治組織制度へ移行するための準備組織の設置と、その運営を支援するため、平成22年4月に導入され、45名の市職員が市内各地域に配置されたところでございます。平成23年4月の自治組織導入後、1年間は制度開始時と同じサポート体制が続きましたが、自治組織制度への移行が一段落したことから、平成24年4月にサポート体制の見直しを行い、現在は市民協働課の職員が全ての地区の対応をしているという状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** それは、職員の個人的な活動と職務としての活動の境界を引くこと が難しいということで、そういう対応になったのか伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) サポート職員の主な職務である自治組織に移行するための準備組織の設置と、その運営支援が自治組織導入により一段落したということから、現行のサポート体制に見直しをいたしました。職員の個人的な活動と職務としての活動に境界を引くことが難しいということでサポート体制を見直したというわけではございません。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

以上でございます。

- ○12番(笹島 猛君) 日常的に地域と行政のパイプ役を担うことで、地域と行政が情報の 共有化を図り、ともに考える仕組みをつくろうということで、住民自治の確立と住民の声の 市政への反映につながるよう、そういったことを目的として、これからは構築していったら よろしいではないでしょうか、伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 現行の那珂市職員地域まちづくりサポート制度におきまして も、市関係部署、関係機関との連絡調整や地域における課題、意見等の情報収集、把握、市 民自治組織の活動に必要な情報の提供などをサポート職員の職務としてございますので、現 在のところ制度を再構築する予定はございません。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 自治会制度の課題、これは間違いなく人手不足というか後継者不足です。この協働のまちづくりに関しては、少し組織が多過ぎる気がします。組織をつくることによって役員といいますか、そういう人たちも充てるということで、そういう人がどんどん必要になってきてしまって、そこを回すことは同じ人がいくつかかけ持ちをするということで、かなり疲弊していって、負担が増しているような気がしますが、担当課ではこの組織

の見直しというものを考えているのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

区制度から自治組織制度へ移行となりまして、多くの自治会では、防犯・環境部会や生涯 学習部会、体育部会などの部会を設置してございます。議員がおっしゃるとおり、部会数が 多ければ多いほど、部会員や部会長といった人材も多く必要となり、人材の確保が非常に困 難になるという問題が生じてございます。

一方で、部会を設置することにより、自治会長をはじめとする特定の役員への負担を軽減することができるというメリットもございます。加えて、より多くの市民が自治会の運営に携わることで、地域の課題に対する問題意識が高まり、効果的な課題解決が図れるということが期待できます。いずれにしましても、部会をいくつ設置し、どのような組織とするかは、それぞれの自治会が会則等で定め、決めているところでございますので、これまで自治会が行ってきた活動内容等を勘案いたしまして、その地域にふさわしい組織体制にしていただければというふうに念じているところでございます。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

○12番(笹島 猛君) 自治会長さんになると、さまざまな充て職があり、今度は事業とかイベントをやりますと、一つの事業でも最低四、五回は打ち合せをします。これではプライベートな時間が結構ないです。これを長年続けていくのは至難のわざです。これだけ忙しいと、本来の自治会の仕事ができないのではないかという気がします。

そこで、3点ほど伺います。

まず、自治会長の本来の仕事とは何かということで、自治会長の職務について伺います。

2点目は、近年、高齢化により班長ができない、班の方々に迷惑をかけたくないなどの理由により班をやめたいという事例も多く出ています。これらの対応策について伺います。

3点目としては、自治会を支える人材が大きな問題になっています。その背景は何かといいますと、昔55歳で定年になって長い人生生活だったものですから、55歳で定年になって80歳ぐらいまで自治会活動とか地域活動がやれました。今の状況ですが、60歳で退職金も大してもらえない、あげくの果てに雇用形態はパートだとか、あるいは契約社員だとか、それで年金はと考えると、65歳からです。そういったことで、やはり自治会活動をやりたいんだけれどもやれない、また65歳になっても年金がもらえるようになったから、よし地域自治会をやろうと思っても、なかなか地域に入っていくことが難しい。また戦前の空気を吸って生まれた方と戦後の空気で生まれた方と、地域活動に対しても、やはり価値観が随分違うと思います。また、女性の社会参加など、地域活動のあり方も変ってきております。また、自治会というのはリーダーの養成もしなければなりません。自治会長を含め、役員の方の業務量にも大きく関係して、そのため後継者がなかなか決まらないという自治会もふえてきており

ます。このように、地域の自治会における人材も後継者育成は重要なことです。そこで、若い人からある程度年配の方までの人材育成、これに今後どう取り組んでいったらいいのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 3つ一遍ということでたくさんの質問でございますので、順を追って答えていきたいと思います。

自治会長の本来の仕事は何かということでございますが、自治会長は、地域の代表として、 地域の行政に対する要望を取りまとめるとともに、他の役員などと協力し、地域における課 題の解決に取り組んでいます。また、自治会だけでは解決できない課題について行政と協議 を行うなど、行政との重要なパイプ役を担っていただいてございます。

次に2つ目、高齢化により班長ができないなどの理由により班をやめたいという事例も多く出ていますと。これらの対応についてはどうなのかというような質問だったと思います。 議員ご指摘のようなケースでは、班の中で話し合い、次の順番の方に班長をお願いしている 自治会もあると聞いてございます。いずれにいたしましても、班の実情等もさまざまでございます。 います。班の中でよく話し合い、最良の方法を考えていただきたいと考えてございます。

3つ目になります。若い人からある程度年配の方までの人材の育成、これに今後どう取り 組んでいったらよいのかという点について答弁させていただきたいと思います。

市では、地域の活性化や課題解決に向けて、市民、市、市民自治組織、市民活動団体等と連携、協力して取り組むことができる人材の育成を目的に、まちづくりリーダー養成講座を平成23年度から開催しているところでございます。これまでに、大学教授による基調講演やグループワーク、先進的な取り組みを行っている市内外の団体による事例発表などを行ってきたところでございますが、このリーダー講座をぜひご活用いただき、地域における後継者の育成にお役立て頂ければというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 部長、そうすると今、最後に言っていたまちづくりのリーダー養成 講座、これを受講すればということは、これはどうですか、糸口をつかめるのかな、それを 受講すれば。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** さまざまな課題の解決に向けて、リーダー養成講座というものを設置してございますので、議員ご指摘のように、受けたからすぐに効果が出るというものではございませんが、制度として一つのものがありますので、ご活用いただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

○12番(笹島 猛君) 自治会費は、収入の中心をなすものであり、事業を進めるための必要不可欠な存在です。しかし、近年、高齢者世帯のように個人の生活格差が大きい場合、会費の負担が重荷になり、実際に地域で守っていくべき対象者が自治会から脱退していく例も見られます。

そこで、行政から各自治会、またはまちづくり委員会に交付している交付金や補助金はどのくらいなのか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

平成26年度の決算額でございますが、まちづくり交付金が1億669万2,000円でございます。そのほかに自治活動施設建設費補助金が250万3,000円、自主防災組織育成補助金が415万円でございます。さらに、防犯灯設置補助金が251万4,000円、地区敬老会補助金が853万2,000円でございます。合計いたしまして1億2,439万1,000円でございますが、地域まちづくり交付金1億669万2,000円の内訳でございますが、約3,050万円がまちづくりに対する交付金ということで、残る7,600万円が自治会に対する交付金ということになってございます。以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) そうすると、まちづくり委員会は多分、均等割だと思うんですね。 1地区で130万円、これは8地区あるから掛ける8地区と。また人口割とか、あと事務局と か何かの報酬とかということで成り立っていると思う。これが先ほど言った3,000万円、そ うするとあと7,000万円が自治会。そうすると、自治会は会員数で成り立っていると思うん ですけれども、これは会員数が減っていくと死活問題になってしまうんじゃないですか、そ れをちょっと。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 会員数というよりは、人口割ということで計算してございますので、そう極端に減るということはないと思います。 以上でございます。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 自治会は自治会の会員の方を主に対象にやっていると。そうすると、 まちづくり委員会はこれは自治会に加入していない世帯の面倒を見てくれているのかな、そ れを伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) まちづくり委員会でございますが、本来、自治会に加入していない方も当然、面倒を見なくてはならないというものでございます。ただし、自治会に加入しているとか、加入していない方というのは、自治会の中でかなり温度差があるのかなということもございまして、各自治会の運営の意向を聞きながら、斟酌しながら、まちづくり

委員会のほうも運営をしているという状況でございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 次に、防犯灯の件について伺ってまいります。 市内の防犯灯の現状はどうなっているかと、それから、維持経費はどのくらいなのかを伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

市内の防犯灯の数は、平成27年4月1日現在で3,173灯です。また、維持管理経費につきましては昨年度実施した調査結果によりますと、69自治会のうち、回答があった50自治会の合計で約800万円となってございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 先月の23日、ふれあいセンターよしので議会報告会があったんですね。そのとき、一の関の自治会長さんからの質問で、一の関は防犯灯が138基あって、東電の電気代が8.4%くらい値上がりしたと。それと消費税アップで電気代が約48万円くらいかかるようになって、役所からの補助金が1基あたり1,500円ですね、それでトータルも20万7,000円くらい収入をいただいていると。市からですね。そこで自治会の負担が大きくなって、何とか補助金を見直してくれないかということの質問もありまして、またそのときに、その地区だけの問題ではなく、外の人からも同じ意見もありました。この件に関して何とかならないんですか。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) ただいまの質問でございますが、仮に防犯灯維持管理分に係る交付金の算出基準を増額したとしても、再び電気料金が上がるというようなことになれば、同様の問題が生じることから、市といたしましては防犯灯のLED化のほうに力を入れて、少しでも電気料金に負担にならないように、さらに環境保全の面でも注意をしていきたいというふうに考えてございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 何ともならないから、早くLED化にしろということの答弁に聞こえたんですけれども、本市では、LED交換補助金を既存での設置では1万円、新規の場合は2万5,000円出していて、できる限り切りかえている状況だと思われますが、LED化する場合、東電では約3万円、NTTで4万1,000円ぐらいかかります。そこで、取り扱いは、既設も新規扱いとのことなので、2万5,000円の補助を出すべきだと思うんですが、いかがでしょうか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 現在、防犯灯の補助金につきましては、那珂市防犯灯設置費補助金交付要項に基づき交付をしてございます。既存の蛍光灯のLED灯に更新することにより長寿命化が図れるとともに、消費電力が先ほど申しましたように抑えられることで、月々の電気代の軽減が図れるものでございます。これは、相対的には補助金の増額に相当するものと考えてございます。市といたしましては、既存の蛍光灯をLED灯に変更するものは更新扱いに、また既存の防犯灯がなく新たに設置するものにつきましては新規扱いとする考え方に変りはございません。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 次に3点、まとめて伺ってまいります。

本市では、自治会の協力を得て既存の防犯灯の実態調査や、LED化が必要な防犯灯の数量や設置場所を確認しているのか。

第2点、LED化は電気代が安い値段でできます。しかし、多額の費用が必要となってきます。防犯灯の全てをLED化灯に交換する場合、総額どのくらいかかるのか。

3点目、LED化のメリットとデメリット、今後の整備計画について伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 3点続けてのご質問でございますので、頭の中を整理しなが ら回答していきたいと考えてございます。

既存の防犯灯の実態調査やLED化が必要な防犯灯の数量や設置場所を確認しているのかどうかということでございますが、現在、自治会が管理をしている防犯灯の設置灯数は全部で3,173灯でございます。そのうち、平成23年度からのLED化推進で507灯が完了してございます。したがいまして、今後LED化が必要な灯数は2,600灯になります。設置場所につきましては、LEDへの更新が済んでいるものは台帳で整理をして把握しておりますが、未更新の防犯灯につきましては把握ができていない地区がございますので、その把握に努めてまいりたいと考えてございます。

2つ目の防犯灯の全てをLEDに交換する場合、総額はいくらぐらいかかるのかという点でございますが、現在、LED灯に更新されていない既存の蛍光灯が約2,600灯ございます。 1灯1万円の補助金として計算いたしますと、市の補助金といたしましての総額は2,600万円になります。

もう一つ、LED化のメリットとデメリット、今後の整備計画についてお伺いしますという点でございますが、LED化のメリットにつきましては、LED化することで消費電力を10ワット以下までに下げることができます。これにより電気代を節約することができるということは明らかでございます。また、LED灯は蛍光灯に比べ寿命が長く、約10年程度と言われてございます。これは、ランニングコストの節減につながるものでございます。デメリ

ットにつきましては、LED球の交換が難しく、器具ごと交換しなければならないものが多いということでございます。

今後の整備計画につきましては、年度ごとの予算が決まっておりますので、その予算の範囲内で更新を行ってまいりたいと考えてございます。今年度の予算で申しますと、LED化の計画灯数は160灯ということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 部長、今、年間160灯の予算ということなんですけれども、160灯だと、16年もかかってしまうんじゃないの。それともう一つ、よく私言われるんですけれども、需給のバランスが悪いものだから、大体予算も秋ごろになってくると、もうなくなって打ち切られてしまうという。バランスは悪いは、16年もかかるわと、それはどういうふうに考えるんですか。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 技術革新というのがございまして、液晶テレビなんかも出始めはかなり高かったんですが、だんだん安くなるということもこざいまして、10年後の趨勢につきましては、私もちょっと予想がつかない部分もございますので、普及してくればLE D電球も安くなるし、設備関係も安くなるというふうに考えてございますので、単純な計算では判断できないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** もっと安くなるから早まるということで理解いたします。

次ですけれども、これも5月24日、議会報告のときに昨年は自主防災機材補助金が35万円出て、発電機や倉庫を設置しましたがということで、今年は市から補助金が出ないから防災マップなどソフトの面がそろえられないという意見がありました。こういうことは何とかならないことなんですか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

自主防災組織を結成する際の補助金といたしましては、資機材の購入に対し30万円、結成 時の準備や防災マップの作成費用に対し5万円、合計35万円の補助金を交付してございます。 この補助金は、現在、結成時のみ交付してございますが、その後の活動補助につきましては、 現時点で難しいのではないかというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** ヘルメットとか作業服とか防災用具が欲しいと言っていましたよ。 それは何とかならないんですか。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。

- ○市民生活部長(車田 豊君) かなり実施計画や予算編成の中でやっているところでございますが、限られた財源の中でやってございますので、全てが満足いくということになりませんので申しわけございませんが、先ほど答弁したとおり、現時点では難しいというふうに考えてございます。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 後で自治会長さんあたりから、何かのそういう意見も聴取したほうがいいと思いますよ。そういう話もあるんですけれど。

次にまいります。組合長に文書配送事務委託分として、市から交付金が文書配送1件あたり1,200円交付金を出しています。しかし、自治会によっては1件あたり1,000円とか800円とかの額で出しているところもあると聞きますが、この文書配送事務委託金に金額の差が出て、何か問題にならないでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 予算では、市では1件あたり1,200円を算出基礎として各自 治会に交付してございます。ご承知のとおりでございます。実際に自治会で班長さんにいく ら支払うかというのは、自治会の総意で決まっているものでございますので、そういったこ とについては特に問題はないのかなというふうに考えてございます。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 別にそういうことの差が出ても指導はしなくてもいいんですか、部長。お任せで。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** いくら支払うかというのは先ほど申しましたように、自治会 の総意として決めているので、協働のまちづくりということを標榜している市として、どう しろというふうな具体的なことは言えないというふうに考えてございます。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- O12番(笹島 猛君) 自治会の支出の部の内訳を見ますと、まちづくり委員会費、日赤、 社会福祉協議会、共同募金、歳末助け合い募金、防犯協会費、消防団会費、伝統文化保存会 費など負担金として徴収されております。これは、自治会とは行政の末端組織で、その組織 を通じて徴収する機関なのか、伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) ご指摘の会費や負担金は、区制度の時代に各機関から区長さんにお願いしていたものが、自治会制度に移行した際も継続しているものと考えてございます。あくまでも協力をお願いしているもので、自治会が徴収機関という認識ではございません。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

〇12番(笹島 猛君) 次に、自治会の現状として、自治会の加入率について伺ってまいります。

平成23年度から5年間の自治会の班加入率のデータを見ますと、瓜連地区以外は加入率が低下しております。また、加入率が高い戸多地区と加入率が低い菅谷地区との差が35%弱あります。この要因は何なのか、また、転入者に対する自治会加入をどのように周知徹底しているのか、3点目、自治会加入については市民課の窓口、転入時の説明は当然ですが、その他関係課の協力を得ながら進めているのか、3点まとめて伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) では、3点まとめて答弁いたしたいと思います。

まず、加入率が高い戸多地区と低い菅谷地区の差が35%もございますと。この要因は何かということでございますが、戸多地区につきましては、いい意味で地縁・血縁が色濃く残っている地域だと思います。隣近所のつき合いもある地区と認識してございます。ほとんどの世帯が自治会に加入していると思われます。一方、菅谷地区につきましては、土地を求め住宅を新たに取得し、住んでいる若い世帯の方が多いと認識してございます。また、アパートも多く、単身、独身の方も多く住んでございます。それらの方々は地縁・血縁関係が余りなく、また子育て、仕事に追われている日々を過ごしていることが想定できます。これらの要因が、戸多地区と菅谷地区の自治会加入率の差になってくると思われます。

2つ目の転入者に対する自治会加入をどのように周知徹底していくのかということでございますが、自治会の組織運営につきましては、地区を構成している世帯の加入が基本となりますが、全地区的に加入率が少しずつ低下しており、市といたしましても重要な課題として認識しているところでございます。

このため、市では、加入促進の一つとして、市民自治組織が地域にとって必要な組織であることを市民に知ってもらうとともに、その活動に参加するきっかけを提供できるよう、市ホームページ内に市民自治組織情報掲示板を開設したところでございます。この掲示板には、市民自治組織が日ごろから行っている活動の紹介、市民自治組織が発行する広報紙を掲載しているところでございますが、今後はこの掲示板の充実を図るとともに、自治会と連携を図りながら加入率の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

また、転入する方が市民課窓口に転入の手続に来られた際には、班加入届け出書、加入促進のチラシをお渡しして、ぜひ班に加入されるように案内してございます。さらには、市民課待合ロビーの動画モニターで自治会加入を勧める動画を放映したりしているところでございます。加えて、毎年3月には、資源物収集日程表、各種検診一覧表などとともに、自治会加入チラシというものを未加入世帯宛てに郵送してございます。自治会加入促進に努めているという以上の計画でございます。なお、開発行為等で宅地造成をした箇所を1軒ずつ回って自治会に加入していただく説明をしている自治会長さんもいるというふうに聞いてございます。

3点目の市民課で転入時の説明は当然だが、その他関係課の協力を得ながら進めたらどうですかという質問でございますが、毎年3月には資源物収集日程表、先ほど申しましたものですね、各種検診一覧表などとともに自治会加入チラシを未加入世帯に郵送してございます。その関係課とも協力しながら、自治会加入促進をこれらの関係課と協力ながら、その自治会加入の促進に努めているという状況でございます。

以上、長くなりましたが、答弁させていただきました。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 防犯灯が多い自治会は、現在原発が稼働していないですから、これからも電気代の値上がりが続き、負担は増していきます。防犯灯は自治会費で負担して、自治会に加入していない方も恩恵を受けているわけですから、自治会の加入を勧めるとき、一言言ってください。そうしないと不公平感が生じると思いますが、いかがでしょうか伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 自治会加入チラシというものを配布してございますが、それに記載してまいりたいと考えてございます。 以上です。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** きわめつけは自治会加入者には、自宅の玄関に金色のシールを張って地域活動に従事しますと堂々とアピールしたほうがよいと思うんですが、どうでしょうか、この提案は。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 個人情報保護が重要とされている時代に、そのようなことは 考えてございません。 以上でございます。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) ややもすると、自治会本来は地域活動しなければならない団体なのに、行政は、いつの間にかまちづくりをやるための組織になっているように見える側面もあります。一方で、自治会の皆さんも、本来は地域活動の団体なのが、いつの間にか行政の一翼を担わなければならない団体かのような、そういうイメージを持っている方もいると思いますので、どこまで地域活動で、どこまでが行政の中身、そしてどこが一緒にやっていくまちづくりの部分なのかということを整理していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** ご指摘の点でございますが、平成21年12月に制定されました 那珂市協働のまちづくり指針によれば、市民が自主的、自立的に活動する領域として事業活

動、営利活動ですね、それから宗教、政治、趣味などの活動が上げられます。一方、2番目としまして、市が執行者として責任を持って行う領域は、税の賦課・徴収、生活保護、消防業務などでございます。それら以外は、市と市民がお互いの特性を生かし、協力しながら取り組む領域、いわゆる協働の領域となります。例えば多くの市民が参加し、市民が主体となって取り組める事業や活動、市民の参加によるきめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業や活動、地域の実情に配慮して推進することが可能な事業や活動、市民の持つ専門的な知識が活用できる事業や活動などが、地域と行政の協働の領域というふうに考えてございます。以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

○12番(笹島 猛君) 我が国は、2025年までに4人に1人は65歳以上になる超高齢化社会を迎えようとしております。本市も例外ではなく、地域の自治活動に参加する人が年々少なくなっているのが現状です。地域自治なくしては行政は成り立たないように、地域自治の発展は、持続ある社会の形成になくてはならない政策の一つであると考えます。これまで本市は、将来の地域自治を見据えて自治会を組織し、どのように地域主権時代を見据えて地域の自治を形づくっていこうとしているのか、市長の見解を伺います。

〇議長(助川則夫君) 市長。

〇市長(海野 徹君) お答えします。

議員も御存じのことですが、市では平成20年の第1次那珂市総合計画において、市民とともにつくる協働のまちづくりを基本理念の一つに掲げて協働のまちづくりを進めてきたところです。行政と住民が互いにパートナーとして互いを補完しつつ、住みよいまちづくりを進めることが少子高齢化、人口減少時代に入った今だからこそ重要な施策であると考えています。笹島議員も多分ご経験があると思うんですけれども、私が子供のころは、地域において共同作業というものがありまして、道普請とか、それから草払い、こさ払い、井払いなど、そういった作業を地域の住民がみずからの手で作業してきたことがあります。そうしたことなどを参酌して、これからも協働のまちづくりの基本理念を堅持しつつ、元気で住みよい誰もが住みたくなるまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

〇12番(笹島 猛君) 次に、四中学区コミュニティセンターの設置について伺ってまいります。

コミュニティセンターは、多機能性であり、社会教育、生涯学習事業に加えて、福祉や安心・安全、健康づくりなど、市民の利便性向上を目指すものであります。また、コミュニティセンターごとに地域性や独自性に対応した運営が図られることで、行政側にとっては一体感のある地域コミュニティ助成のための各種事業展開が可能になるなどのメリットが期待できるものと考えております。

本市も東日本大震災の教訓を生かして、防災対策を進めております。まず、災害発生時には自分で自分と家族を守る自助が防災の基本となりますが、次に、地域の安全は地域で守る 共助というのが必要であります。そこに被災した市民の支援として、行政などからの公助により対応するという流れになると思います。自立生活が困難な方を受け入れる応急対策、市民支援の地区拠点と位置づけて優先的に開設する避難施設として、コミュニティセンターの設置は基幹避難所としての意味合いもあって、大変重要な施設と思われますが、いかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) お答え申し上げます。

市民みずからが住みよいまちづくりを進めるための拠点施設として、市民の地域活動を通じて地域住民の交流を促進し、文化、教養の高揚と福祉の増進に資する施設として重要だというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 市が保有している市民文化系施設(集合施設)は、コミセン4カ所、 交流センター2カ所があります。これらの施設の役割、目的について伺います。

また、戸多小学校跡地の利活用において、地域の要望により特別教室部分を改修し、戸多地区交流センターとして整備を行うとのことですが、進捗状況やスケジュールについて伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) まず1点目のコミセン、交流センターの役割でございますが、コミュニティセンターは、市民みずからが住みよいまちづくりを進めるための拠点施設として、市民の地域活動を通して地域住民の交流を促進し、文化、教養の高揚と福祉の増進に資するために設置してございます。地区交流センターは、市と市民の協働のまちづくりを推進するにあたり、市内に自治活動の拠点施設として設置することにより、市民相互の交流を図り、もって地域の活性化及び地域の課題解決に寄与することを目的としてございます。

次に、戸多地区跡地の利用計画についてどうなっているのでしょうかと、特別教室の部分はどうするんでしょうかというような質問ですが、戸多地区跡地利用計画につきましては、特別教室棟を戸多地区交流センターとして活用するため、さる5月19日に戸多地区の代表者と市職員による戸多小学校跡地利用委員会を立ち上げ、現在協議を行っているところでございます。今後さらに協議を重ね、28年度に改修工事を完了し、平成29年度から供用開始する計画で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- O12番(笹島 猛君) 次に、これらの施設の収入と、それからトータルで結構ですが、運

営経費はどのくらいかかるのか、また使用料が無料、減免になる団体は何割なのか、また現在コミセンが抱えている課題は何かということをまとめて伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 整理して考えていきたいと思うんですけれども、まず、施設の利用状況でございますが、ふれあいセンターよしのが平成26年度の実績でございますが、26万250人、ふれあいセンターよこぼりが4万1,682人、ごだいが3万8,089人、総合センターらぽーるが9万484人となってございます。

どのような基準をもとに有料化したのですかというような質問もございましたが、これは 平成8年当時に使用料については他市町村、中央公民館の料金をもとに設定したと聞いてご ざいます。

また、管理運営費はどれぐらいかかるのかということなんですが、トータルとして4つのコミセンの維持管理経費として7,657万4,000円かかってございます。一方、収入でございますが、全体として1,352万円程度の使用料収入がございます。

それと、あと使用料が無料、減免になった団体はどれぐらい利用者の中でありますかという話があったんですが、これについては19.38%ということで、約20%が減免団体だよということになってございます。

さらに、それぞれの敷地面積等については、別途回答したいと思ってございます。 以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 課題については。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 申しわけございません、一つ忘れてしまいました。 お答え申し上げます。

いずれにしても、平成8年によこぼり、よしのがつくってございます。さらに、総合センターらぽーるは平成10年の竣工ということでございまして、施設の老朽化に伴う修繕費が増加しているという現状にございます。これが一つの大きな問題点かなというふうに思ってございます。ちなみに、平成24年度から26年度までの修繕料の合計が24年度が約396万円です。それから25年度が472万円、26年度が598万6,000円ということで、毎年100万円ぐらいずつはふえているのかなというようなことでございます。

以上が問題点でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 公共施設使用料金は、利用者から見れば当然安価な値段で、無料であれば一番ありがたいですけれども、やはり施設の維持管理、それから運営経費の不足分というものはどこから補っているかというと、市民全体の税金で補っているわけですから、この負担の公平化という視点から、やはり利用者に応分の負担を求めていくことは、公共施設

使用料の基本だと思います。

そこで、現在の役所が直接かかわるやり方ではなくて、指定管理者制度を導入する考えは ありますか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(車田 豊君) 指定管理者の問題でございますが、那珂市行財政改革大綱第 3次計画の中で、推進項目として、指定管理者制度の活用がございます。公の施設の管理運 営については、指定管理者制度を導入すべきかどうか精査するとともに、民間の受け入れ状 況を見きわめながら、市民サービスの向上が図れ、経費の削減が図られるなど、効果が上が ることをされた施設について指定管理者制度の活用を推進してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 四中学区は、那珂市でも菅谷地区においても人口が多く集中しているところであります。病院や学校、大型スーパーなどがあり、利便性があって、今後も若い人が転入してくるなど、人口増加が見込まれるところです。その地区に満足な集会施設がないことは、市民の目から見ると、住民サービスが随分貧弱な地区だと思われても仕方がありません。コミセンは、地域コミュニティの活動拠点と位置づけられております。これから行政と市民が協力しながら協働のまちづくりをしていこうということから、こういった市民の活動する拠点はぜひとも確保していく必要があると思います。

そこで、四中学区にぜひコミュニティセンターを建ててほしいと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) 四中学区にコミセンということでございますが、市では、市内の5つの中学校区ごとにコミセンを設置する基本方針を持ってございますが、四中学区につきましては、住民の皆さんがコミュニティセンターの建設を望んでいますということについては十分に認識してございます。ただし、建設場所、用地の確保、そして財源の問題もありますので、事務事業・実施計画の中に位置づけるなど、事業実施に向けて住民の皆さんの声を聞きながら、市内部で詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 部長、これは用地面積はどのくらい必要なんですか、それをちょっと伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(車田 豊君) ちなみに、ふれあいセンターよしのについては9,212平米の 敷地です。建物面積が939平米、工事請負費が、建物ですね、外構が入っていると思うんで すが2億4,200万円ということです。よこぼりにつきましては、敷地面積が1万412平米で

す。それから建物面積が1,044平米、3億3,200万円の工事費がかかってございます。ごだいにつきましては、21年の8月にできた一番新しいものでございますが、敷地面積が9,679平米、建物の面積が1,117平米、工事請負費が3億1,500万円かかってございます。あと、らぽーるでございますが、これはかなり施設が古くて平成10年の4月にできてございます。敷地面積が7,434平米、建物が4,219平米、工事費が15億2,200万円かかってございます。このことから、敷地についてはおおむね1~クタールが必要なのかなというふうに考えてございます。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 次に、資金がないということで、私の提案ですけれども、資金調達 についてちょっと話していきたいと思います。

資金調達については、ミニ公募債、これは地方債の借り入れの手段の一つとしてということで、各自治体の方がよくやっておられます。このミニ公募債は、住民が参加して購入する公募債です。「コミュニティセンター」という名称を使えば該当すると思いますので、検討する価値はあると思いますが、いかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- 〇総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

ミニ公募債は、地方自治体が資金調達のために発行する地方債の1種でございまして、公共施設などの整備を目的として、購入対象者を地域住民や法人に限定して販売するもので、議員のおっしゃるとおり、コミュニティセンター建設事業におきましても、住民参加のミニ公募債という方法も可能ではないかというふうに考えられます。しかし、当市におきましては整備をするときには通常の起債よりも有利な合併特例債の発行で、それを活用していきたいなと思っております。

以上です。

- 〇議長(助川則夫君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(車田 豊君)** 先ほどの答弁の中で、ちょっと間違ったことがございますので、訂正いただきたいと思います。

ふれあいセンターよしのの入場者数で26万250人というふうに回答してしまったんですけれども、2万6,250人ということで1桁違ってございますので、ご訂正のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 次に、基金ですけれども、財政調整基金とか減債基金、これは計画 的に積み立てられていると思うんですけれども、平成25年度の額と26年度の見込み額につい て伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

財政調整基金の平成25年度末の残高でございますが、約18億7,000万円でございます。平成26年度末の見込み額でございますが、約20億500万円でございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- **〇12番(笹島 猛君)** 部長、年々何か増加しているんですけれども、18億円と今度は見込みが20億円ということで、そういうふうに解釈してよろしいんですか。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- ○総務部長(宮本俊美君) はい。今この話をすると長くなりますが、平成20年に那珂市では 非常に危機的な状況になって、その後、行財政改革健全化プランの作成をして、皆さんのご 協力を得ながら行財政改革になったわけで、それの影響でこれだけためることができたとい うことでございます。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 頑張ったおかげということで理解いたします。基金の積み立ては収支状況が良好で、いわゆる財政的な余力、あるいは行財政改革等に伴う財政的な改善効果によって積み立てられ、ふえたということと理解いたします。また、これは条例ですからどんどん積み立てられることになって、市民の負担をもって義務的に積み立てていくのか、一つ伺います。

また、なぜコミュニティセンター等整備基金は積み立てられなかったのか、この2点を伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- 〇総務部長(宮本俊美君) お答えいたします。

基金の積み立ての件でございますが、積み立てにつきましては、義務的に積み立てられるものではございませんで、年度末に余剰金が出た場合に積み増しを図っているということでございます。それと、コミュニティセンターの整備基金が積み立てられていないということでございますが、このコミュニティセンター等整備基金につきましては、平成14年に電源立地地域対策交付金を原資に積み立てが始まりまして、平成16年度に、今のふれあいセンターよこぼりでございますが、これの整備のときに取り崩しをしてございます。その後、また積み立てをしまして、平成20年度にふれあいセンターごだいの建設のときに全額を取り崩して、今に至っているということでございます。今後は、このコミュニティセンターの整備が実施計画に位置づけられる状況になってきたならば、積み立てていくことになると思っております。

以上です。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

- **〇12番(笹島 猛君)** 今言っていたコミュニティセンターの整備方針が出ればということで、早く出せばいいと思うんですけれども、どうなんですか、それは。
- 〇議長(助川則夫君) 総務部長。
- 〇総務部長(宮本俊美君) お答えします。

整備方針、私が決定するわけではありませんで、これは市民生活部でよく整備方針を決めた上で、財政のほうに予算要求したり、実施計画の土台にのせていただいて、その中で協議をした中で予算づけをしていくということになるかと思います。

〇議長(助川則夫君) 笹島議員。

以上です。

- ○12番(笹島 猛君) これからのまちづくりは行政と住民が協働でやる行政、いわゆる本市がやること、住民がやることをきちんと整理して、持続可能なまちづくりをしなければならないと思います。これからの時代は、さらに少子高齢化が進み、住民が主となって活動していかなければなりません。また、地域社会の中で地域自治の担い手となる元気な高齢者をもう一度地域に取り戻し、地域自治の担い手となる高齢者が生きがいを感じる地域を考えるべきです。その活動の拠点となるコミュニティセンターは、地域にとって本当に必要なものです。直ちに基本計画として予算化し、用地を確保して、この整備事業に取りかかるべきと思いますが、市長の見解を伺います。
- 〇議長(助川則夫君) 市長
- ○市長(海野 徹君) 各中学校区ごとにコミュニティセンターを整備することは、従前に決定された市の方針と聞いております。私もその方針を踏襲していきたいと考えております。しかしながら、部長が説明をいたしましたように、事業の実現にあたっては、建設場所をどこにするかという、そういった確定、それから1へクタール必要だということなんですが、その土地、民有地であれば同意も頂戴しなくてはならない、そういったものも確保しなくてはいけないものですから、そういった問題をクリアしなくてはいけないということですね。また、財源、一番大事な財源の確保という重要事項があることから、住民の皆さんの場所等を含む多くの意向を斟酌しながら、庁内で十分な協議を重ねて、市の実施計画の中に位置づける検討を進めていきたいというふうに考えています。
- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) 財源は先ほど言っていた合併特例債が、平成37年に10年間延長されたから、あれは結構有利な起債ですよね、70%は国で見てくれるのかな。3割がこの一般財源ということで、やっぱりせっかく合併したから、その手を使わない手はないですよね、財源。それから、今言っていた用地の確保、市街化区域と調整区域は違うんで、調整区域は先ほど部長が言っていました1万平米ですよね。そうすると1町歩弱ですよね。そうすると、調整区域は、とてもじゃないが1万平米なんか取れないですから、なかなか。借地にしろ、買うにしろ、やはり調整区域が坪当たり二、三万円とすると、市街化区域は七、八万円取ら

れるわけですから、とてもじゃない、そういうのは買えない、借りないということで、やは りある程度縮小したような形の計画を立てなければいけないということで、そういうことは お任せしますので、これからもよろしくお願いいたします。

- **〇議長(助川則夫君)** 笹島議員、質問時間が2分台になりました。
- ○12番(笹島 猛君) 最後になりますけれども、ぎりぎりまでやります。

マイナンバー制度ですか。これは6月1日に発覚した年金情報の大量流出は、国民に個人番号を割り当てるマイナンバー制導入にも影響を与えております。番号の漏えいや個人情報の不正利用に対する国民の不安は根強く、情報漏えいやプライバシー侵害が32.6%、不正利用による被害が32.3%と上位を占めております。個人番号が既に導入されているアメリカでは、他人に成り済まして年金を不正受給する問題が多発しております。韓国でもインターネットを通じた番号の大量流出事件が起きております。今後、政府関係者はマイナンバーを扱う団体を総点検します。また、窓口となる市町村への指導も徹底しないといけないと話しております。年金だけではなく、所得など機微に触れる個人情報を、番号に対応される仕組みはもとより懸念がありました。

今回の件で信用が失墜したままで、本格的な導入は望めますか伺います。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **〇企画部長(関根芳則君)** お答えを申し上げます。

今回の日本年金機構の情報の不正流出に関しましては、国において早急な原因究明と再発防止対策の検討がなされ、マイナンバー制度の導入時においてもこのことは生かされるんではないかというふうに考えております。したがいまして、国における再発防止策の強化と合せまして、本市におきましても、職員に対し個人情報の保護及び管理教育を徹底し、常に危機意識の共有を図るとともに、セキュリティ体制の強化を図り、本格導入に向けた準備を進めてまいりたいと、かように考えております。

- 〇議長(助川則夫君) 笹島議員。
- ○12番(笹島 猛君) マイナンバー制度が来年1月に始まるのを前に、準備を手がけていない企業や自治体が8割以上あるとのことです。準備のおくれが目立った理由に、制度をよく理解できない人が多く、自分の問題だという意識が低いとのことです。本市でのシステム整備や十分な体制を整えて、準備は大丈夫か最後にお伺いします。
- O議長(助川則夫君) 以上で、質問時間が終了となりました。 以上で、通告12番、笹島 猛議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長(助川則夫君) 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号から議案第52号まで、以上13件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、木村静枝議員の発言を許します。

木村静枝議員、登壇願います。

[20番 木村静枝君 登壇]

○20番(木村静枝君) 議案第48号と議案第49号について質問をいたします。

この議案第48号の那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、この点について具体的に内容をご説明をお願いいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- **○企画部長(関根芳則君)** お答えを申し上げます。

今回の条例改正は、条例の適用期限を平成29年3月31日まで2年間延長するものでございます。議案第48号の条例の概要でございますが、法人が市内に建物や設備等を新増設した場合、業種、取得価格等一定の条件を満たしている場合には、その新増設した土地、家屋、償却資産を対象として、固定資産税額を3年間不均一課税するものでございます。

通常の税率は100分の1.4でございますけれども、1年目が100分の0.14で通常の10分の1、2年目が100分の0.35で4分の1、3年目が100分の0.7で2分の1というように、軽減して課税するものでございます。

なお、この条例による固定資産税の減収分につきましては、当市が原子力発電施設等立地 地域ということでございますので、国の交付税措置によりまして補塡がされているところで ございます。

なお、議案第49号についても関連がございますので、若干説明を加えさせていただきますと、先ほど説明をいたしました条例による不均一課税をした税額を、議案第49号の条例によりまして課税免除をするものでございます。したがいまして、2つの条例を合せますことによりまして、固定資産税を3年間課税免除する制度となっているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(助川則夫君) 木村議員。
- ○20番(木村静枝君) その該当する案件はありますか。
- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- 〇企画部長(関根芳則君) お答え申します。

今回の改正につきましては、平成27年4月1日以降に新たに設備等を取得した場合に適用 されるものでございます。したがいまして、現在は事業者から新たに適用を受けたいという ご相談はございませんので、現在のところ把握している案件はございません。

以上でございます。

〇議長(助川則夫君) 木村議員。

- ○20番(木村静枝君) これからの予定もありませんか。
- 〇議長(助川則夫君) 企画部長。
- ○企画部長(関根芳則君) この制度を使いまして、やはり財源の確保と雇用の創出を図るための企業誘致を図るものでございますので、周知を図りながらこの制度を生かして、企業誘致を進めていきたいということでございます。ということで、ぜひこちらを適用して、那珂市内に企業のほうに進出していただければというふうに、かように考えてございます。以上でございます。
- **〇20番(木村静枝君)** 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(助川則夫君) 以上で、通告1番、木村静枝議員の質疑を終結いたします。 以上で、通告によります議案等の質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長(助川則夫君) 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第5号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項であります。

また、報告第6号から報告第9号までの4件につきましては、地方自治法施行令第146条 第2項の規定による報告事項となっておりますので、以上5件は報告をもって終了といたします。

続きまして、報告第2号から報告第4号までの3件、並びに議案第48号から議案第52号までの5件、以上8件につきましてはお手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長(助川則夫君) 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳 情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しました ので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよ

◎散会の宣告

○議長(助川則夫君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時03分

平成27年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号(6月19日)

平成27年第2回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第4号)

平成27年6月19日(金曜日)

日程第 1 報告第 2号 専決処分について (那珂市税条例等の一部を改正する条例)

報告第 3号 専決処分について (那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)

報告第 4号 専決処分について (那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)

議案第48号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税 の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第51号 那珂市地域審議会設置条例を廃止する条例

議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)

請願第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

請願第 2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に 関する意見書の採択を求める請願

請願第 3号 「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』を具体化する法案の拙速 な採決をしないよう求める意見書」の提出を求める請願書

日程第 2 議案第53号 人権擁護委員の推薦について

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第 4 委員会の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	筒	井	かよ子		君	2番	寺	門		厚	君
3番	小	宅	清	史	君	4番	助	Ш	則	夫	君
5番	綿	引	孝	光	君	6番	木	野	広	宣	君
7番	古	Ш	洋	_	君	8番	中	庭	正	_	君
9番	萩	谷	俊	行	君	10番	勝	村	晃	夫	君

﨑 長 君 12番 猛 君 11番 中 政 笹 島 男 13番 君 嶋 寿 君 14番 武 藤 博 光 君 15番 16番 福 耕四郎 君 遠 藤 実 君 田 17番 藤 博 君 18番 加 藤 君 須 直 行 20番 枝 19番 Ш 利 秋 君 村 静 君 石 木 平 野 進 君 22番 木 内 良 君 21番 海

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

長 長 人 君 市 海 野 徹 君 副 市 松崎 達 教 育 長 和衛君 企 画 部 長 関 根 芳 則 君 秋 Щ 豊 総務部長 宮 本 俊 美 君 市民生活部長 車 田 君 保健福祉部長 男 大 部 公 君 産業部長 佐々木 恒 行 君 建設部長 上下水道部長 石 川 冨 田 慶 治 君 裕 君 教育部長 消 防 長 会 沢 直 君 増 子 正 行 君 行財政改革 会計管理者 男 野 上 隆 君 綿 引 智 君 推進室長 農業委員会事 務 局 長 危機管理監 引 田 克 治 君 樫村 武 君 総務部次長 崎 薫 君 Ш

議会事務局職員

 事務局長深谷
 忍君
 書
 記
 小田部信人君

 書
 記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(助川則夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長(助川則夫君) 会議に先立ちまして、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功労に対し、表彰がありましたので、伝達式を行います。

平成27年度全国市議会議長会定期総会におきまして、3名の当市議会議員が、また、茨城県市議会議長会総会におきまして、3名の当市議会議員が長年の議会活動の功績に対し、表彰を受けました。

まことにおめでたく、心からお喜びを申し上げる次第であります。

それでは、直ちに伝達式を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰者20年以上在職議員として、議席番号21番、海野 進議員。15年 以上在職議員として、議席番号17番、須藤 博議員。10年以上在職議員として、議席番号 15番、遠藤 実議員。

続きまして、茨城県市議会議長会表彰者、20年以上在職議員として、議席番号21番、海野 進議員。15年以上在職議員として、議席番号17番、須藤 博議員。8年以上在職議員として、議席番号14番、武藤博光議員でございます。

それでは、初めに、全国市議会議長会表彰伝達式を行います。

海野議員。

表彰状 那珂市 海野 進殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第91回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会 会長 岡下勝彦

代読。

おめでとうございます。

須藤議員、どうぞ。

表彰状 那珂市 須藤 博殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあります ので、第91回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会 会長 岡下勝彦

代読。

おめでとうございます。

遠藤議員。

表彰状 那珂市 遠藤 実殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがあります ので、第91回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成27年6月17日

全国市議会議長会 会長 岡下勝彦

代読。

おめでとうございます。

海野議員、お願いします。

表彰状 那珂市議会議員 海野 進殿

あなたは市議会議員の職にあること20年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振 興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成27年5月25日

茨城県市議会議長会 会長 田口文明

代読。

おめでとうございます。

須藤議員。

表彰状 那珂市議会議員 須藤 博殿

あなたは市議会議員の職にあること15年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振 興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成27年5月25日

茨城県市議会議長会 会長 田口文明

代読。

おめでとうございます。

武藤議員。

表彰状 那珂市議会議員 武藤博光殿

あなたは市議会議員の職にあること8年熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振

興に貢献された功績はまことに顕著であります。よってここに表彰します。

平成27年5月25日

茨城県市議会議長会 会長 田口文明

代読。

おめでとうございます。

それでは、ここで表彰者を代表いたしまして、海野 進議員より謝辞をお願いいたします。 21番、海野 進議員、登壇願います。

[21番 海野 進君 登壇]

O21番(海野 進君) 表彰者を代表させていただきまして、一言御礼の言葉を申し上げさせていただきます。

この表彰については、那珂市民、また市議会議員の皆さん、執行部の皆さんのご協力のた まものと、心から感謝を申し上げ、御礼の言葉といたします。

また、表彰にあたりまして、今後とも自己研さんを積みながら行動することをお約束し、 お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〇議長(助川則夫君) どうぞお戻りください。

受賞されました各議員におかれましては、まことにおめでとうございます。 以上で伝達式を終わります。

◎諸般の報告

〇議長(助川則夫君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場 に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、議席に配付したとおりですので、ご了承願います。 本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎報告第2号~請願第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長(助川則夫君) 日程第1、報告第2号から議案第52号まで、以上8件及び請願を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。 初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

[総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇]

〇総務生活常任委員会委員長(萩谷俊行君) おはようございます。

それでは、総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

総務生活常任委員会報告書

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

- 1、付託事件。報告第2号 専決処分について(那珂市税条例等の一部を改正する条例)、報告第3号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)、議案第48号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 那珂市地域審議会設置条例を廃止する条例、議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)、請願第3号 「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』を具体化する法案の拙速な採決をしないよう求める意見書」の提出を求める請願書。
 - 2、結果。報告第2号、第3号は、全会一致で、承認すべきものとする。

議案第48号、議案第49号、議案第51号、議案第52号は、全会一致で、原案のとおり可決 すべきものとする。

請願第3号は、賛成少数で不採択とすべきものとする。

3、理由。報告第2号、報告第3号は、平成27年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律の公布により、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正し、4月1日より施行したものです。

議案第48号は、那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する 条例の適用期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日に2年延長するものです。

議案第49号は、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の適用期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日に2年延長するものです。

議案第51号は、平成27年3月31日をもって条例で定める那珂市地域審議会の設置期間が 満了となったため、その条例を廃止するものです。

議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算は、特に問題なく妥当なものです。

請願第3号は、集団的自衛権などは、我が国の安全保障環境の変化に対応し、国民の生命と平和を守るために重要な事項であり、今後、関連法案を整備して実施していくことが閣議決定されているので、この請願には反対するとの意見が多数となり、賛成少数で不採択とすべきことに決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(助川則夫君) 続きまして、産業建設常任委員会、中﨑政長委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中﨑政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(中崎政長君) 産業建設常任委員会報告をいたします。

本委員会の付託事件につきましては、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告を いたします。

記。

- 1、付託事件。議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)。
- 2、結果。議案第52号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

理由。議案第52号は、特に問題なく妥当なものであります。

この補正予算は、ひまわりフェスティバルの送迎用のバスの運賃改定によりましての補正 予算でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(助川則夫君) 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。 武藤委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長(武藤博光君) 教育厚生常任委員会の報告をいたします。

那珂市議会議長 助川則夫様

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

- 1、付託事件。報告第4号 専決処分について(那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例)、議案第50号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願、請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願。
 - 2、結果。報告第4号は、賛成多数で、原案のとおり承認すべきものとする。 議案第50号及び第52号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものとする。

請願第1号は、全会一致で、原案のとおり採択すべきものとする。

請願第2号は、賛成多数で、継続審査とすべきものとする。

3、理由。報告第4号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、那珂市国民健康保険条例の一部を改正するものです。内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る各限度額の引き上げ、国民健康保険税減額に係る控除額の拡大です。課税限度額の引き上げは毎年のように行われており、国保税を払えない人がふえ、医者にかかれない人もふえている。市民生活にこれ以上の負担を強いる国民保険税の値上げには反対するという意見がありました。

議案第50号は、介護保険法及び介護保険法施行令の改正により、那珂市介護保険条例の一

部を改正するもので、第1号被保険者の介護保険料の所得段階が第1段階の者の保険料率を 軽減し、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に引き下げるものです。

議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)は、特に問題なく妥当なものです。

続きまして、請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うことを、国に対して要望する意見書の提出を求めるものです。

聴覚障害者の方が、手話で意思疎通ができ、正しい情報を得ることが保障され、社会参画ができるようになるために、この意見書の提出は重要であるという意見があり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することにしました。なお、意見書は別添のとおりです。

請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための、安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願は、年金積立金について、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行い、保険料拠出者である労働者と使用者が年金運用の協議の場に入り、その意思を反映させるべきであるということを、国に対して要望する意見書の採択を求めるものです。

請願内容について、請願者である連合茨城の事務局長から説明があり、その後、請願者に 対する質疑応答を行いました。

採択に賛成する意見として、年金の運用に株式投資の割合をふやすことには反対であり、 株価が下がった場合の被害は年金受給者がこうむることになるので、安定的な運用を求める べきであるという意見がありました。

一方で、年金の運用に関しては、今般の社会情勢の変化に応じて、運用方法も変化せざる を得ない状況になっていることが考えられ、きちんとした運用を求めることは当然であるが、 現実問題として、我々は資金運用に関して素人であり、この場で判断することは難しいため、 もう少し情報提供をいただいて勉強してから賛成反対を論ずべきであるという意見があり、 請願第2号は、賛成多数により、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(助川則夫君) 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

15番、遠藤議員。

○15番(遠藤 実君) 今の委員長報告のうち、請願第2号についての質疑をさせていただければと思っております。

年金積立金に関しての意見書でございますけれども、この請願にありますとおり、GPI

F、いわゆる年金積立金管理運用独立行政法人においては、基本ポートフォリオを大きく変更したわけでございます。

この基本ポートフォリオといいますのは、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行うために定めた、各資産を組み合わせた資産構成割合なんですけれども、これが国内債券とか国内株式、外国債券、外国株式と、そういったものがいろいろと組み合わさって運用しているわけでございますが、この株式、いわゆる投機的な内容、今までは24%だったものを50%に引き上げたわけでございます。

そういった意味で、かなり、その投機的な意味合いが強くなったということですが、以下 の3点について、委員会の中でどのような議論がされたかをお伺いしたいと思います。

まず、この目的ですけれども、この、そもそも年金の運用に関しては、本来、法律にも趣旨にもあるとおり、専ら被保険者の利益のために行うことが前提でございますが、今回は経済成長のための運用の見直しというふうになっている点、これに関してどのような議論があったかということが1点。

次、2番目、今までは安定資産とされてきた、この国内債券の比率が大幅に下がって、投機的な株式の部分が倍以上にふえたと、こういったリスク性資産割合が高まったことに対してどのような議論が交わされたか。これが2点目。

そして3点目は、何よりも、保険料の拠出者である国民に対する十分な説明を欠いたままの変更である。こういったことが請願の中にも入っていますが、これに関してどのような議論が行われたか。

この3点についてお伺いをいたします。

- 〇議長(助川則夫君) 武藤委員長。
- ○教育厚生常任委員会委員長(武藤博光君) ただいま請願者のほうから質問がありました。 結果といたしまして、ただいまの請願者のほうからの質疑の内容というのは、内部では行われていないのが現状であります。どのような意見があったかというと、基本的にこの件に関しては、年金を受け取るのであれば、株に頼っていたのでは危険であろうと、そのような意見が主なものでございました。

ポートフォリオとか、国内債券の比率とかという、株式の関係の内容なんですけれども、これに関しては、私どもがいただいた資料の中で、委員の中でもこれに関して専門的な知識を持っている者はほとんどいなかったもので、その内容についての、割合についての説明というものはございませんでした。

以上でございます。

○議長(助川則夫君) 外にございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(助川則夫君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案等について討論を行います。

討論の通告がありましたので、通告1番、木村静枝議員の発言を許します。

木村議員、自席でお願いします。

木村議員。

〇20番(木村静枝君) 報告第4号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例)の承認に反対する立場から討論をいたします。

本条例改正は、国民健康保険法施行令の一部改正を伴い、国民健康保険税について負担の 適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険 税の算定にかかわる基準の見直しを講ずるとしています。

現行の限度額は、基礎課税額分は51万円、後期高齢者支援金等課税額分は16万円、介護納付金分14万円、総計で81万円です。これを、基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分とれぞれ1万円ずつ引き上げ、介護納付金分を2万円引き上げ、合せて4万円引き上げ、限度額を85万円にするものです。

後期高齢者支援金が導入された2008年度は、限度額68万円でしたが、この7年間で5回も改定され続け、17万円もの引き上げになります。その税率は25%ものアップとなっています。

厚労省は、低所得層、中間層に配慮したものと説明しています。しかし、配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではありませんか。 当市が国言いなりで限度額を引き上げるだけでは、住民負担をふやすばかりです。

国保の財政難と国保税高騰を招いた根本原因は国庫負担の引き下げにあり、1984年の国保法改悪で国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、1984年から2010年度の間に、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、50%から25%へ半減しています。

国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と同時に進んだことが、事態を一層深刻にしています。 市は、国に対し、国庫負担の増額を強く求めるべきです。被保険者間で負担をやりくりす ることで、負担増を回避しようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけのことにな ります。

当市が政令改正にあわせて保険税の引き上げと課税限度額を引き上げることで解決を図る あり方は、被保険者の負担をふやすばかりでございます。誰もが払える保険料に軽減するこ とは、国の責任です。国保税の引き下げこそ必要です。

次に、請願第3号について、賛成の立場から討論をいたします。「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』を具体化する法案の拙速な採決をしないよう求める意見書」の提出を求める 請願に賛成の立場から討論をいたします。

日本国憲法の序文には、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも 国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民 の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、 この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び 詔勅を排除する。」これは序文からの一部抜粋です。

そして、憲法9条には、戦争の放棄がうたわれています。その1項では、「日本国民は、 正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇 又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」 2項では、 「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、 これを認めない。」としています。

そして、憲法第98条では、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」憲法第99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とされています。

しかし、今、この憲法をないがしろにする集団的自衛権行使や、戦地派兵で米軍への軍事 支援を密接積極的に進める法案が国会に提出されています。 6月4日の衆院憲法審査会で、 立憲主義をテーマに招致された参考人の憲法学者3氏がそろって、集団的自衛権行使を可能 にする法案について、憲法に違反するとの認識を表明しております。

与党推薦の長谷部恭男早稲田大学教授は、「集団的自衛権が許されるという点は、憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかないし、法的安定性を大きく揺るがす」と表明しています。他の2人の学者も、「海外に戦争に行くというのは、憲法9条、とりわけ2項違反だ」や、「従来の政府の憲法解釈を踏み越えてしまったので、違憲だ」と表明しております。

直近の世論調査でも、共同通信の行ったものでは、「安倍政権の法案を十分説明している とは思わない」が81.4%、テレビ朝日では、「廃案にするべきだ」「今の国会にこだわら ず、時間をかけて審議するべきだ」と合せて82%になっています。

日本の進路を大きく変える法案は、慎重の上にも慎重を期すべきです。したがって、この 請願には賛成をいたします。

以上です。

○議長(助川則夫君) 続いて、通告2番、遠藤 実議員から討論の通告がありましたので、 発言を許します。

遠藤議員、自席でお願いします。

遠藤議員。

○15番(遠藤 実君) 私は、請願第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全 かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願に賛成の立場から討論をさせていただき ます。

年金積立金は、厚生年金保険法などの議定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期

的な観点から安全かつ確実な運用を行うことが大切であります。

これまで、安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にする必要があります。

GPIF、いわゆる年金積立金管理運用独立行政法人において、保険料拠出者である国民が参画し、確実に意思反映できるようなガバナンス体制を構築することも、非常に重要であると考えます。

この請願につきましては、継続ではなく、この定例会でぜひ採択をして、年金の被保険 者・受給者を守るべきと考えます。

以上でございます。

○議長(助川則夫君) 以上で討論を終結いたします。

これより、報告第2号から報告第3号まで、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第3号まで以上2件は、委員長報告のとおり承認することに 決定をいたしました。

次に、報告第4号を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(助川則夫君) 起立多数と認めます。

よって、報告第4号は委員長報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第48号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第49号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第51号 那珂市地域審議会条例を廃止する条例、議案第52号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第1号)以上5件を一括して採決をいたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第52号以上5件は、委員長報告のとおり決することに決定をいたしました。

請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号の委員長報告は採択すべきものであります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択することに決定をいたしました。

請願第3号 「集団的自衛権行使容認の『閣議決定』を具体化する法案の拙速な採決をしないよう求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は、不採択と すべきものであります。念のため申し上げます。これから行います請願第3号の採決は、委 員長報告に対するものではなく、請願第3号を採択にするのか、不採択にするのかを問うも のでございます。

お諮りいたします。この請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(助川則夫君) はい、結構です。

賛成少数であります。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(助川則夫君) 日程第2、議案第53号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

〇市長(海野 徹君) 議案第53号 人権擁護委員の推薦についてご説明申し上げます。

下記の者を、人権擁護委員として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年 法律第139号第6条第3項)の規定により、議会の意見を求めます。

記。

住所、那珂市菅谷2827番地の6。

氏名、藤田美和子。

生年月日、昭和37年12月3日生まれ。

平成27年6月19日提出。

那珂市長 海野 徹

提案理由につきましては、人権擁護委員のうち、藤田美和子委員は、平成27年9月30日をもって任期満了を迎えるため、水戸地方法務局長から人権擁護委員の候補者の推薦について依頼があったことから、藤田美和子委員を再選しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(助川則夫君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号につきましては、会議規則 第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。 続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(助川則夫君) 日程第3、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務及び 所掌事務の継続調査申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務及び所掌事務の調査 事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(助川則夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について

〇議長(助川則夫君) 日程第4、教育厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申出の件を議題 といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

教育厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(助川則夫君) はい、結構です。

起立多数と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長(助川則夫君) 以上で本会議に付議された案件は全部終了いたしました。 ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。 市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

〇市長(海野 徹君) 平成27年第2回市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申しあげます。

本日の会議冒頭におきまして、全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会より、永年勤続による表彰の伝達がございました。表彰の栄に浴されました4名の議員の皆様に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、長年のご功績を賞賛申し上げます。今後とも、那珂市の地方自治進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする14件の議案 等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただきました。ま ことにありがとうございました。 また、常任委員会におきましては、3日間にわたり、平成27年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案の外、各種の報告案件につきまして、熱心にご審議いただき、また貴重な意見も多数頂戴することができました。各常任委員会の委員の皆様に対しまして、重ねて感謝を申し上げたいと思います。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきま しては、今後十分に配慮しながら、引き続き、効果的・効率的な行政運営を図ってまいりま す。

結びになりますが、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を 賜りますようお願いを申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後と もご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

18日間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長(助川則夫君) これにて平成27年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長助川則夫

那珂市議会議員 筒 井 かよ子

那珂市議会議員 小 宅 清 史